

福岡県弁護士会の
人権擁護活動

2025



福岡県弁護士会

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

序

「福岡県弁護士会の人権活動2025年版」(人権白書)が完成しました。

人権白書は、2011年に初めて発行したもので、本書が15号目になります。

本書は、毎年1年間の、当会全体の人権擁護活動を総括するものです。そして同時に、弁護士法第1条が規定する弁護士の使命、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」のために、当会がどのような活動を行っているかを、市民の皆様、国の機関、自治体、企業、市民団体等、当会に関わる全ての皆様にお伝えするものです。当会の活動情報はホームページやリーフレットでも発信しておりますが、それらでは説明しきれない詳しい内容を、より分かりやすくお知らせしたいとの思いのもと、発行を続けてまいりました。

関係各位の皆様におかれまして、是非、本書をお読みいただき、当会の活動にご理解をいただきたくお願い申し上げます。

2025年度、当会は、2025年5月の定期総会において、「刑事法廷内の入退廷時に被疑者・被告人に対して手錠・腰縄を使用しないことを求める決議」と、「外国にルーツを持つ人々に対する人権保障の強化及び多民族・多文化が共生する社会の確立に取り組む宣言」という人権課題に向けた決議及び宣言を行いました。

そしてかかる決議及び宣言以外にも、当会は、社会の様々な人権課題に関し、会長声明等の発出、人権救済申立事件への対応、法律相談への対応、行政、関係各所等と連携した支援等の活発な活動を継続しております。本書をお読みいただければ、当会の活動領域が非常に広く、多様であることをご理解いただけるのではないかと思います。

当会はいつも、社会の皆様・市民の皆様と共にあります。

当会は皆様が必要とされるときに、法律の専門家として、真っ先に頼っていただける存在になれるよう、今後も人権擁護活動を続けてまいりますので、引き続きご支援のほどどうぞよろしくお願いいたします。

2026年(令和8年)3月 福岡県弁護士会

活 動 篇

生存権をまもる活動	2
子どもの権利をまもる活動	4
両性の平等に関する委員会	9
LGBT委員会の目的・活動概要	11
高齢者・障害者の権利をまもる活動	12
精神障害者の権利をまもる活動	15
外国人の人権、国際人権に関する活動	17
消費者の権利をまもる活動	19
中小企業に対する法律支援活動	20
民事介入暴力に対する取り組み	23
行政問題に対する取り組み	24
環境問題に対する取り組み	25
法教育に対する取り組み	26
憲法問題に対する取り組み	28
刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動	30
触法精神障害者の権利をまもる活動	32
犯罪の被害者を支援する活動	33
弁護士会の人権救済活動	35
自死問題に対する取り組み	38
情報問題対策委員会	40

資 料 篇

【会長声明等】

- ・憲法記念日にあたっての会長談話（2025年5月3日）
- ・5高裁での違憲判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2025年5月14日）
- ・外国にルーツを持つ人々に対する人権保障の強化及び多民族・多文化が共生する社会の確立に取り組む宣言（2025年5月28日）
- ・刑事法廷内の入退廷時に被疑者・被告人に対して手錠・腰縄を使用しないことを求める決議（2025年5月28日）
- ・最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明（2025年6月4日）
- ・死刑執行に抗議する会長声明（2025年6月27日）
- ・地方消費者行政の維持・強化を求める会長声明（2025年6月27日）
- ・生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、直ちに判決を踏まえた是正措置を実施するとともに生活保護基準を適正に見直すよう求める会長声明（2025年7月16日）
- ・骨太の方針2025を踏まえ、いわゆる谷間世代の経済的負担や不公平感を軽減するための基金制度の創設を求める会長声明（2025年8月6日）
- ・今秋の臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明（2025年8月6日）
- ・佐賀県警察科学捜査研究所技術職員によるDNA型鑑定での不正行為を強く非難するとともに第三者機関による検証等を求める会長声明（2025年10月1日）
- ・最高裁判決を待つことなく、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（2026年1月7日）
- ・法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議状況に抗議し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明（2026年1月14日）
- ・旧姓の通称使用のみの法制化に反対し、改めて選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を強く求める会長声明（2026年2月24日）
- ・法制審議会が法務大臣に対して答申した刑事再審手続に関する法整備の案（諮問第129号に対する答申）に強く反対すると共に、かつて超党派議連が提出した改正案の法制化を実現することを求める会長声明（2026年3月17日）
- ・国選弁護士制度の基礎報酬及び各種弁護士費用の抜本的改善を求める会長声明（2026年3月17日）
- ・「日野町事件」第2次再審請求事件についての特別抗告棄却決定を高く評価すると共に、速やかな再審公判の審理を求める会長声明（2026年3月17日）

生存権をまもる活動

● 生存権擁護・支援対策本部の活動

1 生存権擁護・支援対策本部設置の目的～生存権の擁護と支援

我が国では深刻な不況の中、「貧困」や「格差」が市民生活の中で当たり前存在する問題として認識されるようになるなど、市民の生存権が脅かされる状況に至るところで見られるようになりました。

(1) 2009年5月 緊急対策本部として設置

当会では、生活保護問題対策委員会、個別労働問題PT、多重債務者救済対策本部を統合し、広く、「生存権の擁護と支援」という視点からの取組みを緊急に取り行う必要があると考え、2009年5月14日、2012年5月14日を設置期限として「生存権の擁護と支援のための緊急対策本部」を立ち上げました。あわせて、同月25日開催の当会定期総会において「すべての人が尊厳をもって生きる権利の実現をめざす宣言」を採択し、以後、生存権、労働、多重債務という多角的な視点から、貧困問題への対策を進めてきました。しかし、その後も貧困問題はさらに継続・深刻化し、働いても貧困状態から脱することができないワーキングプアと呼ばれる層の拡大も進んでいます。

(2) 「緊急」対策本部から恒常的な対策本部へ

そこで、当会では、当本部の設置期限を2度にわたり延長し、貧困問題への取組みを継続してきました。さらに2017年2月には、貧困問題はもはや恒常的な課題であるとの認識から、名称から「緊急」等を取り、「生存権擁護・支援対策本部」（以下、「生存権対策本部」と呼びます）に名称を変更しました。2020年には新型コロナウイルスの流行を受け、雇用環境、労働環境は益々悪化しており、さらに生存権擁護・支援のための活動を充実させていく必要があります。

当会は今後も、誰もが安心して働き、暮らせる社会を実現するため、市民に寄り添う取組みを進めていきます。

2 セーフティネットに関する取組み

生活困窮問題の最後の砦とも言うべき生活保護制度の運用の改善に向けた提言、保護申請の代理援助、不服申立手続の代理援助の実施、生活保護制度についての調査・研究などを行っています。

(1) 生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士制度）の運営

生存権対策本部の活動の柱である生活保護支援システム（生活保護版当番弁護士）は、当会で受け付けた生活保護に関する相談を、生活保護制度についての研修を受けた専門弁護士に配点し、無料で相談を受けるという制度です。保護申請への同行など弁護士の支援が必要な場合には、日本弁護士連合会が実施（日本司法支援センターに委託）している法律援助事業を利用して、依頼者（相談者）の費用負担なしに、弁護士による支援を受けることが可能です。この日弁連の援助制度は、国や自治体からの補助ではなく、全国の弁護士が負担している特別会費の中からまかなわれています。

このシステムによる相談対応が生存権を擁護する観点から適切になされているかどうかについては、生存権対策本部の生活保護実務経験のある弁護士が報告書における回答内容をチェックし、内容的な運用の適切さも保持できるような運用に努めています。

(2) ホームレス施設巡回法律相談の運営

当会では、生存権対策本部を中心に、2012年1月よりホームレス支援施設（抱樸館福岡及び福岡市就労自立支援センター）に弁護士を派遣する事業を開始しました。同相談は担当弁護士が上記施設において定期的な相談を行うというもので、担当弁護士は法テラスの法律相談援助制度を用いて相談を受けています。

また、北九州市では、同じく法テラスの法律相談援助制度を活用し、2015年6月より、NPO法人抱樸が実施する炊き出しに際し、弁護士を派遣し、炊き出しに参加された方を対象とする無料法律相談を実施しております。

(3) 法テラス福岡との共同事業 リーガル・エイド・プログラム（LAP）の運営

当会は、生存権対策本部が中心となり、福岡市及び法テラス福岡と共同で、2014年11月、福岡市内の福祉事務所で生活保護受給者・自立支援対象者を対象とした巡回相談を実施するリーガル・エイド・プログラム事業（Legal Aid Program、以下「LAP」と呼びます）を開始しました。

その後、2015年1月に久留米市、2017年3月に春日市、2018年1月に筑紫野市、同年3月に大野城市と太宰府市、2019年1月に糸島市、同年6月に宗像市、同年10月に直方市、2021年5月に那珂川市、同年7月に北九州市、同年12月に福津市、2022年5月に小郡市、2025年5月に中間市で法テラス福岡（北九州市、中間市は法テラス北九州）との三者協定を締結の上、LAPの本格実施を拡大しています。

同制度は、自治体関係者や全国の単位会からも注目を浴びており、当会は体制を整えつつ、LAP実施地域を拡大し、経済的な困窮状況にある方々への安定的なリーガルサービスの普及に努めていく方針です。

3 多重債務問題への取り組み

多重債務の悩みを抱える方向けのホットラインや奨学金ホットラインなどを行っています。また、政府の多重債務者対策に関連し、実際にこれらの施策を担当する地方自治体との協議なども行っています。

● 2025年の活動

1 生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

制度が発足した2009年3月以来、毎年多くの相談が寄せられています。2025年（同年1月～12月）の相談件数は100件（福岡63件、北九州30件、筑後6件、筑豊1件）でした。生活保護支援システムについては毎年名簿登録研修を行っており、名簿登録の弁護士数は225名（2026年1月28日現在）です。

2 ホームレス施設巡回法律相談

抱樸館福岡では12回の相談会を実施し、年間の総相談件数は23件でした。福岡市就労自立支援センターは2020年4月以降各法律事務所での相談に切り替えて実施をしております。ホームレス施設巡回相談名簿の登録弁護士数は21名（2026年1月28日現在）です。

3 リーガルエイドプログラム（LAP）

リーガルエイドプログラムも毎年名簿登録研修を行っており、リーガルエイドプログラムの名簿登録弁護士数は98名（2026年1月28日現在）です。

4 11月26日 10時～20時「全国一斉生活保護ホットライン」

毎年開催している無料電話相談会で、今年度は延べ10名の弁護士が相談を担当しました。今年度は15件の相談が寄せられました。

5 その他の活動～生活保護Q&Aの改訂・書籍化

生存権対策本部では生活保護問題を担当する弁護士が生存権擁護の観点からより良い対応をできるように生活保護問題における頻出の問題について作成していたQ&Aにつき、ベテランの本部員、若手の本部員が共同でQ&Aを最新の知識を元にアップデートし、2020年出版にこぎつけ、好評をいただいております。

本部会議においては、後半パートとして、不定期ではありますが、本部委員が経験した事例を報告して、情報・意見交換をしており、実践的な知識をアップデートできるよう努めています。また、2026年度の出版を目指して、現在、書籍を改訂しています。

6 北九州市とNPO法人等との共催企画の法律相談

北九州市とNPO法人等が共催して、拠点型フードサポートを不定期に開催しています。そこに弁護士会と法テラス北九州のブースをいただき、弁護士による生活困窮者のための法律相談を実施しました。

7 最後に

生存権を擁護するための活動は多岐にわたっており、年々課題は増すばかりですが、当会では、弁護士の立場から「市民の命と生きる権利を守る」活動を、行政機関や民間団体などと適宜連携しながら、今後とも地道に実践していきます。

子どもの権利をまもる活動

● 子どもの権利委員会の活動の概要

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、その生活が保障され、良好な環境の中で大人の愛情を受けて育つことが不可欠です。

しかし、現実には、子どもの自殺者数、いじめの認知件数、児童相談所の児童虐待相談対応件数などの統計資料からも明らかなおおりに、子どもが、様々な困難を抱え、生きづらさを感じている実態があります。

子どもたちが、権利の享有主体として、自己の価値を肯定的にとらえ、健やかに成長していける社会を築くために様々な活動を行っていくのも弁護士の役割であると私たちは考えます。

子どもの権利委員会では、(1)非行や問題行動を起こした少年に寄り添い、少年の社会復帰に向けて活動する付添人活動がより円滑に行われるための諸活動、(2)保護者から虐待を受けるなどして生きる権利さえ奪われようとしている子どもたちを救済する子どもの福祉に関する諸活動、(3)学校現場における子どもの権利の実現に向けた諸活動、(4)子どもの権利条約の内容を具体化するための活動など、子どもの権利にかかわる様々な問題に取り組んでいます。

● 少年事件の付添人活動の意義

「付添人」とは

少年事件の付添人については、少年法第10条に選任手続が規定されているものの、定義規定は設けられていません。しかし、少年法第1条は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」と規定しています。

付添人は、非行や問題行動を起こした少年に寄り添い、少年のパートナーとして少年の社会復帰に向けた活動を行います。

「少年にも成人並みの権利」が保障されるべきである

少年は、大人に比べて防御能力、表現能力が著しく劣ります。捜査を担当する警察官等に対して安易に迎合する傾向があり、自己の意思を十分に伝えることができません。そのうえ、「自白調書」は、少年審判において全て証拠となります。少年事件では、えん罪を生む危険が大人以上に大きいのです。

また、保護処分手続とはいえ、審判前には調査のための観護措置があり、審判後は、処分としての少年院送致など、長期間の身柄拘束が予定されている手続では、その正当性や必要性を厳格にチェックするために弁護士の関与が不可欠です。

少年とともに歩む

事実に争いのない事件においても、付添人の活動は多岐にわたります。

①少年に反省を促し、②被害弁償を通じて被害者の気持ちを理解させ、③保護者に働きかけて親子関係の修復を図り、④学校に働きかけて受入体制を整え、⑤少年の就労先を確保し、⑥その他の社会環境の整備を行う、など少年の更生のための諸活動を行います。

少年の立ち直りを援助するために付添人は必要です。

全件付添人制度の発足

2000年（平成12年）の少年法改正により初めて国選付添人制度が導入されました。

しかし、この制度は、非行事実には争いがある事件について検察官関与決定がなされた場合に限り、家庭裁判所が選任するというもので、年間10件以下という極めて少数の選任にとどまっていた。そこで、当会は、2001年（平成13年）、全国に先駆けて、「非行」少年のうち観護措置決定を受けて少年鑑別所に収容された少年（身柄事件）が希望すれば弁護士が付添人となる「全件付添人制度」を立ち上げました（「全件」には希望するすべての少年（身柄事件）に弁護士付添人がつく意味が込められています。）。制度構築にあたっては、家庭裁判所の理解・協力があり、そして、当会の多くの弁護士が制度の趣旨に賛同し活動を開始しました。その後、この取り組みが全国各地に拡がりました。

各地の弁護士会と日弁連との連携による運動が奏功し、2007年（平成19年）の少年法改正で、検察官関与の有無にかかわらず、家庭裁判所が必要と認めた場合には裁量により弁護士付添人を選任することができるようになりました。ただ、その対象事件は、殺人、強盗などの重大事件に限られていたため、さらなる対象拡大が目指されました。

2014年（平成26年）4月、少年法の一部を改正する法律が成立し、国選付添人の対象事件が被疑者国選弁護制度と同一範囲の死刑・無期又は長期3年を超える懲役・禁錮の罪の事件まで拡大されました。これは、少年鑑別所に収容され身体拘束された少年の約8割を対象とするものであり、大幅な前進であると評価できるものです。

国選対象でない事件や、国選対象であっても裁判所が国選付添人を選任しなかった事件については、弁護士会の会員の会費を原資として運営している少年保護事件付添援助制度が付添人活動を支えています。

全面的国選付添人制度の実現を目指して

2015年（平成27年）の通常国会で「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、2018年（平成30年）6月1日、被疑者国選弁護制度の対象事件が身体拘束事件全件まで拡大されました。他方、国選付添人の対象事件は限定されたままであるため、家庭裁判所送致後、国選弁護人が引き続き国選付添人として活動することができないという矛盾が生じ得ます。

国選付添人の対象ではない虞犯や道路交通法違反なども含めて全ての少年事件に国選付添人が必要です。

当会は、各地の弁護士会及び日弁連と共同し、身体拘束された少年の事件全てを対象とし、かつ、少年または保護者の請求があった場合にも国選付添人を選任する「全面的国選付添人制度」の実現を目指しており、今後も取り組みを進めていきます。

改正少年法（成年年齢引下げに関連するもの）の適切な運用を求める活動

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、2021年（令和3年）5月に少年法が改正され（2022年（令和4年）4月1日施行）、18歳及び19歳の少年は、「特定少年」として少年法上特別の扱いを受けることになりました。

特定少年については、原則逆送事件の拡大、逆送された少年に対する推知報道禁止の解除、保護処分の限定化などの取扱いの変更を定めており、運用次第では、少年法の適用年齢を引き下げた場合と実質的に変わらない結果をもたらすおそれがあります。

当会では、改正少年法の運用により18歳及び19歳の非行のある子どもの立ち直りの機会が奪われることのないよう、裁判所や関係機関の実際の運用を見守りつつ、意見交換の場を設けて意思疎通を図り、あわせて、具体的な事件における会員の付添人活動を支援するなど、適切な運用を求める活動を行っています。

● 子どもの福祉に関する諸活動

児童相談所への法的支援

子どもの福祉を図るための中心的な機関である児童相談所（福岡県6か所、福岡市、北九州市に各1か所）と連携し、特に児童虐待の通告件数の増加に伴って生じる児童に関する法的問題に、専門的な立場から法的なアドバイスを行ったり、司法手続に関与したりします。

2011年（平成23年）4月に、全国で初めて、福岡市の児童相談所に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されました（福岡市の児童相談所には、非常勤弁護士が週に1回（複数名で交代）勤務し、さらに、契約により法的手続の代理人となる弁護士が就任しています。）。

2017年（平成29年）には、福岡県の児童相談所に常勤弁護士が、北九州市の児童相談所に非常勤弁護士が配置され、2021年（令和3年）にも福岡県の児童相談所に常勤弁護士が配置されました（いずれも当会所属）。

これに加え、福岡県の児童相談所では、弁護士16名で構成する弁護団が県との間で契約を締結し、常勤弁護士をフォローする形で相談への対応や法的手続申立ての際の代理業務を行っているほか、各児童相談所で週1回行われる受理会議に毎週（一部の児相は隔週で）弁護士が出席する体制を

とっています。

子どもの代理人活動

保護者からの虐待など、権利侵害を受けている子どもの権利を保障するために、弁護士が子どもに代わって法的手続や関係者との交渉を行うのが子どもの代理人活動です。当会では、日弁連「子どもに対する法律援助事業」を利用した子どもの代理人活動及びその前提となる法律相談が活発に展開されています。特に、子どもの法律相談については、福岡市児童相談所からの要請に応じ、同所へ赴き、一時保護中の子どもからの相談にも対応しています。

無戸籍問題に対する取り組み

生まれたときに出生届が出されず、戸籍を持たない人がいることが問題となっています。

そうした人の戸籍取得を手助けするために、法務局と連携して、定期的（年4回。うち1回は、法テラス福岡の職員及び福岡家庭裁判所職員もオブザーバーとして参加）に協議会を行って問題状況について認識を共有するほか、個別に案件の相談を受けたり、相談をふまえて法的援助を行ったりする取り組みを進めています。

子どもの福祉に関する勉強会

毎年、神奈川県弁護士会、大阪弁護士会、沖縄弁護士会など、他の地域の弁護士と共同で、児童虐待等に関する現状や実務面での問題について認識を共有するとともに、各テーマについて意見交換することを目的に「合同福祉勉強会」を持ち回りで開催しています。勉強会で得た知見・情報を各地域の活動に還元しています。

● 学校現場における子どもの権利の実現に向けた諸活動

学校現場の問題を知る活動

2010年（平成22年）に実施したシンポジウム「体罰について考える」を契機に福岡市教育委員会との勉強会が始まりました。この勉強会は、今も定期的に開催し継続しており、私たち弁護士が学校現場の実情を知る重要な機会となっています。実際に教師が対応に困難を抱えている事例の検討や公表されている第三者委員会の調査報告書の分析、いじめや体罰に関する判例をもとにした意見交換等を行っています。2023年（令和5年）7月からは、福岡市教育委員会に弁護士（当会所属）が常勤職員として配置されています。また、北九州市では、2019年度（平成31年度）より、弁護士（当会所属）がスクールロイヤー業務委託契約を締結し活動している他、県内の複数の自治体で弁護士（当会所属）が、法的問題に関する助言などを行う業務にあたっています。

2020年度（令和2年度）、中学校の校則の実態について調査・検討を行い、これに基づいて、シンポジウム「これからの校則」を実施し、校則の見直しに向けて意見書を発表しました。その結果、2021年（令和3年）7月の福岡市立中学校校長会の「よりよい校則（生活のきまり）を目指して」の策定につながりました。2023年（令和5年）5月にも、「いらんっちゃんない？校則」と題するシンポジウムを開催し、学校現場における校則改訂の動きや議論状況を確認しました。今後も、校則問題についての取り組みは引き続き行っていきます。

子どもの人権110番

子どもの抱える問題について弁護士が直接相談に乗るために、毎週土曜日、子どもの人権110番（電話相談）を実施しています。今後も、効果的な広報を行い、子どもたちが気軽に相談できる窓口として知ってもらうように努めていきます。

2023年（令和5年）5月からは、毎月第2月曜日に、子どもにとってより親和性があり相談しやすいLINEによる相談を開始しました（べんごしLINE相談）。周知活動が実を結び多くの相談を受けています。

いじめの重大事態調査における活動

2013年（平成25年）6月、いじめ防止対策推進法が公布されました。同法は、いじめ防止に関する措置及び重大事態への対処を柱としています。同法公布後、各自治体の調査委員会や専門委員会の委員に弁護士を推薦し活動してきました。

同法施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになり、学校関係者や各種職能団体等の関係団体からの有識者で構成された「いじめ防止対策協議会」において検討が行われ、2024年（令和6年）8月、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。ガイドラインの改訂により、調査にあたって公平性・中立性を確保するため、調査組織に第三者を加えることが推奨されました。これに伴い、弁護士がより広くいじめの調査に関わることとなり、その役割を果たすべき人材を確保することが求められています。そこで、当会では、自治体（学校設置者）からの推薦依頼に迅速かつ的確に対応するため、調査委員候補者の名簿制度を導入するとともに、会員に調査委員会の委員を担当するにあたり必要な知見や基礎的な知識を習得してもらうための研修会を随時開催しています。今後も、重大事態への対処及び同種事態の再発防止に関し専門的知識に基づく対応が可能となるよう役割を果たしていきます。

● 子どもの権利条約の内容を具体化するための活動

子どもの権利条約批准から30年を経て

日本が子どもの権利条約に批准して30年が経過しました。

当会は、批准30周年を記念し、2024年（令和6年）7月28日、福岡県弁護士会館において、子どもの権利条約批准30周年記念イベントを開催しました。

また、権利の享有主体である子どもたちに、広く子どもの権利について知ってもらうため、2024年（令和6年）9月2日付けで子どもたちに宛てた会長談話を発出しました。

真のインクルーシブ教育の実現を目指す活動

2025年（令和7年）12月12日に長崎市において第67回日弁連人権擁護大会が開催され、「ともに学び・育つインクルーシブ教育及びともに生きるインクルーシブ社会の実現を求める決議」が賛成多数で採択されました。前日11日には、「分ける社会を問う！～地域でともに学び・育つインクルーシブ教育、ともに生きる社会へ～」と題し、インクルーシブ教育をテーマにしたシンポジウムが実施されました。シンポジウムでは、当会子どもの権利委員会の委員がコーディネーターとして登壇し、当事者や当事者の元保護者などから実体験をふまえた率直な意見が披瀝されました。また、斬新な試みとして現在の教育制度と真逆の架空の世界を舞台とした自主制作映画が上映されました。その他にも当事者のみなさんが製作された動画が上映されるなど、参加者が臨場感を持ってインクルーシブ教育の意義を感じる印象に残る企画が盛り込まれました。

当会では、日弁連人権擁護大会シンポジウムに先立ち、2025年（令和7年）8月10日、福岡県弁護士会館2階大ホールにおいてプレシンポジウムを開催しました。当日は、荒天の中、多くの参加者が会場にお見えになり、オンライン参加とあわせて140名の参加者に恵まれました。同プレシンポジウムでは、映画「みんなの学校」の舞台でありインクルーシブ教育を実践する大阪市立大空小学

校の初代校長木村泰子様をお迎えしての基調講演、パネルディスカッションなどを実施しました。このプレシンポジウムを含め、当会では、これまで、先進的にインクルーシブ教育に携わってきた弁護士、研究者、当事者の元保護者の方々をお迎えしての勉強会、実践の場である教育現場との意見交換などのインクルーシブ教育に関する取り組みを、次のとおり、一歩ずつ進めてきました。

①2024年（令和6年）6月6日（インクルーシブ教育勉強会）、②2024年（令和6年）7月27日映画「みんなの学校」上映会（子どもの権利条約批准30周年記念イベント）、③2025年（令和7年）1月28日福岡市医師会とのパートナーシップ協議会、④2025年（令和7年）2月13日インクルーシブ教育勉強会、⑤2025年（令和7年）3月26日福岡市教育委員会との勉強会（意見交換）、⑥2025年（令和7年）6月26日福岡市教育委員会との勉強会（意見交換）、⑦2025年（令和7年）8月10日日弁連人権擁護大会プレシンポジウム、⑧2025年（令和7年）10月15日福岡市教育委員会との勉強会（意見交換）、⑨2026年（令和8年）1月21日福岡市教育委員会との勉強会（意見交換）

今回の日弁連の決議を活動方針の重要な柱と位置づけ、日弁連及び全国の弁護士会とともに、真のインクルーシブ教育の実現に向けて活動していきます。

ヤングケアラーの支援に向けて果たすべき役割

「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、ヤングケアラーについて「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」という定義が置かれ（同法第2条7号）、国・地方自治体等が各種支援に努めるべき対象として明確化されました。

ヤングケアラーを支援する視点として、ヤングケアラーとその家族を孤立させないことが大切であり、子どもの最善の利益が守られるよう子どもが子どもらしく、暮らし、育ち、学べる環境づくりを促進することが目指されるべきです。そのためにできることとしては、広く市民がヤングケアラーについて知ること、社会全体の問題と認識すること、子どもが信頼できる大人がそばにいて話を聞いてあげる機会を増やすことが重要です。

弁護士は、日常の業務の中でヤングケアラーの存在を認識し得る立場にあります。そのような場面に遭遇したときにどのような支援が考えられるか、どのような関係機関につなぐべきかといった基本的な情報を備えるため、弁護士会に支援機関の方を講師に招いて研修会を開催し、ヤングケアラーの支援の現場、各機関・団体の支援活動の状況を知る取り組みを進めています。

また、若者支援のための協議会に当会子どもの権利委員会の委員が出席し、各機関・団体の皆様との意見交換を通じて、弁護士が支援者の立場に立ち得ることを認識理解していただけるよう活動しています。

両性の平等に関する委員会

● 両性の平等に関する委員会の目的・活動の概要

当委員会は、個人の尊重、男女平等の見地から、女性の地位・権利や現行法制の改善に関する調査・研究、女性にかかわる重大な人権侵害や差別に関する具体的事実の調査・研究と、それに基づいて適切な措置をとることを目的として設置されました。また、男女共同参画社会の実現を目指す観点から、真の両性の平等の実現を目指すことも目的としています。調査・研究活動の成果は、会長声明など当会の対外的意思表示に反映されています。

女性の人権については、1975年の国際婦人年以後、国際的には高いレベルの議論が積み重ねられて

来ました。しかしながら、日本では、性差別や両性間の格差の解消が依然として進まず、国連女性差別撤廃委員会等から、国際的に勧告の対象となっている現状です。

当委員会の活動は、これら差別や格差が残存し、あるいはそれら差別や格差を生む背景となる制度・慣習などに対応した分野に亘り、ジェンダーバイアスや女性に対する暴力を含めた社会全般の問題や、家族問題、福祉・教育問題、労働・雇用問題などに亘ります。具体的には、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについての基本的考え方や実務的ノウハウを提供すると共に、ジェンダーの問題、特に私達弁護士を含めた司法におけるジェンダーバイアスやその他の性差別について、声をすくいあげ、調査研究や弁護士会への提言などを行っています。その一環として、当会性別による差別的取扱等の防止に関する規則に基づく、会員向けの研修を担当しています。

また、男女共同参画の観点から、2021年度に設置された男女共同参画推進本部に多数の委員を推薦し、選任された委員において、男女間の家庭責任の偏りを解消する働きを担うべく、家庭責任と両立しやすい業務のあり方を提案しています。なお、子育て中の会員が参加しやすいよう、当委員会では、委員会開催を夕方ないし夜ではなく、日中の時間帯に開催しております。会議にはオンラインミーティングシステム（Zoom）を併用し、会館・オンラインのいずれでも参加できるようにしています。

対外的には、定期的に「養育費・ひとり親110番」という主にひとり親の方を対象とした電話相談を実施するとともに、毎年6月には男女共同参画週間にあわせて「女性の権利ホットライン」という電話相談を実施しています。これら相談への委員派遣や、相談員登録のための研修なども行っています。

また、自治体への講師派遣や、男女共同参画や女性に対する暴力防止など関連分野の委員への適任者の推薦も行っております。

● 2025年の活動

① 「養育費・ひとり親110番」の実施

福岡県との共催で2018年度から開始されたひとり親家庭支援のための無料電話相談（「養育費・ひとり親110番」）を、今年度も全12回（原則として、奇数月の第3水・土曜日）実施しました。これに毎回委員から相談担当者を派遣しました。

② 女性の権利ホットラインの実施

毎年恒例の日弁連との共催企画「女性の権利ホットライン」を、6月23日から27日にかけて県内全12か所の会場にて実施しました。

昨年度に引き続き、各自治体または男女共同参画センターとの共催にて実施し、全92件の相談が寄せられました。

〔実施場所〕

福岡地区：福岡県弁護士会館、福岡県男女共同参画センター（あすばる）、福岡市男女共同参画推進センターアミカス、大野城まどかぴあ男女平等推進センター（アスカール）

北九州地区：北九州市立男女共同参画センター（ムーブ）、ハートピアぶぜん

筑後地区：筑後弁護士会館・久留米市男女平等推進センター（えーるピア）、筑後市中央公民館（サンコア）、大牟田市男女共同参画センター

筑豊地区：飯塚法律相談センター、田川市男女共同参画センター（ゆめっせ）、直方市役所
北九州地区においては、11月にも、上記ムーブと共催し、電話相談を行いました。

③ 研修等の実施

i 新規登録時研修

新規登録時研修において、セクシュアル・ハラスメントおよび性差別等の防止のための研修を担当しました。

ii 選択修習プログラム

修習生の選択修習プログラムとして「司法とジェンダー深化コース」を提供し、講師を担当しました。

iii 日弁連夏季研修九州地区での研修

日弁連の九州地区での夏季研修において、セクシュアル・ハラスメントおよび性差別等の防止のための研修を担当しました。

④ 対外広報活動

弁護士会の対外広報活動の一環として、西日本新聞のコラム「ほう！な話」の執筆を担当し、上記「女性の権利ホットライン」（6月、11月）やDV被害者相談制度の広報を兼ね、女性の抱える問題につき、解決機関としての弁護士会を紹介しました。

また、KBCラジオ「PAO～N！」で、「ジェンダー平等ってなんだろう？」をテーマに2025年10月のマンスリー出演を担当しました。

⑤ DV被害者支援制度

2013年に犯罪被害者支援に関する委員会と共同で創設したDV被害者相談制度を引き続き実施しています。これに伴い、相談担当者の新規登録及び名簿登載者のステップアップを目的とした会内研修を定期的実施することとしています。

⑥ 性別による差別的取扱禁止のための取り組み

男女共同参画推進本部、LGBT委員会と協力して、性別による差別的取扱いを禁止するため、セクシャルハラスメント等の相談窓口の相談員として当委員会の推薦により当委員会の委員である相談員が相当数就任しています。

⑦ その他、関連課題に対する対応

日弁連または九弁連の関連委員会委員と連携して、情報共有に努めています。

LGBT委員会の目的・活動概要

当委員会は、LGBTを始めとする性的マイノリティ当事者（以下、「LGBTQ+」と言う。）が抱える法的問題に対応するとともに、LGBTQ+に対する差別・偏見を解消し、真に個人が尊重される社会の実現を目指して、LGBTQ+に関する相談事業等を実施するほか、LGBTQ+に関する問題について、調査、研究、提言及び啓発その他の活動を行うことを目的として2018年に設置されました。

現在まで行っている具体的な活動は、LGBTQ+に関する相談に対応するための電話相談窓口の設置・運営、LGBTQ+関連イベントへの参加、会員向け研修の実施、市民向け講演会の開催等です。

LGBTQ+に関しては社会的に認知が広がりつつあり、それに伴って今後は当委員会の活動分野も広がっていくと思われまます。

● 2025年度の活動

福岡市・福岡県との共同事業としてLGBTQ電話相談窓口の設置

当会では、2017年9月から独自の事業としてLGBTQ+に関する相談に対応するための電話相談窓口（以下、「LGBTQ電話相談」と言います。）を設置しています。2018年4月に福岡市と、2022年4月に福岡県と協定を取り交わし、現在は福岡市・福岡県と当会との共同事業として実施しています。

LGBTQ電話相談は第2木曜日と第4土曜日の月2回実施しております。

九州レインボープライドに出店

2025年11月1日、2日に九州レインボープライドが開催されました。これは、日本各地、そして世界各地でも行われるLGBTQ+を社会にアピールするためのイベントの九州版です。

当委員会では、2016年から同イベントに出店しており、本年も10回目となる出店を行いました。

本年は約3万人の来場者がありました。当会のブースでは、無料法律相談を実施し、複数のご利用がありました。また、執行部及び委員がパレードに参加し、当会の存在をアピールしたほか、各委員において関係諸団体等との交流を深めました。

会員向けLGBTQ+研修の実施

2026年2月9日に「LGBTQ+法的支援の現在地」と題する会員向け研修を実施しました。

LGBTQ+はありふれた個性であることからすれば、会員が接する相談者や依頼者が当事者である可能性は当然存在します。会員がLGBTQ+当事者からの相談にも適切に対応できるよう、会員に対する情報提供を今後も継続的に行っていく予定です。

会長声明の発出

同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定の違憲性について、2025年5月14日に「5高裁での違憲判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出し、さらに、2026年1月7日に「最高裁判決を待つことなく、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出しました。

高齢者・障害者の権利をまもる活動

● 高齢者・障害者等委員会の目的・活動の概要

「高齢や障がいという状態の中で、人として質の高い暮らしを続けていくために社会にある障壁を取り除いていく。」

これは、今世紀における大きな社会的テーマのひとつです。

高齢者・障がい者の前には、ときに福祉サービスの受給手続の難解さや、高齢や障がいに伴う判断能力の低下、それを狙った悪徳商法、あるいは親族による身体的・経済的虐待など、様々な困難が立ちまわります。

高齢者・障害者等委員会は、このような障壁を取り除き、高齢者・障がい者が、その能力を活用し

て、自分らしく生きることを支援するための活動を続けています。

高齢者・障害者等委員会は、福岡県弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」や、公益社団法人福岡県社会福祉士会との共同による「福岡高齢者・障害者虐待対応チーム」などを通じて、様々な形で活動を行っています。

各種相談

▶ あいゆう無料電話相談（福岡・筑後地区）

- (1) 従来から、行政機関、福祉施設等において福祉業務に携わる方々を対象とした無料の電話相談を行ってきました。福祉の現場における疑問に対し、法的な見地からアドバイスを行います。担当者を通じて、適切に被害を訴えることのできない高齢者・障がい者を発見し、支援することも目的としています。

電話での申込受付後、原則24時間以内（筑後地区は48時間以内）に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

- (2) あいゆう電話相談では、高齢者や障がい者ご本人、あるいはそのご家族などからの相談にも対応しています。体が不自由な方でもお気軽にご相談いただけます。

福岡地区は、毎週火曜日と金曜日の午後1時から4時まで、筑後地区は毎週木曜日の午後1時から4時まで、担当弁護士が法律相談センターに待機し、無料の電話相談を行っています。また、福岡地区では、上記以外の日時でも、平日の午前10時から午後4時までの間にお電話をいただければ、原則24時間以内に担当弁護士から連絡をして、電話相談を行います。

電話相談の結果、担当弁護士において面談して相談を受ける必要があると判断すれば、面談担当弁護士による後記の来所相談（原則有料）・出張相談（福岡地区は初回1回のみ無料）等をご利用いただくこともできます。

▶ 面談相談

1 来所相談（福岡・北九州・筑後・筑豊地区）

来所相談は、上記電話相談の結果、高齢者・障がい者を対象として、相談者が弁護士の法律事務所を訪れて行う面談相談です。

弁護士が直接面談しますので、電話では分かりづらい事柄についても、より踏み込んだアドバイスを受けることが可能です。

相談料は30分5000円（消費税別）ですが、法テラスの援助要件に該当する場合は無料ですので、事前に確認されると良いでしょう。

2 出張相談

来所が困難な方を対象として、弁護士が相談者の自宅や施設等を訪れて行う面談相談です。体が不自由などの理由で法律相談センター等に出向くことが困難な方でも、弁護士との直接面談によるアドバイスを受けることが可能です。

お一人につき1回まで無料で出張相談が可能です（原則として福岡地区の取り扱いとなります）。また、法テラスの援助要件に該当する場合も無料です。



家庭裁判所に対する成年後見人等候補者推薦制度

高齢や障がい等の事情によって判断能力が十分でない方を支援するため、福岡家庭裁判所本庁と協力し、家庭裁判所が弁護士を成年後見人等に選任する際の候補者名簿を作成し、候補者を迅速に推薦しています。また、家庭裁判所が弁護士を不在者財産管理人・相続財産清算人等に選任する際の候補者も推薦しています。年間約100名近い推薦を行っており、概ね1週間以内の人選と推薦が可能となっています。

福岡高齢者・障害者虐待対応チーム

公益社団法人福岡県社会福祉士会と協力し、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法に基づく市町村等の活動・施策をサポートするために、各自治体との契約に基づき、自治体のケース会議等に弁護士と社会福祉士をペアで派遣しています。また、契約自治体の高齢者や障がい者問題に関する研修などの講師派遣も行っております。

あいゆう研修

毎年1回、弁護士以外にも、社会福祉士、行政機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者・医療機関の方々など、福祉に関係する様々な職種の方々も参加可能な形で、高齢者障がい者福祉や権利擁護などをテーマに、専門家による講義形式の研修を開催しています。オンラインでの参加者を含め、毎回約300名以上の方々に参加いただいております。

地域包括支援センターとの連携

福岡市及びその周辺自治体の地域包括支援センターの職員の方々等との連携を図るために、地域包括支援センターの職員との勉強会を実施し、お互いに顔が見える関係を作っています。

また、担当弁護士が地域包括支援センターを巡回してケース会議に参加したり、地域包括職員から電話やメール相談を受けることで、地域包括支援センターの職員の業務をサポートする地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。

北九州部会では、北九州市との間で、高齢者・障がい者、子ども、DVの3部門に関し「虐待対応包括協定」を締結し、同協定に基づく事業の一環として、1か月に1回程度、各区役所に弁護士が出張し、地域包括支援センターの職員の業務に関する無料サポート相談を実施しています（相談内容は虐待関係に限りません）。

障がい者基幹相談支援センターとの連携

障がい者に関しても、福岡市障がい者基幹相談支援センター等と連携し、弁護士にスムーズに相談できるような体制の整備を進めています。2015年からは福岡市との間で、担当弁護士が基幹相談支援センター等を定期的に巡回してケース会議に参加したり、基幹職員等から電話やメール相談を受けることで、基幹相談支援センター等の職員の業務をサポートする基幹相談支援センター等業務支援事業を開始しました。

福岡市医師会とのパートナーシップに基づく勉強会

福岡県弁護士会と福岡市医師会とのパートナーシップ協定に基づき、高齢者・障がい者の医療・介護に関する法的問題について、弁護士向け・医師向けの定期的な研修会を企画・実施しています。

中核機関との連携

成年後見制度の利用促進のために各市町村等に設置された「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」(＝中核機関)とも連携し、中核機関の業務に協力する事業(中核機関連携事業)を行っています。例えば、中核機関に対しても成年後見人等の候補者を推薦する活動を実施している他、中核機関からの要請に応じて弁護士会員を相談先等への派遣するアドバイザー派遣事業を実施しています。

● 2025年の活動

アウトリーチ活動の強化

高齢者や障がい者にとって、弁護士の元に相談に行くこと自体が大変な労力を必要とすることから、弁護士が積極的に要支援者のもとに出向くなどして法的サービスを提供するいわゆるアウトリーチ活動を強化しています。

例えば、法テラスと連携して、電話相談や出張を含む面談相談（上記のあいゆう電話・面談相談）や、生活保護課など福祉関係機関への情報提供や出張を含む面談相談を行う活動（弁護士ナビゲーション）などを実施しています。また、高齢者については、上記の地域包括支援センターの職員との勉強会や地域包括支援センター連携相談事業を実施しています。北九州部会においても北九州市、芦屋町、行橋市に対し、地域包括支援センターの職員の業務に関するサポート相談を実施しています。障がい者についても、基幹相談支援センター等業務支援事業を、福岡市で実施しています。

弁護士のスキルアップのための研修の実施

高齢者障がい者関係名簿（あいゆう電話・面談相談、弁護士ナビゲーション、成年後見人等候補者推薦の各名簿）の登録研修、福岡高齢者・障害者虐待対応チームの登録研修、あいゆう研修など、各種の研修を行い、弁護士のスキルアップを図って高齢者や障がい者の権利擁護活動に多くの弁護士が関われるよう進めてきました。

中核機関との連携

各市町村等に設置された中核機関との間で、連携・協力する体制の整備を進めています。福岡市の中核機関（福岡市成年後見推進センター）との関係では、専門職相談会やケース検討会議・受任者調整会議等に会員を派遣したり、成年後見人等の候補者を推薦する等、多様な連携・協力活動を行っています。

精神障害者の権利をまもる活動

● 精神保健委員会の目的及び活動の概要

精神科病院等の入院患者には弁護士にアクセスする権利が保障されています（精神保健福祉法）。当会では、精神保健委員会を設けて、弁護士に課せられた責務を果たして精神障害者の権利を実効的に保障するために、入院患者等からの援助申込に対して弁護士を派遣する精神保健当番弁護士制度を運営するとともに、精神医療の改善・社会復帰の促進を含む精神障害者の人権保障を促進するための調査、研究、提言等の諸活動を行っています。

わが国の精神疾患の患者数は、近年400万人前後の水準となっており、国民の4人に1人が生涯にうつ病等の気分障害、不安障害又は物質関連障害を経験すると報告されています。精神疾患は、もはや生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気となっています。

ところが、精神疾患の患者に対しては、特別の法制度の下で患者の意思に反する入院を強制されるということが少なくありません。しかも、その入院が長期に及ぶケースも数多く認められています。このような立場に置かれている精神障害者の人権をいかにして守っていくかということは、私たちの社会の重要な課題となっています。

このような状況のもと、当会は、1993年7月1日、全国初の取り組みとして精神保健当番弁護

士制度を発足させました。同制度では、精神科病院の入院者の要請により、弁護士がその入院先へ赴いて法律相談を受け、さらには相談に引き続いて入院者の代理人となり精神医療審査会への退院請求や処遇改善請求を行うなどしています。

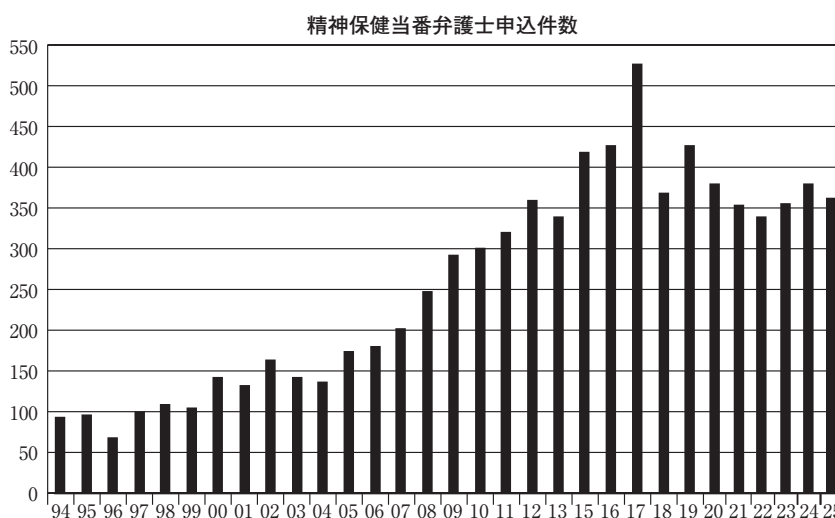
そして、このような精神保健当番弁護士制度を長年続けてきたことにより、県内外の精神保健関係者と良好な信頼関係を築きあげ、さらには精神医療審査会の審査活動を活性化させて、他県と比べても突出した件数の退院や処遇改善の審査結果をもたらすという実績をあげるようになりました。

● 2025年の活動

精神保健当番弁護士の活動実績

福岡県内の精神科病院の入院者から電話等での連絡があれば、精神保健当番弁護士が入院先等での出張相談を行います。2025年4月1日現在、361名の弁護士が精神保健当番弁護士として登録されています。

2024年度の集計では、年間に362件の出動申込を受け、相談を実施しています。



上記の相談実施後に弁護士が入院者の代理人となって活動した件数は139件で、相談件数の約43%となっています。このように相談活動から代理人活動への移行割合は増減するものの上昇傾向にあり、精神保健当番弁護士が入院者の権利保障のために活動を行う場面が広がっています。

そして、このような相談活動や代理人活動の結果、退院や処遇改善などといった申込者の希望を実現することができた件数は52件で、相談件数の約16%に及びました。

環境調整活動の充実に向けた取組み

本年は、患者会より講師を招き、患者としての思いをお聞きし、全国における精神科病院内におけるスマホ自由化を求める動きや、障害者にかかわる欠格条項廃止の動きなどについて学びました。

また入院者の退院等の希望を実現するにあたって必要となる環境調整活動を充実させるために、全国精神障害者地域生活支援協議会あみの理事を招き、地域生活における社会資源について学ぶ研修会を開催しました。

今後は当番弁護士経験交流会などを開催するとともに福祉専門職との同行面会・希望実現に対する報酬、費用の支払を行う精神保健当番弁護士活動に対する報酬加算制度を周知普及させて、代理人活動を支援する取組みを行います。

精神保健当番弁護士制度の実施拡大、公費負担、国選化に向けた取組み

日弁連高齢者・障害者権利擁護センター内「精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現

本部」とともに、精神保健当番弁護士制度の全国普及に取り組み、2026年度には全国のすべての単
位会で精神保健当番弁護士制度の実施に至ることになりました。引き続き精神保健当番弁護士制度
の公費負担、国選化の実現に向けた活動を今後予定しています。

精神医療審査会や精神福祉審議会での活動

精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保する観点か
ら、精神科の入院者からの退院・処遇改善請求の審査を行う機関です。また、精神保健福祉審議会
は、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するために設置された会議体です。

2025年度、当会の弁護士は、以下のとおり、精神医療審査会等の委員として、精神医療審査会制
度の厳格な運用、実効性のある実質的な審査手続きが行われるよう議論に参加しました。

- 福岡県精神医療審査会 委員 4 名
- 福岡市精神医療審査会 委員 5 名、予備委員 3 名
- 北九州市精神医療審査会 委員 3 名、予備委員 2 名
- 福岡県精神障がい者虐待対応ケース会議 専門家委員 2 名
- 福岡県精神保健福祉審議会 委員 1 名
- 北九州市精神保健福祉審議会 委員 1 名

今後も、精神障害者の人権に配慮したより活発な議論がなされるよう活動していきます。

外国人の人権、国際人権に関する活動

● 国際委員会の目的・活動の概要

国際委員会は、①国際人権・人道法に関する調査・研究を行い、具体的な活動を企画して実行して
いくこと、②外国の法律家などと国際交流をすること、③在留外国人に対してリーガルサービスを提供
すること等を目的として設置されています。

人権活動としては、主として上に述べた③に関することとして、「外国人無料法律相談」や「通訳人
の紹介事業」を行っています。2016年度からは福岡出入国在留管理局での被収容者に対する出張相談
制度を開始しました。また、①及び②に関することとして、福岡県弁護士会がアジア・太平洋地域の
法曹団体及び法律家の団体であるローエイシアに、団体会員として加入しました。

外国人無料法律相談

外国人無料法律相談は、2001年から始まり、毎月第2、第4木曜日の午後1時～4時に行ってい
ます（予約受付は同日午前10時から）。第2木曜日には中国語、韓国語とベトナム語の通訳者が、第
4木曜日には中国語と英語の通訳者が待機しています（ベトナム語通訳者の待機は2024年から新た
に拡充したものです）。

その他の言語についても予約時に希望されればできるだけ手配します。毎年約50～70人の様々な
国籍の外国人が相談に訪れ、入管・在留手続、結婚・離婚、労働、交通事故など様々な法律問題に
ついてアドバイスを受けています。

この相談を担当する弁護士や通訳人の日当は、すべて弁護士会の負担でまかなっています。当会
がこのような活動を行っている理由は、多くの外国人は日本の法律制度についての知識が乏しく、
そのために本来持っている法的権利が守られない危険性が高いからです。

福岡はアジアに開かれた国際都市を目指していますが、年々増えていく外国人の人権が守られる

ことは、真の意味での国際化にとって不可欠と考えています。

また、当会は、1993年以降、公益財団法人福岡よかとびあ国際交流財団が福岡市国際会館（福岡市博多区）で毎月第1土曜日、第3水曜日に行っている外国人無料法律相談にも弁護士を派遣しています。

さらに、2021年以降、福岡県外国人相談センターと協定を締結し、各自治体にて開催されている相談会にも弁護士を派遣しています。福岡県が開所したFUKUOKA IS OPEN センターでの相談にも弁護士の派遣を行っており、同センターでは、通常の法律相談に加え、他士業と連携しながら、ワンストップでの問題解決を目指したリーガルサービスを提供します。

なお、法律相談の結果、弁護士が外国人の代理人として事件の処理を行う必要があるのに、その外国人が弁護士費用を負担するだけの資力がないことがあります。そんなときには、その外国人に正規の在留資格がある場合には法テラスの法律扶助を、在留資格がない場合には日本弁護士連合会の外国人法律援助制度又は難民法律援助制度を利用して、弁護士に事件処理を依頼することができます。

通訳人の紹介事業

通訳人の紹介事業は、1993年に、当時始まったばかりの当番弁護士制度のもと、逮捕された外国人に弁護士がただちにかかけつけることができるように立ち上げられ、今日にいたるまで、刑事、民事、行政など様々な事件で多くの通訳人が紹介されてきました。

当会は、協力していただける通訳を募集して「通訳協力会」の名簿を作っており、その登録人数は310人、対応言語は40語（2026年2月現在）にのぼっています。また、通訳人の質の向上のために毎年研修会を開催したり、ニュースレターを発行したりしています。

もちろん、この通訳協力会に登録するのは無料ですし、紹介された場合も一切手数料は必要ありません。

● 2025年の活動

外国人に対するリーガルサービスの提供

2025年（2025年1月～2025年12月）に福岡県弁護士会で受け付けた外国人法律相談は39件でした。

国籍別の内訳としては、最多は中国の19件で、ついでフィリピン4件、アメリカと韓国がそれぞれ2件となっております。昨年からの傾向として、引き続き相談者の国籍の多様化がさらに進んでいるように思われます。今年顕著だったのは、内容別の内訳として、最も多かったのが労働問題9件、ついで不動産関係が7件となっており、日本で就労し、生活をする外国人の数が増え、それに伴い職場でのトラブルや生活様式の違いによる住居に関するトラブルが増えていることが窺えます。福岡県は、アジア諸国から留学又は就労のために訪れる若年層の外国人が多く、今後、より身近なトラブルの多国籍化に対応するべく取り組んでまいります。

福岡出入国在留管理局への出張相談制度の利用は、本年度は2件申込みがありましたが、引き続き制度の浸透に向けて努力しているところです。

さらに、2021年から弁護士派遣を開始した「福岡県外国人相談センター」についても、福岡県が設置した「FUKUOKA IS OPEN センター」により、更に認知が広がり、各地区で合計81件の相談が実施されました。同制度も軌道に乗り、それに伴う運営上の改善点もみえてきた所にあり、さらに他士業とも連携した相談体制の整備に向けて協議を重ねていきます。

通訳人の派遣事業

2025年中に当番弁護士制度で通訳人が派遣された件数は、52件であり、昨年とほぼ同数を維持し、一昨年から大幅に上回った状態を維持しております。なお、本年、当会の通訳協力会の皆様全員に連絡をとり、転居等により残念ながら通訳が難しくなってしまった方等の情報を把握し、通訳人協力会名簿を更新いたしました。

この手続きに併せて、法テラスが用意する通訳人名簿についても通訳協力会にご登録頂いている方の同意を得て情報提供を行い、法テラスが行う国選事件の配転において、被疑者の人権保護のために迅速に通訳人の手配が行えるよう、準備を整えております。福岡に在留する方々の国籍の多様化が進むことに比例し、様々な言語に対応できるよう、通訳人名簿に掲載された方々との連携を強め、協力いただける通訳人の拡充に努めながら、提供する情報のアップデートを行ってまいります。

ローエイシア年次総会への参加

ローエイシア (LAWASIA) とは、アジア太平洋地域の法曹団体・法律家の団体です。1966年にオーストラリアのキャンベラで設立され、現在事務局はオーストラリアのシドニーに置かれています。

ローエイシア人権大会は、2019年から毎年、開催地の弁護士会と共催で、アジア太平洋地域の人権にかかわる法律家が、人権擁護に関する様々な課題を議論し、交流する場として開催されてきました。2023年の人権大会は、9月2日から9月4日にかけて、福岡県弁護士会館において日本で初めて開催されました。2024年10月、福岡県弁護士会は、団体会員としてローエイシアに加入し、2025年10月、ベトナムのハノイで行われた年次総会に当会会長が参加し、他国の弁護士会との協力関係を構築しております。

当会としても、積極的に海外の弁護士会との交流を図り、国際化する各種法的問題への対応に取り組めるよう連携を強めてまいります。

消費者の権利をまもる活動

● 消費者委員会の目的・活動の概要

消費者委員会は、生産者と消費者、流通業者と消費者、消費者信用業者と消費者という構造の中で、情報量などで弱い立場に置かれている消費者が、不可避免的に被害に遭いやすい問題（多重債務問題、投資トラブル、PL問題、欠陥住宅問題、訪問販売やインターネット等に関わるトラブルなど）について、いち早く情報を集約し、その内容を的確に分析・検討して、被害にあった消費者の救済、立法提言、啓発活動などを行うという役割を担っています。

法律相談会等の開催

消費者委員ほか弁護士からの情報、消費生活センターなどの外部機関からの情報、マスコミ報道などで、集団被害が見込まれるような事件が発生した場合には、適時に法律相談会等を開催し、また、必要に応じて委員有志による弁護団を立ち上げるなどして被害救済を目指します。

情報提供と研修等

消費者問題の解決にあたっては、「消費者契約法」「特定商取引に関する法律」「製造物責任法」「電子商取引法」など多くの特別法の理解や、商品先物取引、電子商取引の仕組みなど各分野における専門的知識が必要となります。

そこで、消費者委員会は、弁護士に向けてはもちろん、弁護士に限らず自治体の消費生活セン

ター相談員や地方行政職員の方々に向けて、様々な情報提供および指導、研修に努めています。

外部機関との交流と連携

消費者委員会は、各行政窓口、消費生活センター、福岡県警などの行政機関のほか、CSOふくおかなどの外部機関との交流を通じて、早期に様々な情報を交換することに努めています。共同での研修会や事例検討会も開催し、情報収集と日常的な連携強化を図っています。

最近では、学生向けの消費者教育にも力を入れており、自治体との連携のもとで消費者教育事業に弁護士を講師として派遣しています。

消費者法制・消費者行政の改善に向けて

消費者問題は法の不備や法の隙間をかいくぐる悪質業者によって引き起こされることが少なくないので、当初は裁判で勝つことも難しく法的救済に大きな困難を伴うことは珍しくありません。しかし、ねばり強く裁判で闘うことや、全国の弁護士会が連携して同様の裁判を繰り広げることなどを通じ、裁判所に対して被害救済の必要性や法の趣旨・解釈を訴えることによって、裁判での勝訴を勝ち取ることが可能になってきます。また、それらの活動を通じてその問題性を社会にアピールし、適切な消費者行政の在り方や法改正の必要性を行政や国会議員などに訴え続けることによって、消費者被害が少しでも少なくなるように、適切な行政指導等を導いたり、消費者法制をより市民の立場に立ち、被害救済を図りやすい制度に改正することをめざしています。例えば、割賦販売法や貸金業法の改正にこうした成果が表れています。

● 2025年の活動

〈無料相談会の開催〉

耳目を賑わせた消費者被害事件等について、無料電話相談会を開催しました。

2025年度は、欠陥マンション・欠陥住宅無料電話相談、投資被害110番、不適切な債務整理被害110番などを実施しています。

〈外部機関に対する情報提供と研修等〉

多重債務問題対策地域ネットワークへの委員派遣、消費生活センター専門相談員派遣、消費者安全確保地域協議会への講師派遣等の活動を行いました。

また、消費者委員ほかの弁護士は、2012年11月13日に消費者契約法に基づく適格消費者団体としての認定を受けたNPO法人の消費者支援機構福岡の理事になったり、あるいは、専門勉強会に参加するなどして、消費者契約法に違反している業者に対する差止請求訴訟を行ったり、消費者被害事件の問題点の検討やその解決のために努力しています。

中小企業に対する法律支援活動

● 中小企業法律支援センターの目的・活動の概要

中小企業の支援を、弁護士会の人権救済活動として捉えるべきではないか。

私たち福岡県弁護士会は、このような視点から、2010年（平成22年）4月、中小企業法律支援センターを設立しました。

中小企業は日本の企業全体の99%以上あり、雇用でも約70%近くを占めます。日本の経済は中小企

業で支えられていると言っても過言ではありません。中小企業の経営安定は、新たな産業の創出、労働者にとっての就業の機会の増大、地域経済の活性化、町の発展を促進することにもつながります。

中小企業の運営にはすべて法律が関わっています。その活動全般において、法律専門家である弁護士による相談・助言を含む適切な法的サービスを提供できる基盤整備が必要かつ重要です。ところが、かつて、中小企業の法的支援は個々の弁護士に委ねられ、弁護士会としての組織的な取り組みは十分ではありませんでした。

その反省に立って、中小企業法律支援センターでは、中小企業が日常気軽に弁護士にアクセスし、法律問題に関して法的助言や支援を受けられる環境整備を目指しています。

弁護士会内においては、中小企業の各分野における法的支援ニーズに的確に応えられるよう、会員に対する専門研修制度を充実させ、創業支援・事業承継・事業再生・海外展開支援等のテーマごとの研究を重ねています。

さらに、ひろく中小企業との接点を見いだすため、各中小企業支援機関・団体との連携・協力関係を構築し、経営指導員ほか各機関・団体職員との共同勉強会や中小企業向けセミナーの共催など、地道な努力を続けています。



● これまでの歩みとこれから

中小企業相談対応窓口（通称「ひまわりほっとダイヤル」）の運用

福岡県弁護士会は、2010年（平成22年）4月1日、日本弁護士連合会と連携し、中小企業が日常の経営の悩みや心配事を気軽に弁護士に面談相談できる窓口として「ひまわりほっとダイヤル」を開設しました。これは、中小企業が、全国统一電話番号（0570-001-240）に架電して、弁護士会の受付職員に企業の概要や連絡先を伝えると、配点を受けた弁護士が相談申込み企業に折返し電話をして日時を調整し、後日弁護士の事務所で面談相談を実施するという画期的なシステムです。弁護士をより身近に感じていただくため、相談担当弁護士の名簿は、福岡県下、福岡、北九州、筑後、筑豊の地域ごとに整備されています。多くの中小企業・小規模事業者に気軽に利用していただくため、福岡県弁護士会では、初回（面談）相談を無料としています。

福岡県弁護士会では、相談を担当する弁護士が、中小企業の信頼に応えるため一定のスキルを維持できるよう、相談に役立つ知識・情報を集約した研修を多数回実施し、相談担当弁護士名簿に登載されるための要件として受講義務を課しています。

中小企業向け全国一斉無料法律相談会の実施

福岡県弁護士会は、例年、7月20日の中小企業の日ないしその前後の時期に、日本弁護士連合会及び全国の弁護士会と連携して、中小企業向けの全国一斉無料法律相談会及びセミナーを実施しています。相談会は、各企業が身近な場所で弁護士相談の機会を得られるよう、福岡、北九州、筑後、筑豊の4箇所で開催するほか、Webも活用しています。

各中小企業団体・支援機関との連携

より充実した中小企業支援を行うため、各中小企業支援機関・団体、士業団体等と交流し、連携

を深める取組みに力を入れています。

一例として、2010年（平成22年）11月、日本政策金融公庫福岡支店と福岡県弁護士会との間で中小企業を法的・経済的に支援していくための連携覚書を締結しました。政府系金融機関と弁護士会との連携は全国初の試みであり、その後、日本政策金融公庫本部と日本弁護士連合会との連携覚書へと発展し、さらに全国各弁護士会と各地の公庫支店との連携というかたちで活動が拡がりました。その後も、2011年（平成23年）に福岡商工会議所と、2017年（平成29年）に福岡県信用保証協会と連携覚書を締結しました。

今後も、中小企業・小規模事業者への支援をより効果的なものにするため、各機関・団体（士業団体を含む）のご理解とご支援を得て、連携活動を進めてまいります。

中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームの活動

海外への進出を目指す中小企業、海外の企業と取引を開始するあるいはすでに取引を開始している中小企業の法的リスクを回避する観点から、福岡県弁護士会の国際委員会と協力して中小企業海外展開法的支援プロジェクトチームを設置し、活動しています。

また、福岡商工会議所と連携し、YouTube（よかぞうチャンネル）に海外展開に関する諸課題について弁護士がわかりやすくレクチャーする動画を配信しています。

今後も、「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」、「ひまわりほっとダイヤル」の海外展開支援名簿の活用などを通じて、弁護士が中小企業の身近な相談相手として認知される努力を重ねるとともに、弁護士のスキルアップの観点から、中小企業の海外展開に関わる行政機関や経済団体等との連携や、PT内での毎月の勉強会などを通じて、海外展開支援に精通する弁護士の育成、中小企業からの相談対応態勢づくりに努めてまいります。

創業支援

福岡市（グローバル創業・雇用創出特区に指定）、福岡県ほか各自治体において中小企業の創業支援施策が活発化しています。

従前、中小企業の創業段階では弁護士が活用されていませんでした。創業段階で備えておくべき経営上必要な法律知識が十分でなかったことで創業後に法的トラブルに巻き込まれ夢半ばで営業継続を断念せざるを得ない企業も多数あります。創業段階から弁護士が中小企業に積極的に関わり、その後の企業経営が円滑に進められるよう支援する必要性は高く、中小企業法律支援センターでは、自治体や各種創業支援機関・団体と連携し、弁護士が加わる相談態勢の確立、中小企業向け創業セミナーの開催などを行ってきました。

今後も、各支援機関・団体と連携しながら、福岡県内の創業支援に取り組んでまいります。

中小企業の事業再生支援

福岡県弁護士会では、日本弁護士連合会が最高裁判所・中小企業庁・金融庁等と協議を重ね構築した特定調停スキームの活用を進めるべく、関係機関・団体との意見交換、事例の集積・分析を進めるほか、経営者保証ガイドラインの周知・活用を進める活動にも力を入れています。

中小企業の事業承継

福岡県弁護士会では、中小企業支援機関・団体（士業団体を含む）と連携して、中小企業のM&Aをはじめとする事業承継の支援を行っています。

2021年（令和3年）3月に九州北部税理士会と「事業承継支援に関する協定書」を締結し、事業承継支援における協力的体制を整えました。

また、2023年（令和5年）5月には、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターとの間で「事業承継

等支援の連携に関する協定書」を締結し、安心安全な事業承継の実現のため、意見交換や共同勉強会を行うほか、具体的な事案に関しても連携を強化し、中小企業に寄り添った事業承継支援を行っています。

ポストコロナ、アフターコロナにおける中小企業支援

福岡県弁護士会では、2021年（令和3年）5月の定期総会において、「中小企業・小規模事業者の経営を支援することにより、経営者、従業員とその家族の生活、取引先の経営を守る宣言」を採択しました。

この宣言に基づいて、新型コロナ禍で苦しむ中小企業・小規模事業者も対象とする無料電話相談会やセミナーを開催してまいりました。

本年度も、新型コロナ禍の完全なる終息を祈りつつ、ポストコロナ、アフターコロナにおける中小企業支援に邁進してまいります。

民事介入暴力に対する取り組み

● 民事介入暴力対策委員会の目的・活動の概要

「民事介入暴力」（民暴）とは、「暴力団やその周辺者が、市民の日常生活や経済活動にともなう民事紛争に、当事者あるいは代理人として介入し、不当な利益の獲得を図る行為」のことを言います。

民事介入暴力対策委員会は、この民事介入暴力における被害の救済及び予防を目的として活動しています。具体的には、①民暴事案の情報・資料の収集、解決方法についての調査研究、②警察、（財）暴力追放運動推進センター（以下、「暴追センター」といいます）、その他関連機関に対する協力要請・連携、③民暴事案の受任弁護士に対する指導、助言、協力等が、委員会としての活動内容です。

福岡県は、5つもの指定暴力団と山口組系組織が拠点を置き、抗争事件、発砲事件が相次ぐなど、厳しい暴力団情勢にあり、暴力団らの市民、企業に対する犯罪行為、不当要求も後を絶ちません。

特に、近年は、表向きは暴力団とは無関係であることを装ったいわゆる「暴力団フロント企業」、「企業舎弟」などを巧みに活用して、市民生活や企業活動に食い込んでいます。このような民事介入暴力は、「暴力」、「恐怖」を背景とした最大級の人権侵害であり、「法の支配」に対する重大な挑戦であるという意味において、我々弁護士が真正面から取り組まねばならない重要な課題です。

● 2025年の活動

暴力被害集中相談

10月18日、福岡、北九州、筑後の各地区で、福岡県警、暴追センターと共同して、暴力被害集中相談を実施しました。

民事介入暴力事業への対応

暴力団から受けた被害の回復や暴力団組事務所撤去のために、委員会有志が弁護団を組織して対応しました。

啓発活動

弁護士会の内外を問わず、民事介入暴力の被害実態とその対策について一人でも多くの方々に知っていただくために、責任者講習、暴力追放市民集会への講師派遣などを行っています。

行政問題に対する取り組み

● 行政問題委員会の目的・活動の概要

行政問題委員会は、行政事件及び行政訴訟について弁護士及び弁護士会が積極的に関与して市民及び行政からの要請に応えられる体制をつくるために、2003年9月から設置されています。当委員会が目的に掲げる主な活動は、①市民にとって使いやすい制度となるよう行政訴訟制度の改革に取り組むこと、②行政問題に関する市民相談の実施、③具体的な事案の事件活動を通して行政事件・行政訴訟の担い手となる弁護士を養成していくこと、④行政事件・行政訴訟についての専門的、実践的な知識及び技術を会員に広めるための研修等を行うことなどがあります。

行政ホットラインの定期的な開催

行政ホットラインは、行政についての市民からの相談に弁護士が無料で応じるものです。面談相談と電話相談の両方に対応し、相談内容に応じた助言を行っています。また、相談内容に照らして助言や指導だけではなく代理人としての関与が必要であるという場合には、相談者からの依頼を受けて交渉や訴訟等を受任することもあります。

行政についての相談に焦点を当てている弁護士の相談窓口は、全国的に見ても珍しいものです。当委員会は、2003年の発足当初からこのような活動を行っており、市民からの相談の実情を踏まえつつ相談の体制や広報の方法などに工夫を加えていながらこの活動を続けています。

当委員会がこのような活動を続けてきたのは、市民の側から行政に対する異議申立て等のアクセスや対話を活発なものとする事で法による支配を実現させたいという願いがあるからです。加えて、行政関連の事件という専門性が高い分野に取り組む弁護士側のマンパワーを強化していきたいということも、この活動の原動力となっています。

行政事件実務研究会

当委員会では、弁護士が行政関連の事件に取り組むために必要となる実務的知識を深め、広げていく場として、行政事件実務研究会を開催しています。近年では、単に研修会を催すだけでなく、実務的知識を解説する動画を作成してアーカイブとし、行政関連の事件に取り組もうとする弁護士がその必要に応じて有益な知識を得られるよう工夫を重ねています。

● 2025年の活動

行政ホットライン

2025年度も4月から3月まで、毎月1回、計12回にわたって行政ホットラインの相談活動を行い、毎回2～4件の行政問題に関する相談が寄せられました。

相談活動の終了後には、相談があった内容やこれに対して行った助言の内容等について当委員会内で検討を行い、市民が行政との間でどのようなトラブルや悩みを抱えているのかについて認識を共有しています。また、この検討において各委員のこれまでの経験などが示されることにより各委員のスキルアップが図られ、行政ホットラインの利用者の方々に対してより質の高い助言等を行えるようになっていきます。

行政調査手続への弁護士の関与

これまで弁護士の関与があまりなされていなかった税務調査や保険医に対する調査指導等といっ

た行政調査手続について、他の委員会と協力してワーキンググループを設置し、弁護士による関与の拡大にむけた検討を行っています。

全国的に見ても新しいテーマですが、行政訴訟を行うのに多大な時間とエネルギーが必要となっている現状では、行政訴訟の前段階である行政調査手続に弁護士が積極的に関与して誤った行政処分をさせないようにすることが重要な課題になっています。

行政書士会等との意見交換をはじめており、行政調査手続への弁護士の関与を活発なものにしていく方策についてさらに議論を深めています。

環境問題に対する取り組み

● 公害・環境委員会の目的・活動の概要

公害・環境委員会は、1970年8月公害対策委員会として設立されました。その後、活動分野を環境問題にも広げるために、1990年2月に公害問題対策・環境保全委員会となり、1994年4月1日より現在の名称になりました。

これまで、廃棄物最終処分場問題、博多湾埋立て問題や曾根干潟保全に関する意見書の発表、気候変動問題、生物多様性について調査研究などの多様な活動を行ってきました。

ここ10年の主な活動テーマとしては、生物多様性保全、干潟・湿地保全、気候変動の問題、環境マネジメントシステムの導入、治水問題、動物愛護問題といった課題があります。また、2022年からは、福岡県弁護士会としてSDGs官民連携プラットフォームに参加して情報交換を行っています。

湿地の保全

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）は、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたものです。現在は、水鳥の生息地としてだけでなく、湿地に生息する他の生物を含めて私たちの生活環境を支える重要な生態系であるという認識のもと、幅広く湿地の保全が求められています。

福岡県内には和白干潟、曾根干潟、今津干潟さらには平尾台にある広谷湿原という重要な湿地があります。2019年10月には現に登録がなされている熊本県の荒尾干潟の現地調査も行いました。

私たちはこれらの干潟について、現地調査を繰り返すとともに、環境保護団体や漁業関係者、市役所担当課などの関係者との間でヒアリング調査や保全に関する懇談を行ってきました。

環境宣言・環境マネジメントシステム

当会のこれまでの環境問題に対する活動をふまえて、当会自らが社会に対して環境の保全に取り組む決意を表明する必要があると考えたことから、2012年5月23日に開催された定期総会において、地球環境への負荷を可能な限り低減するために、省エネ活動や省資源活動の推進に取り組む努力をすることや、環境問題に関する提言・啓発活動に取り組むことなどを宣言する環境宣言を決議しました。

また、2014年からは、北九州部会で環境マネジメントシステム（エコアクション21）を導入しました。環境マネジメントシステムは、組織や事業者がその運営や経営の中で、環境に関する方針や目標を自ら設定し、それらの達成に向けて取り組むための仕組みです。この環境マネジメントシステムを採用することにより、弁護士会の活動による環境負荷を明らかにし、より環境負荷を低減すべく管理・運用を行っています。既に採用できた部会では大幅に電力使用量を減少させるなどの成

果が出ており、今後、福岡県弁護士会全体でこのような環境負荷低減に向けた取り組みを広げるべく活動を行っています。

治水問題

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で毎年のように豪雨災害が発生しており、福岡県でも大きな被害が出ています。

その豪雨被害を防止する方法として、短絡的にダム建設が必要との声もありますが、果たしてそうでしょうか。異常な量の集中豪雨がどこに発生するか分からない現在の豪雨災害に対して、特定の集水域の貯水しかできないダムに依存した治水が有効とは思えません。堤防の整備や河川の掘削、農地を有効活用する田んぼダムなど、総合的な治水対策を検討しなければ、豪雨災害に対応することはできません。

当委員会では、頻発する豪雨災害に有効な治水がどのようなものかを調査、研究しています。

動物愛護問題

近年、福岡県内の各自治体で、野良猫等の増加による住環境の悪化への対策として不妊去勢手術事業や地域猫活動が行われていますが、住民間の意見調整や、ボランティア団体の負担の大きさ等の課題があります。他にも、多頭飼育崩壊や虐待などで劣悪な環境にいる動物を迅速に救うための制度・運用に不十分な点があるとの指摘もされているところです。

当委員会では、野良犬や野良猫等を減少させ、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、有効な取り組みについて調査、研究しています。

● 2025年の活動

2025年度は弁護士会の会員向けに、湿地の重要性を学ぶ勉強会を2回にわたって開催しました。

次年度も福岡県内の湿地保全や動物愛護に関する活動を継続し、その他の公害・環境問題についても調査、研究を行っていきます。



多々良川河口に飛来した冬の使者
クロツラヘラサギ

法教育に対する取り組み

● 法教育委員会の目的・活動の概要

法教育とは、一般には「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」と定義されています。

法教育は、法律専門家ではない一般の人々を対象とする点で、法学部などで体系的に法律を学習し法律の専門家を育成することを目指す法学教育とは異なります。

また、法や法制度の基礎となっている公平や正義といった基本的価値観を明確に意識しながら進めていくことを第一次の目標とする点で、法令の条文や法制度の知識の習得そのものを目標とする、従前から実践されてきた消費者教育・憲法教育・刑事裁判に関する知識教育といった司法教育とも異なるものといえます。

法教育はもともと諸外国で取り組まれてきたのですが、当会としても、自由で公正な民主主義社会

において、あるべき市民を育成していくために非常に意義があると考え、2006年に法教育委員会を設置しました。

法教育委員会は、小中高校生等を対象とした新たな法教育の教材の開発や既存の教材の改訂を行っており、これらの教材は、実際に学校現場の授業で活用されています。また、2ヶ月に1度の割合で高校の先生方と共に、教材の開発や校則の問題等、様々な意見交換の場として「法教育研究会」を設け、運営しています。

法教育をカリキュラムに組み込んだ学習指導要領の改訂がなされ、小学校では2011年度、中学校では2012年度、高校では2013年度から完全実施されていますし、さらに高校では2022年度の新入生から法教育の考えと重なることの多い新科目「公共」も始まり、当委員会から学校へ弁護士を派遣する体制を整えています。

さらに、最近では、学校の体制に関して、スクールロイヤーの配置とその在り方についても議論が高まっています。当委員会でも、様々なチャンネルから情報を収集し、スクールロイヤー制度の充実と発展に寄与していこうと考えております。

このように、私たちは、法教育の普及に力を入れていく決意をますます強くしています。民主主義社会を担う子どもたちや一般市民に、法律や制度の背景にある基本的価値観を認識し、その価値観に基づいた思考や行動を行えるよう鍛錬していくことは極めて大切なことと考えます。そこに、法律専門家である弁護士が力を尽くしていくことは、市民が弁護士に対して期待する役割の一つと確信しています。

● 2025年の活動

法教育センター

2011年4月1日、当会は法教育センターを立ち上げました。会をあげて、法教育の出前授業の普及に取り組むためです。毎年一定のクラス数（現在は150クラス分）までは当会で派遣費用を補助し、学校側の負担なく弁護士をゲストティーチャーとして派遣してきており、法教育の各学校への普及に結び付けてきています。

福岡法教育研究会

学校現場の教員が考え行おうとしている法教育の姿と、弁護士が考え行おうとしている法教育の姿を融合させていく、その議論を踏まえた教材開発や教材の実践などを目的として、弁護士や教員、その他の教育関係者による福岡法教育研究会を隔月の頻度で開催しています。2025年度は、弁護士とともに作成した教材を高校で実践し、担当した弁護士と高校の先生がともに「法と教育学会」で発表をしました。2024年度からは「学校へ行こう」ニュースの発刊を開始しました。四半期に一度、当会法教育委員会の活動や裁判例の紹介、出前授業の実践報告、法教育活動に力を入れる弁護士の自己紹介等を掲載し、学校の先生に、弁護士の存在をより身近に感じていただき、出前授業の申し込みをしていただけるよう広報活動を強化しています。

ジュニアロースクール

本年は、2025年3月、弁護士会館大ホールで開催しました。「ジュニアロースクール2025 刑事裁判 被告人は有罪か、無罪か？」と題し、とある男女関係のもつれから始まる脅迫事件について検討してもらいました。定員100名を超す応募があり、当日も参加した中高生たちが激論を交わしました。本年のジュニアロースクールでは、現役の検察官にも参加いただき、また、モンゴルからの視

察団の見学があるなど、大盛況でした。

今後も、学生が興味を持って取り組める題材で法的思考が養われる題材を考え、開催を続けていきたいと思えます。

「公共」プロジェクトチームから「学校へ行こう」プロジェクトチームへ

2020年度から高等学校で導入される公民科必修科目「公共」が取り扱うテーマに沿った法教育の教材作成と出前授業の普及を目的とし、法教育委員会のメンバーでプロジェクトチームを立ち上げました。「公共」の授業にふさわしい議論型の題材を三種類（民主主義、ワークルール、ジェンダー平等）作成し、リーフレットにまとめ福岡県下の高校に出前授業の呼びかけをしました。その後、当プロジェクトチームは、「公共」という科目にこだわらず、広く様々な教科（政治経済、家庭科等）や探究の学習などで弁護士を活用してもらおうべく「学校へ行こう」プロジェクトチームに改編し、先述のような題材でニュースを発行し、出前授業の教材提供等を行っています。

2025
3.25 13時30分から (終了は17時頃迄)
福岡県弁護士会館 (定員100名)
〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

参加費 無料

ジュニアロースクール2025 刑事裁判

被告人は有罪か、無罪か?

2025年1月1日から、裁判員になることができる年齢が18歳に引き下げられたので、高校在学中や卒業したばかりでも、裁判員に選任され、上記のような判断を下さなければならないことがあるかもしれません。しかし、実際の刑事裁判において、どのようなルールに基づき、どのようなことが行われているのか、知らない方も多いのではないかと思います。

今回のジュニアロースクールでは、刑事裁判の仕組みを学ぶと同時に、裁判官の立場になって、とめる検察官の検察官に審み、被告人が有罪か無罪かを考えてもらいます。*検察官は検察官対象事件ではありません。

事件の紹介する
ある企業の社長、被告人の犯罪が「一審の裁判員」には、その性格や年齢、年齢の年齢が入って、毎日、手紙の書き方として選ばれるのは、女性の元々、手紙の書き方、自分自身ではないに違いないが、果たして...

ジュニアロースクールとは?
主に中学生を対象に法的思考を体験してもらうイベントです。法的思考は、法律の知識とは違い、法や倫理観の理解や倫理観の理解、公平な心で判断し、現実のなかで解決に導く必要があるからです。異なる立場や意見が衝突する場面に臨んだ時、それぞれの立場や意見を理解し、どう判断するのかを話し合ってみることで、心と心を通わせるのが目的です。

主催 福岡県弁護士会
共催 日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会、福岡県教育委員会、福岡県教育委員会

【参加申し込み方法】
専用申し込みフォームからご応募ください。
申込フォームは、右の二次元QRコードか、福岡県弁護士会HP(<http://fiben.jp/>)からアクセスしてください。
申込み締切日：2025年3月14日(日)まで

【お問い合わせ先】
福岡県弁護士会 ジュニア・ロースクール係
TEL: 092-741-6416 (FAX: 092-741-1700)
*福岡県弁護士会では、本イベントの開催に際しては、ご参加の皆さまの安全を最優先とさせていただきます。

福岡県弁護士会

憲法問題に対する取り組み

● 憲法委員会の目的・活動の概要

当会は、「立憲主義並びにこれに基づく日本国憲法の基本原理である国民主権、恒久平和主義、基本的人権の尊重の原則を堅持するとともに、社会のすみずみまで法の支配が行き渡り、個人が尊重される社会の実現を目指して、憲法に関する問題について、調査・研究・提言・啓発及び立案その他の活動を行う」ことを目的として、憲法委員会を置いています。弁護士法第1条が「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と定めるところを実践する活動の一環です。

そのため、当会では年に数回、憲法に関わる問題について、憲法委員会が主管して、講演会、ディベート、市民集会等を開催しています。この数年ほどは、これらとともに、日弁連と連動して、「平和を守る全国弁護士会アクションの日」と銘打った街頭宣伝活動を実施したこともあります。

このような活動を通じて、立憲主義と民主主義、恒久平和主義、基本的人権の理念が日本の政治・社会にしっかりと根付き、1人1人の国民が個人として尊重される社会の実現に貢献したいと考えています。近年は、こうした憲法的価値がないがしろにされる動きが強まっており、しかもそれがしばしば手続的正義をも踏みにじる形でなされていますので、そのような動きに対しては、法律専門家団体として厳しい態度で臨んでいます。

● 2025年の活動

2025年度も、前年度同様、新型コロナウイルス感染症対策が一定程度必要な環境下ではありましたが、オンライン参加と会場参加を併用する方法など工夫して、講演会を実施しています。

市民とともに考える憲法講座第15弾

「武器としての国際人権」(2025年2月7日・福岡)

定期的で開催している市民とともに考える憲法講座の第15弾として、当会会館2階大ホール（ZOOM併用）にて、エセックス大学人権センターフェローの藤田早苗氏をお招きして、国際社会から日本の人権はどう見えているのかについて、講演会を開催いたしました。会場参加のみとしましたが、100名を超える参加でした。

憲法記念日にあたっての会長談話(2025年5月3日)

憲法施行から78周年を迎え、憲法制定の経緯及び意義について述べるとともに、国外では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエル攻撃を発端としたイスラエルによるパレスチナへの空爆を批判しつつ、国内では、福岡高等裁判所が、生活保護基準引き下げが生存権を保障した憲法25条に違反するとして基準額の減額処分取り消しを求めた訴訟において、憲法25条の趣旨、目的をふまえ、厚生労働大臣による基準額の引き下げを違法であると判断したことなどを挙げ、当会は、今後も憲法の基本原理や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動する決意を表明する談話を発しました。

憲法講座「一票の格差問題について」(2025年6月6日・北九州)

定期的な北九州部会が開催している憲法講座として、北九州弁護士会館5階大ホール（ZOOM併用）にて、日弁連憲法問題対策本部副本部長の伊藤真弁護士をお招きして、一票の格差訴訟の現状や課題、見通しについて、講演会を開催いたしました。会場参加22名、ZOOM参加12名でした。

市民とともに考える憲法講座第16弾

「核兵器について考える～核兵器廃絶に向けた議論のために～」(2025年10月30日・福岡)

定期的で開催している市民とともに考える憲法講座の第16弾として、当会会館2階大ホール（ZOOM併用）にて、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）副センター長・教授の河合公明氏をお招きして、核兵器の抑止力で果たして平和が維持できるのか、核抑止論の歴史と現状について、講演会を開催いたしました。会場参加56名、ZOOM参加24名でした。

第24回市民のための憲法講座

「デジタル技術と人権・民主主義～ソーシャルメディアやAIが投げかける問題～」(2025年11月29日・筑後)

定期的な筑後部会が開催している憲法講座として、筑後弁護士会館4階（ZOOM併用）にて、九州大学法学研究院・法学部准教授の成原慧氏をお招きして、生活に欠かせないものとなってい

るデジタル技術の負の側面、人権や民主主義を守るための活用方法などについて、講演会を開催いたしました。会場、ZOOM併せて50名の参加でした。

会内学習会「台湾有事」と存立危機事態について（2025年12月16日・福岡）

当会会員の稲村晴夫弁護士をお招きして、台湾有事は起こるのか、台湾有事は存立危機事態にあたるのか、米中対立下での台湾有事と日本の安全保障をどう考えるべきかについて、学習会を開催いたしました。憲法委員会の委員のみならず、委員でない会員の参加もありました。

刑事被告人・被疑者の権利をまもる活動

● 活動の概要

当番弁護士制度の運用

当会では、1990年12月1日、逮捕・勾留された被疑者やその家族などから要請があれば、待機している弁護士が無料で出動し法的なアドバイスをするという「当番弁護士」制度を、全国に先駆けて始めました。

初年度は128件の要請しかありませんでしたが、認知されるとともに要請数も年々増加し、2005年には福岡県内で約3800件の要請があり、そのほとんどについて、当番弁護士として登録している当会の会員が出動し、逮捕・勾留された被疑者に法的なアドバイスを行い、弁護士費用を負担できない被疑者に対しては、後述するような援助事業を利用して、被疑者が経済的負担を負わない形で弁護人としての活動もしてきました。その運営費用や出動弁護士への日当などは、全て弁護士会、ひいては会費を納める会員弁護士が負担してきました。

当番弁護士制度はやがて全国にひろがり、これらの活動を通じて、起訴される前の被疑者段階に弁護士が関わることの意義と重要性が認められ、ついに国を動かし2006年からは、それまでにはなかった起訴前の国選弁護制度（被疑者国選制度）を創設させるに至りました。そして、2018年6月1日から被疑者国選制度の対象が全勾留事件にまで拡大しました。しかし、被疑者国選弁護人が付くまでのサポートとしての当番弁護士の重要性に変わりはなく、また被疑者国選から漏れる被疑者をサポートする制度として、その後も当番弁護士制度を続けています。

実際、被疑者国選の対象事件が全勾留事件に拡大した以降も当番弁護士の要請数は少なくありません。逮捕された被疑者の権利を守り、えん罪を防ぐための活動は続きます。刑事事件で身柄拘束された人についてはもっとも人権侵害が起りやすく、その権利を擁護することは憲法にも定められた弁護士としての最重要の責務の一つです。

なお、このような当番弁護士制度が生まれ発展してきた歴史とその意義や成果をまとめた書籍「当番弁護士は刑事手続きを変えた ～弁護士たちの挑戦」（現代人文社）が2019年10月に当会編集のもと発刊されました。

被疑者弁護援助制度の法テラスへの委託と費用負担

この当番弁護士制度とともに、起訴前弁護の両輪をなしてきたのが、被疑者弁護援助制度です。

私選弁護を依頼することが経済的に困難な被疑者について、継続的な弁護活動の必要性が認められるときは、弁護費用を援助することにより、実質上無料で被疑者弁護人を付けることができると

いう制度です。従前は財団法人日本法律扶助協会が担ってきたもので、実際にはその費用の多くは弁護士会、つまりは弁護士が負担してきたものです。

被疑者国選制度が発足する直前の2005年には、当番弁護士が出動後に弁護人として受任した割合は約26%、その内で被疑者援助制度を利用した割合は約9割であり、全国的に見ても非常に高い受任率となっていました。

その後、被疑者国選弁護制度が発足し、さらにその対象事件が全勾留事件にまで拡大されたため、被疑者援助制度の利用数は減少しましたが、被疑者国選が認められていない逮捕段階の被疑者からの申込みは続いており、現在も重要な役割を担っています。

法テラスが設立されて以降は、被疑者援助制度の運用は日弁連から法テラスに委託していますが、費用自体は弁護士会つまり全国の弁護士が特別会費を負担して拠出しており、多くの会員が被疑者援助による弁護人となって、この制度を支えています。

また、逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2018年度から毎年6月から8月にかけて、当会会員に呼びかけ、「被疑者の不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動」に重点的に取り組むとともに、被疑者弁護援助での弁護士費用に関して、勾留阻止活動に関する成果報酬を上乗せすることを2021年10月から始め、被疑者弁護援助制度の更なる拡充を図っております。

国選弁護人制度の下支え

上述したとおり、当会が先駆けとなった当番弁護士制度や被疑者援助制度の地道な活動により、被疑者段階での弁護活動の意義や重要性が認知され、2006年に被疑者国選制度が始まり、その対象を広げながら全勾留事件にまで拡大しました。

起訴される前の被疑者段階の弁護活動は、短期間の間に被疑者との接見や被害者交渉などの充実した弁護活動を行う必要があるため、起訴後の被告人段階以上に労力がかかる面もあり、特に弁護士数が少ない地域で対応体制をとることができるのか懸念されていました。しかし、当会では、多くの会員が国選弁護人に登録することにより、問題なく運用されています。

現在、国選弁護人指名などの事務手続きは法テラスが行っていますが、指名のルールは当会との取り決めによります。また、個々の国選弁護人登録者をサポートするために、当会独自に各種の研修や研究会などを実施したり、「刑弁ネット」と呼ばれる弁護士が弁護活動について気軽に相談できるメーリングリストを整備したりして、国選弁護制度を下支えしています。2014年冬には「刑事弁護通信福岡」の刊行を開始して、紙ベースでも会員に情報が伝えられるようになりました。

また、国選弁護人の弁護活動で専門家に依頼する私的鑑定が必要となった場合に、その費用を補助する刑事私的鑑定等費用援助制度を2019年12月に創設し、年々、その利用が拡大しております。

裁判員裁判への対応体制構築や研修実施など

2009年から裁判員裁判が始まりましたが、当会では、裁判所や検察庁との模擬裁判や各協議会などを通じて、よりよい運用がなされるように裁判所等に働きかけてきました。また、2014年から研修を義務化した裁判員裁判用の弁護人バックアップ名簿を作成し、裁判員裁判を担当する弁護士の質の向上に努めています。裁判員裁判に特化した研修等も定期的に行い、裁判員裁判対象事件への対応体制を構築しています。

裁判員裁判が始まった後も、裁判所や検察庁と継続的に協議を行い、また会員向けにも裁判員裁判の研修や経験交流会などを実施しています。

刑事手続に関する運動等

当会で最優先課題としている被疑者・被告人の身体拘束を初めとする様々な刑事手続に関する問題に対して複数のプロジェクトチームを立ち上げ、各種取り組みを実施しております。その活動は多岐に渡りますが、各種研修、海外視察、学者との研究会等を実施するとともに、シンポジウムの開催、総会決議の発出等の運動を続けてきました。

また、2017年の刑事訴訟法改正に伴い、被疑者国選弁護の対象が全勾留事件に拡大しましたが、逮捕段階における被疑者国選弁護制度の導入に向けた運動に取り組んでおります。

● 2025年の活動

当番弁護士制度の運用

2025年には、1487件の当番弁護士の要請を受け1439件について実際に当会の会員弁護士が出動して、被疑者と接見し、それらの運営や費用負担は弁護士会が担いました。2025年4月1日段階の当番弁護士登録者数は847名で、これは当会会員数の約56%にあたります。

被疑者の身体拘束の早期解放に向けた取り組み

逮捕段階での被疑者弁護援助制度の利用を活発化させ、被疑者の身体拘束の早期解放のための勾留阻止に向けた弁護活動がより積極的に行われることを狙って、2025年度も6月から8月にかけて、不必要な身体拘束に対する準抗告申立等の勾留阻止運動に重点的に取り組み一定の成果を得ました。

国選弁護人制度の下支え

2025年には、延べ3900名の被疑者国選弁護人と延べ2300名の被告人国選弁護人（うち、控訴審は318名）が選任されました。

2026年1月1日段階の国選弁護人登録者数は1141名で、これは当会会員数の約77%にあたります。

月1回のペースで若手弁護士向けに「刑事弁護研究会」を開催し、若手弁護士のスキルアップを図り、弁護士用刑事弁護相談MLである「刑弁ネット」では、多くのメールがやりとりされています。

また、刑事裁判の判決書の検討、経験交流会等を実施して、効果的な弁護活動をする上で必要な情報の収集検討も行っています。

触法精神障害者の権利をまもる活動

● 医療観察法対策委員会の目的・活動の概要

2005年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(医療観

察法)が施行され、刑法39条1項の心神喪失を理由に不起訴または無罪となった人及び同2項の心神耗弱を理由に刑が減輕され執行猶予がついた人に対し、裁判官と精神保健審判員(精神保健判定医)による合議で審判を行い、処遇を決めるという制度が創設されました。

医療観察法審判手続や入院・通院処遇は対象者の自由を制限するものであり、対象者の防御権を実質的に保障し、適正手続を確保する必要があります。そのため、審判を受ける人は、弁護士を付添人として選任することができます。また、付添人がいない場合には裁判所が国選付添人を選任します。

これは、弁護士がそれまで行ってきた刑事弁護活動とも、精神障害者に対する援助活動とも異なるものです。当会は、この分野に対応するため、医療観察対応プロジェクトチーム(医療観察PT)を設置していましたが、医療観察法の法律上及び運用上の問題に継続的に対処するため同プロジェクトチームを2014年4月に医療観察法対策委員会としました。

入院処遇が長期化している事例もあり、処遇中の対象者へのリーガルアクセスを保障する必要もあります。当初審判後の審判においては付添人の選任は任意的ですが、制度の保安処分化を防止するためにも、当初審判後の弁護士関与を促進する方法も模索しています。

活動の概要

国選付添人活動の充実・適正化をはかるために原則として最低3年に1回の研修受講を義務付けることとし、毎年1回登録要件となる実務研修として外部より講師を招いての講義及び会員によるケース報告を行っています。また、付添人活動を充実化させるために、他の単位会弁護士や精神保健福祉士との協働時の費用規定の整備を進めました。また、司法及び行政各々の協議会への参加を申し入れ、弁護士が参加できるようになりました。その他、指定入院医療機関と意見交換会を実施、医療観察法手続全体における重要なキーパーソンである社会復帰調整官との意見交換会を実施、医療観察法関連職種研修会等の研修会への参加、精神保健福祉士協会との連携制度の構築等の活動を行いました。

● 2025年の活動

2025年は医療観察法関連職種研修会及び日本司法精神医学会大会等にも参加し、医療観察法関連職種の活動、医療観察法に基づく治療の実情・問題点等に関する情報収集を行いました。さらに、他の単位会と意見交換会を実施し、指定入院医療機関の入院者への支援体制の構築について協議を行いました。

犯罪の被害者を支援する活動

● 犯罪被害者支援に関する委員会の目的・活動の概要

弁護士法が謳う「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士の使命に鑑みると、弁護士には、伝統的に行われてきた刑事事件での被疑者・被告人の弁護だけでなく、犯罪によって被害を受けた方々の正当な権利・利益を擁護するための活動も、当然に求められているといえます。

特に1990年代以降、犯罪被害者支援の必要性が社会的にも強く自覚されるようになる中、当会でも2000年3月に犯罪被害者支援に関する委員会を設置しました。同委員会を通じて、当会としても、出来る限りの犯罪被害者の人権擁護という役割を果たそうと努めています。

犯罪被害者支援に関する委員会では、①被害者支援制度に関する調査・研究や会内研修、②犯罪被害者の方を対象とした無料の電話相談活動等を行う犯罪被害者支援センターの運営、③犯罪被害者支援基金の運営（刑事事件の被疑者・被告人による贖罪寄付等の受入・管理を行い、被害者支援団体である公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターに対して、2002年から2024年まで合計8800万円の運営資金を寄附して援助してきたほか、被害者及びその遺族の団体である「九州・沖縄犯罪被害者連絡会（みどりの風）」に対して、2012年から2018年まで合計460万円の運営資金を寄附して援助しました。）、さらには、④日本司法支援センターと協力して、同センターが犯罪被害者支援に精通したものとして紹介する弁護士の名簿（いわゆる精通弁護士名簿）や、後記の国選被害者参加事件を担当する弁護士の名簿を整備するといった活動も行っています。

被害者参加制度等について

犯罪被害者の刑事事件への参加を認める諸制度が2008年からスタートし18年を経過しました。これは、一定の事件に関しては、被害者や遺族の方が傍聴席ではなく法廷の中に入って、検察官のそばで、証人尋問や被告人質問をすること、求刑についての意見を述べること等ができるものです（被害者参加制度）。その際、経済的に余裕の無い被害者のために、国費で弁護士に援助させる制度も設けられました（国選被害者参加弁護士）。さらに、刑事事件の審理の成果を利用するかたちで通常の民事裁判と比べて簡易迅速に加害者に対する損害賠償請求ができる制度（損害賠償命令制度）も同時に設けられました。

これらの新しい制度は被害者の人権保障の見地からも重要であり、より一層の定着が望まれます。犯罪被害者支援に関する委員会でも、同制度の適正な運用を図ることが重点課題であると考え、制度の周知・広報を図るとともに、制度の運用について関係機関と協議を行うなどしています。

被害者支援新制度について

「総合法律支援法の一部を改正する法律」及び「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令」の施行による「犯罪被害者等支援弁護士制度」、いわゆる犯罪被害者に対する支援の新制度が、2026年1月13日から運用を開始しました。

これは、殺人や性犯罪などの犯罪被害にあわれた方やそのご家族が、刑事・民事・行政その他の様々な手続について、弁護士による支援を受けられる制度であり、経済的な事情で弁護士への依頼を断念したり、十分な救済を受けられなかったりする事態を防ぐ狙いがあります。

今後は、この新制度の運営を円滑に行うため、関係各所との協議を進めて参ります。

地域での連携の必要性

近時、犯罪被害者の支援に関しては、警察や検察はもちろん、医師や福祉機関、被害者支援団体等、地域の関係機関が綿密に連携して、個々の被害者に対する支援の体制を整えることが重要であると指摘されています。

犯罪被害者支援に関する委員会でも、上記のような指摘を踏まえ、各関係機関との交流・連携を深めて、より充実かつ適切な犯罪被害者支援の一端を担うべく努力しています。

● 2024年の活動

電話相談等

前記の無料相談について、従来毎週1回（火曜日）であったものを、2013年7月より毎週2回（火・金曜日16-19時）、2018年7月より毎週平日（16-19時）に増加しました。その効果もあって、

過去の相談件数は2017年303件、2018年354件、2019年394件、2020年411件、2021年483件、2022年479件、2023年557件、2024年446件と増加傾向にあり、2024年は若干減少しましたが、社会への着実な浸透がうかがわれます。この電話相談は匿名でも可能であり、電話相談後に希望により面談相談も可能です（初回相談は無料です）。

パンフレットの作成

被害者参加制度や損害賠償命令制度の周知・徹底を図るため、これらの制度概要の説明と相談窓口を紹介したパンフレットを作成し、県内の関係各機関に配布しています。

研究活動

会内において、被害者支援の問題について理解を促すために、関係機関よりお招きした講演や、新規登録弁護士向けの研修を行いました。

また、被害者支援に関わった弁護士の全国的な経験交流集会や、九州ブロックでの拡大協議会等に委員会の委員が参加して、全国各地における被害者支援の実情を知り、また、被害者を支援する弁護士の経験を共有化するようにしています。

各種名簿の整備

委員会が行った研修を受講した会員を対象に、前記の精通弁護士名簿や国選被害者参加弁護士名簿を改定し、日本司法支援センターに提供しました。

犯罪被害者支援活動の援助

犯罪被害者支援基金から寄付金として、「公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター」に対し400万円を援助しました。



弁護士会の人権救済活動

● 人権擁護委員会の目的及び活動の概要

人権擁護委員会は、弁護士会に寄せられる人権救済申立事件について調査を行い、事案に応じて適切な措置をとることを主な任務としています。基本的人権の擁護は弁護士法で定められた弁護士の使命であり、人権救済活動は弁護士会の基本的な役割です。人権救済申立は誰でも可能で随時受け付けており、費用はかかりません。

調査の結果、人権侵害（又は人権侵害のおそれ）が確認された場合は、人権侵害を行っている機関等に対し、①警告（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を通告し、厳しく反省を促し、又は是正処置をとることが必要であるとき）、②勧告（相手方、その監督者等に対して、被害者の救済又は今後の侵害の予防につき適当な改善処置をとるよう要請することが必要であるとき）、③要望（相手方、その監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待するとき）等の措置をとります。一方、人権侵害又はそのおそれの確認ができない時は不処置となります。

人権救済申立の多くはが受刑者など刑事施設の被拘禁者の処遇に関する訴えですが、学校やマスコ

ミ、警察や自治体などを相手方とする人権救済申立事件もあり、当委員会ではこれまで多様な事件を取り扱ってきました（当委員会がこれまで調査を行い、措置を行った事案は弁護士会の公式ホームページに掲載しています）。

また、2019年10月から、福岡県の委託により、人権問題に関する無料電話相談である「ふくおか人権ホットライン」を毎月第4金曜日に実施しています。

● 2025年の活動

1 人権救済申立事件の措置

死刑確定者の教誨師への聖書等の書籍、ロザリオの宅下げを不許可とした処分を違法な人権侵害と認め、福岡拘置所に勧告したケース

【措置の内容】

福岡拘置所に収容された死刑確定者が、同所で宗教教誨を担当していた教誨師（牧師）に聖書等の書籍、ロザリオの宅下げを申請したところ、不許可とされたため、人権侵害救済申立を行ったケースで、処分は違法な人権侵害であると判断し、申立人の教誨師に対する、聖書、ロザリオ及びその他書籍等、教誨に関連する物品の宅下げを許可するよう勧告しました。

【判断理由】

聖書・ロザリオの宅下げは、キリスト教信者となった申立人の心の拠り所となる物を、自身の死刑執行後廃棄されることを避ける目的で、信奉する教誨師（自身が信仰する宗派の牧師）に託そうとする行為は、所有物の管理・処分という側面があるため憲法29条の保障も及ぶだけでなく、思想良心や信仰心の表出そのものというべきであり憲法19条、20条1項、21条及び13条による保障が及ぶ。聖書以外の書籍の宅下げも、他者に対する情報や意思の伝達を目的とした行為ではあるから、憲法19条、21条、13条及び29条の保障が及ぶ。

拘置所は不許可とした理由について「各交付申請を許すことにより、本人と教誨師との間で、本来の宗教教誨の範囲を超えた特別な人間関係が構築されることとなり、教誨師が本人からろう絡等され、当所の規律及び秩序を害する行為をするおそれがあると認められた」としているが、聖書、教誨に関連する書籍、ロザリオの宅下げを認めたとしても、教誨師が本人からろう絡等される可能性は極めて低いと言わざるをえない。

過去教誨師に対して本件のような物品の宅下げを許したことで、現実に刑事施設の規律秩序を害する結果が生じたことがあるなど、そうした結果が生ずる高度の蓋然性が認められる場合や、予想される刑事施設の規律秩序を害する結果が重大なものである場合に該当すると認めるに足りる事情も存在しないため、本件処分は違法な人権侵害といえる。

2 その他の人権擁護活動

(1) 刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題

当会では、刑事法廷内における入退廷時の手錠・腰縄の使用の問題について、2021年6月9日、人権擁護委員会、刑事弁護等委員会の各委員を構成員として、「手錠・腰縄問題に関するプロジェクトチーム」を設置し、同年8月から活動を開始しました。

2025年度は、手錠・腰縄使用の人権侵害性を広く知らしめ、裁判所への申入活動の活性化など様々な取り組みを積極的に推進し、被告人等の基本的人権の擁護に努める決意を会全体として示すことにより、早急に手錠・腰縄問題を解決するべく、2025年5月28日に開催された当会の定期

総会で「刑事法廷内の入退廷時に被疑者・被告人に対して手錠・腰縄を使用しないことを求める決議」を採択しました。

2021年度から行っている会員への情報提供、会員の裁判所への申入れ支援、申入れ結果のアンケート実施・分析、被告人へのアンケートの実施の活動も継続しています。

(2) 旧優生保護法による被害者の救済

当会では、2022年3月16日、「旧優生保護法訴訟において国の賠償責任を認めた大阪高裁及び東京高裁違憲判決を踏まえて、被害者の全面救済を求める会長声明」を発出し、当会としても、旧優生保護法により侵害された尊厳の回復を含む真の被害回復の実現に向けて、真摯に取り組んでいくことを確認し、被害救済のため、同年12月には全国一斉電話相談を実施しました。

2023年5月11日には、「旧優生保護法に関し国に賠償を命じた度重なる地裁、高裁判決を踏まえて、改めて全面解決を求める会長声明」を発出しました。

2024年度は、7月3日に最高裁が国の責任を認める判決を言い渡したことを受け、7月10日に「旧優生保護法最高裁大法廷判決を受けて、全ての優生手術被害者に対する被害回復の実現を求める会長声明」を発出し、被害者の早期の全面救済を呼びかけました。7月と2025年1月には、被害救済のため全国一斉電話相談を実施しました。

2025年2月には、旧優生保護法による被害者を支援するため、会内に新たに旧優生保護法被害者支援プロジェクトチームを設置し、国が最高裁判決後に制定した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」による被害者救済手続を支援する活動を行っています。

具体的には福岡県が設置した「旧優生保護法補償金支給等に係る支給手続き周知のための検討会議」に参加し、被害者に対する個別通知のための手続きや周知に関する福岡県の取組を支援するとともに、被害者が補償金等請求を行うためのサポート弁護士として全ての部会から合計15名の会員が活動し、39件（2026年1月末現在）の請求の支援活動を実施しています。

(3) ヘイトスピーチのない社会の実現のための取組み

当会は、2022年5月27日の定期総会において、「ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言」を行い、①ヘイトスピーチ問題を対象とする法律相談体制の充実化等の法的支援活動の推進、②教育活動等のヘイトスピーチ解消のための実効的施策の検討、③ヘイトスピーチをなくすための条例制定等に向けて福岡県及び福岡県内の自治体との連携を図っていくことを宣言していますが、人権擁護委員会、国際委員会、憲法委員会、法教育委員会の各委員を構成員として、「ヘイトスピーチ問題対策ワーキンググループ」を設置し、2022年12月から活動を開始しました。

2023年は、同年6月18日にウリ・サフェ〈私たちの社会～「在日」の人権と生活を共に創造する会～〉が主催した講演&パネルディスカッション「ヘイトスピーチ解消のための条例制定に向けて」を当会も後援し、パネラーやコーディネーターを派遣しました。また、同年4月以降、福岡県、福岡市、北九州市、福岡法務局を訪問しての意見交換、その他の自治体（筑後地域）に対する文書照会を行い、被害の実態把握のために、同年5月11日には、北九州市折尾にある九州朝鮮初中高級学校を訪問し、同年10月24日には、福岡市東区和白にある福岡朝鮮初級学校を訪問するなど活動しました。

2025年度は、2025年5月28日の定期総会で「外国にルーツを持つ人々に対する人権保障の強化及び多民族・多文化が共生する社会の確立に取り組む宣言」を採択しました。さらに、同日北九州市立大学准教授のクレシーニ・アン氏を講師に迎え、講演会「アンちゃんが日本人になって考

えたこと」を開催しました。

2025年10月31日には、上記宣言に基づいて、池田直樹弁護士（大阪弁護士会）及び白承豪弁護士（兵庫県弁護士会）を講師に迎え、「司法分野から排外主義を根絶するために～外国籍調停委員実現に向けての勉強会～」を開催しました。

2025年11月22日には、フォトジャーナリストの安田菜津紀氏を講師に迎え、弁護士会館大ホールで「共に生きるとは何か 難民の声・家族の歴史から考える多様性」を開催しました。福岡県内すべての自治体への照会を完了し、福岡県、中国領事館、アンヌール・イスラム文化センター・福岡マシド（2025年9月13日に「イスラム教の公園使用に対する抗議街宣」があったため。）を訪問して意見交換を行いました。

ひき続き、ヘイトスピーチ被害を含む排外的な活動に対する規制について、条例案を検討しています。

(4) 再審法改正の実現

当会では、2019年8月8日に「再審制度の制度趣旨を没却する最高裁判所の大崎事件第三次再審請求棄却決定に対し抗議する会長声明」を发出するなど、再審開始決定に対する検察官の不服申立の禁止をはじめとする、えん罪被害救済に向けた再審法改正の早急な実現に尽力する決意を表明しています。

2023年2月27日には「日野町事件第2次再審請求事件即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないよう求める会長声明」を、同年3月13日には「袴田事件」第2次再審請求差戻し後即時抗告棄却決定に対し、検察官に特別抗告をしないこと等を求める会長声明」を、同年9月13日には「再審法の改正を求める決議」を、同年8月2日には「大崎事件」の再審請求即時抗告棄却決定に強く抗議する会長声明」を、同年10月25日には「袴田事件」の再審公判において検察官が再審請求審と同じ争点について有罪立証を行う方針を示したことに対し強く抗議するとともに、改めて速やかな再審法改正を求める会長声明」を发出しました。

2024年度は、7月に「飯塚事件第2次再審請求審の再審請求棄却決定についての会長声明」を、9月26日には同日の静岡地裁の袴田事件再審無罪判決を受け、「袴田事件」再審無罪判決を一日も早く確定させることを求めるとともに、改めて速やかな再審法改正を求める会長声明」を、2025年3月には「大崎事件」の再審請求棄却決定についての特別抗告棄却決定に強く抗議する会長声明」を发出しました。

2025年度は8月に、前月の福井女子中学生殺害事件の検察官の控訴を棄却する判決を受け、「今秋の臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明」を、2026年1月には、法務省事務当局によって審議の方向性が主導されている状況を踏まえ「法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議状況に抗議し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明」をそれぞれ发出しました。

自死問題に対する取り組み

● 活動の概要

日本国内の自殺者が1998年から2011年まで14年連続で年間3万人を越え、自殺の予防が国民的課題となる中、当会は、2010年度に、自死に関連する各種委員会（生存権擁護・支援対策本部、精神保健委員会、犯罪被害者支援委員会、消費者委員会、中小企業法律支援センター、子どもの権利委員会、

高齢者・障害者等委員会)で「自死問題対策関連委員会連絡会議」を立ち上げて、この問題の取組みを開始しました。(「自死」という言葉は、自殺の社会的・道徳的非難をしない呼称です)。

その活動は次第に活発化し、2012年4月からは、上記連絡会議から発展した「自死問題対策委員会」を発足させ、以下のような様々な活動を行っています。

- (1) 自死の予防と弁護士との役割に関する調査・研究
- (2) 国や自治体、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職団体との協議、連携
- (3) 自死予防に関する知識及び、自死企図者の法律相談技術の向上を図る研究会の開催
- (4) 自死企図者や、その援助をする専門職からの法律相談申込に対応するためのシステムの構築
- (5) 自死問題についての社会的啓蒙活動
- (6) その他自死問題に関わる活動

なかでも、当会の活動の中心となるのは、次の2つの相談制度です。

① 自死遺族法律相談

福岡市との共催で、毎月1回(原則として第1水曜日午後1時～4時)、福岡県弁護士会館に弁護士1名と心理専門職(福岡市が派遣)1名が待機し、自死遺族からの面談相談及び電話相談に応じます。専用電話番号は092-738-0073です。

北九州市では、相談受付は北九州市精神保健福祉センターが行い、法律問題が関わる場合に弁護士による無料相談を勧めていただき、同センターにおいて、弁護士1名とセンター職員(医師・保健師・心理士・福祉職・作業療法士)1名の原則2名体制で相談に応じています。

福岡県でも、適宜相談予約を受け付けつつ、福岡県精神保健福祉センターの相談室で弁護士が相談に応じます。

② 自死問題支援者法律相談

自死の危険の高い人本人ではなく、それを支援する方々(例えば、家族・親族、学校関係者、自治体や町内会関係者、医師、精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士、ソーシャルワーカーといった専門職など)からの相談申し込みを受け付けています。

平日の午前9時～午後4時まで、専用電話(092-741-3210)で相談の申し込みを受け付け、原則48時間以内に担当弁護士から電話連絡をし、電話による相談に応じます。その結果、面談相談が必要な場合は、無料の面談相談(心理専門職の同席も可)を行います。

また、筑後地域では、「かかりつけ医による精神科医紹介制度」とタイアップする形での相談にも応じており、大きな実績を上げています。

● 2025年の活動

様々な取り組みの結果、日本国内の自殺者数は2012年に15年ぶりに3万人を下回り、2019年には自殺者数が2万人を下回りました。しかし、コロナ禍によって自殺者数が徐々に増えていき、2020年の自殺者数は、リーマンショック後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。その後は、わずかながら増加傾向が続いており、さらに、2024年には小中高生の自殺者数が過去最多となるなど、引き続き自殺予防のための取り組みが必要な状態が続いています。

当会は自死問題関連の相談体制を維持しており、2025年も、自殺予防の取り組みとして、以下のような活動を行いました。

- ◆ 自死問題支援者法律相談を実施し、支援者からの相談に応じています。
- ◆ 福岡市・北九州市と連携して、自死遺族法律相談（面談・電話）を実施しています。
- ◆ 福岡県の実施する自死遺族法律相談（面談）に弁護士を派遣しています。
- ◆ 3月及び9月に実施された福岡市主催のこころと法律の相談会に弁護士を派遣しました。
- ◆ 10月と2026年1月に、福岡大学病院精神科の医師等との共同研究会として自死問題に関する学習、意見交換会を行いました。
- ◆ 3月に、市民向け自殺予防シンポジウム「子どもの未来を守るために、いま私たちができること」を開催しました（基調講演は筑紫女学園大学准教授大西良さん、パネリストにNPO法人そだちの樹事務局長の弁護士安孫子健輔さん、精神科医の宇佐美貴士さん）。
- ◆ 9月に会内研修「弁護士・事務所職員のメンタルヘルスケアの心得」を開催しました（講師は臨床心理士の中村洸太さん、弁護士三浦光太郎さん）。

情報問題対策委員会

● 活動の概要

情報問題対策委員会は、プライバシー・個人情報保護に関連する問題を取り扱っています。行政機関に対する情報公開の問題も取り扱っています。

過去には、特定秘密保護法、共謀罪法案の成立やマイナンバー制度の拡大、通信傍受法の適用対象の拡大等に反対する活動を行ってきました。シンポジウムの実施や街頭宣伝などの活動も行ってきました。

また、法律に基づくことなく監視カメラや顔認証装置の利用が広がっていくことにより、欧米民主主義国家では通常許されない、法律や令状に基づかない、罪もなき市民のプライバシー侵害の問題点を指摘し、プライバシーを保護するための立法を求める活動を行っています。

主権者の納めた税金を使って収集された行政情報の流通のあり方を決定できるのは、主権を有する国民（市民）自身です。また、主権者は、自らの幸福を最高度のものにするための手段として憲法によって設置されている行政機関から、必要もなく監視されたり、主権者として当然に許される政府批判の表現行動に対して干渉をされたりしないよう、民主主義社会の前提を守る必要があります。

主権者と政府の間に存在する報道機関が、政府の不正を暴いたり、政策の不備を批判したりするなど、民主主義の実現にふさわしい役割を果たすことができるよう、政府からの干渉を受けないことも、公的情報の流通の確保の観点から、大切なことです。

弁護士会として、2024年3月20日に、シンポジウム「マイナ保険証と人権を考える－医療情報のデジタル化で社会はどう変わる？」を開催しました。

同シンポジウムは、武藤委員長による開会の挨拶に始まり、木本委員の基調報告、知念哲氏の基調講演、パネルディスカッションの三部構成で実施しました。

第一部の基調報告では、福岡県弁護士会のこれまでについて、当委員会の活動報告として、マイナンバーカードに関連して発出した会長声明、福岡市の行政効率化を目的とするDX戦略の状況についてのヒアリングの結果報告を行いました。

第二部の基調講演は、「マイナ保険証の仕組みと問題点」と題して、神奈川県保険医協会事務局次長、全国保険医団体連合会・政策事務局小委員である知念哲氏に、医療保険についての仕組みを概観した上で、現行の保険証が廃止されるまでの流れについてご紹介いただきました。その他にも、マイナ保険証の普及状況に関する話題やオンライン資格義務不存在確認請求訴訟の状況についてもご報告いただいています。

第三部では、中央大学教授の宮下紘先生から人権保障やGDPR（EU一般データ保護規則）の観点からマイナ保険証に関する問題点に言及いただいた上で、パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、医療情報としてどういうものがデジタル化されて共有されると便利になるのか、研究・新薬開発などに対する診療情報の利活用への懸念・課題について、デジタル政策の中心にマイナンバーがあることについての問題点などが議論されました。

【会長声明等】

憲法記念日にあたっての会長談話

(2025年5月3日発表)

今年は、第2次世界大戦が終わって80年の節目を迎えます。本日、施行から78年を迎える日本国憲法は、人権侵害の最たる戦争による悲惨な歴史を二度と繰り返してはならないという誓いのもとに生まれました。日本国憲法前文は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認しています。

しかしながら、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻や、イスラエルによるパレスチナへの一方的攻撃など、世界の情勢は、日本国憲法が理想とする平和の実現には程遠い状況と言わざるを得ません。

国内でも、憲法9条のもとでGDP比1%の5兆円余に抑えられてきた防衛関係費予算が、今年度予算では8.7兆円にまで激増しています。安保法制や解釈改憲による集団的自衛権により、防衛関係費の増大は軍備拡大に結び付く危険が高いといえ、日本国憲法の理念を無視して進められる軍備拡大は、私たちの市民生活に多大な影響を及ぼします。

そうしたなか、裁判所では、日本国憲法の力が改めて見直されています。

生活保護基準引き下げが生存権を保障した憲法25条に違反するとして基準額の減額処分取り消しを求めた訴訟において、本年1月29日、福岡高裁は、憲法25条の趣旨、目的を踏まえ、厚生労働大臣による基準額の引き下げを違法と判断しました。

また、同性間での婚姻を認めない現在の法制度が憲法に違反するとして、国を訴えた「結婚の自由をすべての人に」訴訟は、全国5か所の高等裁判所で「憲法違反」の判断が示されました。昨年12月13日には、福岡高裁においても、法の下での平等を定めた憲法14条、婚姻や家族に関する法律の制定について個人の尊厳と両性の平等を基本とすることを定めた憲法24条2項のみならず、幸福追求権を定めた憲法13条にも反し違憲と判断されました。

当会は、今後も、個人の尊重を最高価値とする日本国憲法の理念に則り、基本的人権を擁護し、社会正義を実現しつつ、法的助力の必要な市民の皆様に寄り添う法律家団体として、全力をあげて活動してまいります。

5高裁での違憲判決を受け、直ちに、すべての人にとって

平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2025年5月14日発表)

- 1 同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う一連の訴訟において、2025年（令和7年）3月7日に名古屋高等裁判所は、憲法14条1項及び同24条2項に違反する旨の判決（以下「名古屋高裁判決」という。）を言い渡し、同月25日大阪高等裁判所も同様に、憲法14条1項および同24条2項に違反する旨の判決（以下「大阪

高裁判決」という。)を言い渡した。

一連の訴訟は、札幌・東京（一次・二次）・名古屋・大阪・福岡の各地裁の判決が出され、いずれも原告側が控訴していたところ、上記各高裁判決は、2024年（令和6年）3月14日の札幌高裁、同年10月30日の東京高裁、同年12月13日の福岡高裁に続く、高裁における4件目、5件目の判断であり、これで、控訴審が係属していた全ての高裁判決が出されたことになる（東京高裁には二次訴訟が係属中である。）。

- 2 名古屋高裁判決は、性的指向は自らの意思で選択や変更はできないことを認め、婚姻により両当事者が人的結合関係を形成することは、法律婚制度ができる以前から行われてきた人間の本質的営みであり、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると指摘した。そして、人間が社会的存在であり、人格的生存には社会的に承認が不可欠であることからして、そのような人的結合関係を社会的に承認されること自体も個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であるとした。

それを踏まえ、本件諸規定が、異性間の人的結合関係についてのみ法律婚制度を定め、同性カップルが法律婚制度を利用する規定を全く設けていないことは、少なくとも現時点において、婚姻制度の制定については国会の裁量であることを踏まえても、なお、合理的な根拠を欠く差別的取り扱いであり、立法裁量の範囲を超えているとし、本件諸規定は憲法14条1項及び同24条2項に違反すると判断した。

また同判決は、パートナーシップ制度等、法律婚制度以外の制度では解消できない様々な不利益があることや、同性婚制度を法制化しても弊害は想定し難いことなどを具体的かつ詳細に判示しており、国会に対し、早急な同性婚制度の法制化を強く促す内容となっている。

- 3 大阪高裁判決は、婚姻は性愛を基礎とする親族身分的人的結合関係を規定しているところ、異性カップルは婚姻をし、親族的身分関係を形成し、互いに権利と責任を負い、各種の法的効果を受けて安定した共同生活を営むことができる一方、同性カップルはこのような法的利益を享受することができず、このような区別取扱いは合理的根拠に基づくものとはいえず、法の下での平等に反する、として本件諸規定は憲法14条1項に違反すると判断した。

また、相互に求め合う者同士が自ら選択した配偶者と婚姻関係に入ることができる利益は、現代社会を生きる上での個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益に当たるものといえ、同性カップルがこれを享受することができないのは、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであるといわざるを得ない、として本件諸規定は憲法24条2項に違反すると判断した。

なお、同判決は、同性婚の法制化に困惑し心理的抵抗を覚える国民に、冷静かつ寛容な態度を期待することは、かけがえのない個人を尊厳ある主体として重んじることを旨として家族制度を構築することを命ずる憲法24条の理念に沿うものである、同性婚に対する国民感情が一様でないことは、同性婚を法制化しないことの合理的理由にはならない、とも指摘した。前記名古屋高裁判決も同旨の指摘をしている。

- 4 一連の訴訟では、地裁レベルとしては、大阪地裁を除く4地裁5判決において、本件諸規定を違憲ないし違憲状態とする判断が出ていた。

そして高裁レベルにおいては、札幌・東京・名古屋・大阪・福岡高裁と、控訴審が係属していた

5つの高裁において、違憲判決が言い渡されるに至った。一連の訴訟で唯一、合憲判決であった大阪地裁判決も、大阪高裁判決によって覆された。

当会は、これまでの会長声明において、本件諸規定を違憲とする判決が相次いでいることから、このような司法判断の流れは確定し、もはや動かしがたい、と指摘したが、今回の高裁判決により、司法判断の流れがさらに明確になったというべきである。これ以上、法制化を遅らせてよい事情は何一つない。

しかし、大阪高裁判決を受けて、林芳正官房長官は、「最高裁の判断を注視したい」とコメントしており、政府において、投げかけられている問題を自ら解決しようという姿勢は、残念ながら、全く見受けられない。

同性婚制度が存在しないことによって、多数の人々が多大な苦難を被り、人権を侵害され続けている。これまでに示された違憲判決を見ると、この状況を放置し、最高裁の判断が出るまで待つことは、政府や国会の責務の放棄であると言わざるを得ない。直ちに、同性婚制度を実現させなければならない。

- 5 当会は、2019年（令和元年）5月29日の定期総会において採択した「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにし、政府及び国会に対し、同性者間の婚姻を認める法制度の整備を求めた。また、前記一連の判決に対しても、それぞれ会長声明を発し、政府・国会に対し、同性間の婚姻制度を早急に整備することを改めて求めてきた。

当会は、ここに改めて、政府・国会に対し、直ちに、同性間の婚姻制度を整備し、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を図るように求める。

外国にルーツを持つ人々に対する人権保障の強化及び 多民族・多文化が共生する社会の確立に取り組む宣言

(2025年5月28日発表)

【宣言の趣旨】

当会は、外国にルーツを持つ人々に対する人権保障をより一層強化し、多民族・多文化が共生する社会を確立するため、以下のとおり、取り組むことを宣言する。

- 1 ヘイトスピーチ及びヘイトクライム根絶のため、福岡県及び福岡県内の地方自治体に対し、ヘイトスピーチ及びヘイトクライムの被害実態の把握を求めていくとともに、実効的な対策として、ヘイトスピーチを明確に禁止し、これを規制する条例の制定を働きかけていくこと
- 2 外国にルーツを持つ子どもが、その言語、宗教、文化的伝統、アイデンティティを保持するための教育を受ける権利を享受することができるよう、これを妨げている、国または地方自治体の差別的な制度を廃止するため、より一層取り組むこと

- 3 司法の分野における調停委員、司法委員、参与委員に外国籍者を任命しないという、法令に根拠のない運用を改めさせるため、最高裁判所及び福岡県内の裁判所に対し、積極的に働きかけていくこと

2025年（令和7年）5月28日

福岡県弁護士会

【宣言の理由】

第1 外国にルーツを持つ人々の人権と多民族・多文化が共生する社会の確立の必要性

1 外国にルーツを持つ人々の状況

(1) 日本全国における状況

日本においては、外国人留学生や技能実習生、特定技能等の就労外国人の増加により、2024年（令和6年）末の在留外国人数は、過去最高の約377万人に達し、2023年（令和5年）末から約36万人の増加となった。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2070年に日本の総人口は8700万人まで減り、そのうち1割は外国人が占めると推計しており、外国人は年間16万5000人ほど増える想定を示していたが、実際はその2倍以上のペースで急増している。在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域数は195（無国籍を除く。）に達する。

また、出生後に日本国籍を取得した人や外国籍の親から生まれ日本国籍を有する人等も日本で生活している。今や日本は、様々な形で外国にルーツを持つ人々が多く暮らす社会となっている。

(2) 福岡県内における状況

このような日本全国の傾向は福岡県内においても顕著であり、2024年（令和6年）6月末時点で、福岡県の在留外国人数は過去最高の約10万5000人に達する。

その在留資格別の内訳としては、2023年（令和5年）12月末時点での統計で、留学が約20%、永住者が約16%、技能実習が約15%、特別永住者が約10%の上位を占め、特定技能も約8%を占めている。

2 外国にルーツを持つ人々の権利擁護に関するこれまでの当会の取り組み

当会では、外国にルーツを持つ人々の司法アクセス改善のため、1991年（平成3年）4月から、財団法人福岡国際交流協会（現公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団）が実施する外国人無料法律相談に弁護士を派遣し、2000年（平成12年）3月からは、独自に外国人無料法律相談を開始するなど、外国にルーツを持つ人々の権利擁護に継続的に取り組んできた。

近時、特定技能の在留資格を導入した出入国管理及び難民認定法の改正に伴って、2019年（令和1年）7月、福岡県がワンストップセンターとしての「福岡県外国人相談センター（MAIC）」を開所したのに伴い、当会も、2021年（令和3年）7月30日、同センターを運営する公益財団法人福岡県国際交流センターと協定を締結して、弁護士の派遣を始めた。

2019年（令和1年）10月からは、福岡県からの委託を受けて、「ふくおか人権ホットライン」を開始し、この電話相談では、外国にルーツを持つ人々が受けた誹謗中傷や差別的取り扱いに関する相談も受け付けている。

また、2024年（令和6年）10月17日、福岡市中央区天神のアクロス福岡に、県内で暮らす外国人向けのワンストップ相談窓口「FUKUOKA IS OPENセンター」が開所された際にも、専門機関として他団体と連携して参画している。

さらに、当会では、後述するとおり、国による外国にルーツを持つ人々を差別する施策や社会

内での差別に対しても、会長声明等を発するなどして、その是正を求めてきた。

特に、先駆的な取り組みとしては、2000年度（平成12年度）に、福岡県内の市町村の職員採用試験における国籍条項撤廃のため、当会会員が、当時、既に国籍条項を撤廃している10自治体を除く福岡県88の自治体を直接訪問し、撤廃を求める要望書を渡し、その理解を求める活動を展開した。

加えて、2016年（平成28年）5月に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）の施行後もヘイトスピーチの実態に改善が見られないこと、当会として本問題への取り組みが不十分であったとの反省を踏まえ、2022年（令和4年）5月27日、「ヘイトスピーチのない社会の実現のために行動する宣言」を発出している（以下、「2022年宣言」という。）。

3 更なる取り組みの必要性

しかしながら、出入国在留管理庁が実施している「在留外国人に対する基礎調査」によると、未だ日常生活の多くの場面で外国にルーツを持つ人々が深刻な差別に直面している実態が浮き彫りとなっている。

すなわち、2024年（令和6年）度調査によれば、差別を受けた場面は2021年（令和3年）度から上位3項目は変わらず、「家を探すとき」（17.4%）、「仕事をしているとき」（14.2%）、「仕事を探すとき」（12.4%）であった。また、差別を受けた相手については、2022年度（令和4年度）から上位3項目は変わらず、「見知らぬ人」（43.6%）、「職場関係者」（31.4%）、「住宅不動産関係者」（25.1%）が占めている。

さらに、ヘイトスピーチを受けたことがあると回答した割合は12.7%、受けたことはないが見聞きしたことがあると回答した割合は31.6%にのぼる。ヘイトスピーチを受けたり見聞きした場所としては、「インターネット」（65.5%）、「街宣活動」（19.0%）、「デモ」（18.7%）が多い。

人口減少が進む日本において、外国にルーツを持つ人々は年々増しており、アジアの玄関口を標榜する福岡市を抱える福岡県においても、外国人の受け入れの拡大を進める上で、憲法、国際人権基準に沿った人権保障を強化し、多民族・多文化が共生する社会を構築することの重要性はより一層高まっているといえる。

第2 ヘイトスピーチ及びヘイトクライム根絶のための取り組みについて

1 2022年宣言後の活動状況について

当会は、前述の2022年宣言を受け、同年10月5日、関連する人権擁護委員会、国際委員会、憲法委員会、法教育委員会の4委員会の委員及び会員から組織する「ヘイトスピーチ問題対策ワーキンググループ」を設置し、同年12月から、同ワーキンググループの活動を開始した。

現在までの間に、①「福岡県ヘイトスピーチ対策連絡会議」の構成団体である福岡法務局、福岡県、福岡市、北九州市との意見交換、②学校法人福岡朝鮮学園が設置・運営する北九州市八幡西区折尾の九州朝鮮幼初中高級学校、福岡市東区和白の福岡朝鮮幼初級学校への訪問、③駐福岡大韓民国総領事館の訪問、④福岡県内の60のすべての地方自治体に対する文書照会などの方法により、福岡県内のヘイトスピーチ等の被害の実態や実効的な対策のあり方についての調査等を進めている。

また、2024年（令和6年）6月13日には、ヘイトスピーチ被害の救済活動で先駆的な実績を有する神原元弁護士を講師に招いて、会員向けの研修会「研修 ヘイトスピーチ被害救済の実務」

を開催し、被害救済の実務に関する理解を深める機会を設けた。

さらに、同年12月14日には、ノンフィクション作家の加藤直樹氏を招いて「市民とともに考える憲法講座 第十四弾『101年前、いま、みらい～朝鮮人虐殺からヘイト問題を考える』」を開催した。

2 福岡県内のヘイトスピーチ被害の状況

とりわけ、当会の現在までの福岡県内の実態調査を通じては、ヘイトスピーチ解消法の施行後も、以下のとおり、ヘイトスピーチに該当する被害の実例が存在することが明らかになった。

例えば、朝鮮学校では、2022年（令和4年）5月24日、同年6月6日には、「在日朝鮮人は日本から出て行け！！」、「韓国は世界中に迷惑をかけています。消えろ」、「竹島返せ！！」という文言が記載された張り紙が学校入口の坂道付近に貼られるという事件が発生している。

また、篠栗町の城戸南蔵院前駅では、2020年2月15日、駅ホームのゴミ箱上に設置された案内板に、「チョンは死ね」という落書きがあったことが発見されたという事案もあった。

さらに、駐福岡大韓民国総領事館によると、領事館前でのデモ・街頭宣伝（ただし、一人によるものを除く。）は、ヘイトスピーチ解消法の施行前である2012年（平成24年）4月から2015年（平成27年）9月まで（42か月）の期間（2022年宣言で引用した「平成27年度法務省委託調査研究事業によるヘイトスピーチに関する実態調査報告書」による調査期間）が15件であったのに対し、同年11月から2021年（令和3年）7月まで（69か月）の期間が64件、同年8月から2023年（令和5年）12月まで（30か月）の期間が23件確認されている。主な発言内容には、「国に帰れ」、「さっさと出て行け」、「日本は韓国と断交せよ」、「反日韓国は竹島を返還せよ」、「日本政府は韓国人を追い出せ」、「朝鮮人」、「ゴキブリ」等の、著しく差別的・排外的な言葉が含まれている。領事館では、デモ・街宣活動について、情報が事前に把握できた場合、ウェブサイト以案内を掲載して、日本を訪れる人に対して注意喚起をしているところ、2015年（平成27年）から2023年（令和5年）までの掲示件数は144件にものぼっている。

加えて、法務省も、「ヘイトスピーチ解消法施行7年」との特設サイトにおいて、「近時、ヘイトスピーチは、街頭デモなどの示威行動からインターネットにその舞台を移しつつあり、インターネットを含めると依然として多くのヘイトスピーチが行われています。」とするおと、ヘイトスピーチ解消法の施行後も、SNS等のソーシャルメディアを通じたヘイトスピーチは後を絶たず、当会の実態調査においても、福岡県内で発生した犯罪に乗じたSNS上でのヘイトスピーチも確認されている。

3 ヘイトスピーチを明確に禁止し、これを規制する条例制定の必要性

当会の現在までの調査等を通じても、ヘイトスピーチ解消法の施行後もなお、福岡県内においてヘイトスピーチの被害が継続して発生している実態が明らかになった。

それにもかかわらず、前述の福岡県内の地方自治体に対する文書照会（回答数は60自治体のうち46自治体）によれば、何らかの形でヘイトスピーチの状況把握を行っている自治体は11自治体で、これを行っていない自治体が28自治体を占めており、福岡県内のヘイトスピーチの被害実態を把握する体制自体が採られていないことが浮き彫りとなっている。

また、ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みについても、これを行っている各自治体の施策としてはもっぱら啓発活動にとどまっている。

さらに、ヘイトスピーチを規制するための条例制定については、これに積極的な自治体は11自治体にとどまっており、これに消極的な自治体が32自治体と過半数を占める状況となっている。

他方、全国的には、ヘイトスピーチ解消法の施行から9年が経過し、ヘイトスピーチの拡散防止措置を定め若しくはヘイトスピーチの禁止を明記する条例又は本邦外出身者や外国人に対する不当な差別の解消や禁止を定めている条例を定める自治体としては、2022年宣言以降、新たに、沖縄県（2023年）、東京都渋谷区（2024年）、相模原市（2024年）、群馬県太田市（2024年）が加わり、13箇所を数える。必ずしもその自治体の規模の大小や特定の地域に偏ることなく条例制定を行う自治体が徐々に増加しているところであって、当会の調査に対し、福岡県による条例制定を希望する自治体もあった。

ヘイトスピーチ規制については、罰することよりも、教育的意味、つまり、ヘイトスピーチが行ってはいけないことであることを知らせ、予防することが主目的としており、人種差別撤廃委員会の一般的勧告35（2013）においても「人種主義的ヘイトスピーチは、人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形態のスピーチとして、国際社会が非難しているのだということを強調する機能」（para.10）として紹介されているところであって、この点は重要であるといえる。

そして、ヘイトスピーチ解消法が理念法に留まり、ヘイトスピーチの禁止規定すらないことからすれば、条例において、これを明確に禁止することが必要であり、さらには、過料などの罰則や氏名公表制度など、その禁止を実効的に実現する規制についても、その基準や手続保障等について配慮しつつ、検討されなければならない。

そこで、当会においても、福岡県及び福岡県内の自治体に対し、改めてヘイトスピーチ及びヘイトクライムの被害実態の把握を求めていくとともに、実効的な対策として、ヘイトスピーチを明確に禁止し、これを規制する条例の制定を働きかけていくことが必要であるといえる。

具体的には、条例制定を求める要請活動、地方議会議員を対象とした学習会や意見交換会などの企画・実施、条例制定の機運を高めるための市民向けシンポジウム等の開催などに取り組む。

第3 外国にルーツを持つ子どもに対する差別の是正に向けた取り組みについて

1 憲法、子どもの権利条約、自由権規約等の国際人権諸条約の諸権利

憲法は、人が自己の人格を形成、実現するために必要な学習をする固有の権利である学習権を保障するとともに、教育を受ける権利における法の下での平等を定めている（憲法第13条、第14条、第26条1項）。

また、社会権規約第13条は、すべての人に教育を受ける権利を保障し、初等教育を無償かつ義務的なものと規定している。中等、高等教育においても機会の均等を保障し、すべての人がアクセス可能であることを求めている。さらに、保護者には、自らの信条に従って、子どものために公立・私立学校（外国人学校を含む。）を選択する自由を保障している。

この教育を受ける権利は、差別なく平等に保障されなければならない（社会権規約第2条2項、自由権規約第26条、子どもの権利条約第2条、第28条1項）、民族的・言語的・宗教的少数者に対しては、その言語、宗教、文化的伝統、アイデンティティを保持し、それに基づく教育を行い、あるいはそのような教育を受ける権利が保障されている（自由権規約第27条、子どもの権利条約第29条1項）。

2 外国人学校やその幼児教育・保育施設に対する差別とその是正の必要性

上記の憲法、国際人権諸条約における諸権利にもかかわらず、日本における外国にルーツを持つ子どもの学習権、教育を受ける権利の保障は十分でない。

国は、外国人学校やその幼児教育・保育施設が、外国にルーツを持つ子どもの教育に重要な役割を果たしているにもかかわらず、学校教育法1条に定める「学校」（いわゆる「一条校」）に該当しない、各種学校においては幼児教育を含む個別の教育内容に関する基準がなく、多種多様な教育を行っている、などの理由で、国庫助成や給付金等の対象から排除するなどしている。

とりわけ、朝鮮学校については、朝鮮民主主義人民共和国による弾道ミサイル発射という時の情勢を契機として、いわゆる高校無償化制度から全国の朝鮮高級学校だけがその対象から除外されただけでなく、国が地方自治体に対し、補助金支出停止を促したこともあった（2016年（平成28年）3月29日文部科学大臣「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」）。こうした国の動きを受けて、地方自治体においても、朝鮮学校への助成や給付金等の停止や削減が進んだ。

この点については、国連の子どもの権利委員会も、2019年（平成31年）3月に出した総括所見において「日本人以外の出自の子ども（コリアンなど）・・・に対して現実に行なわれている差別を減少させかつ防止するための措置（意識啓発プログラム、キャンペーンおよび人権教育を含む）を強化すること。」（para.18）を促しているところである。

このような国または地方自治体による外国人学校やその幼児教育・保育施設に対する差別が繰り返される現状は、教育を受ける権利の保障の観点から改められなければならないが、ヘイトスピーチとの関係でも、これを温存・助長しかねないものであって、ヘイトスピーチ規制の強化を図るにあたって、その前提として改められなければならない。

3 外国にルーツを持つ子どもに向けられた差別に対する当会における取り組みの必要性

国または地方自治体による外国にルーツを持つ子どもに対する差別に対して、当会は、これまで、2010年（平成22年）3月25日、「平等な高校無償化制度の実施を求める会長声明」を、2016年（平成28年）5月13日、「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」を、2020年（令和2年）7月2日、「外国人学校の幼児教育・保育施設を幼保無償化の対象とすること等を求める会長声明」を、2020（令和2）年12月9日「学生支援緊急給付金に関し困窮学生への平等な給付を求める会長声明」を、2022年（令和4年）4月27日、「外国人留学生や朝鮮大学に通う困窮学生に対する学生支援緊急給付金の平等な給付を再度求める会長声明」をそれぞれ発出し、その是正を繰り返し求めてきた。

しかしながら、国または地方自治体による差別は繰り返されており、上記のとおり、教育を受ける権利の侵害であって、また、このような動きが外国にルーツを持つ子どもに対するヘイトスピーチを温存・助長しかねない。

そこで、当会としては、外国にルーツを持つ子ども、とりわけ特別永住者の子孫である在日韓国・朝鮮人、朝鮮半島にルーツを持つ子どもが、その言語、宗教、文化的伝統、アイデンティティを保持するための教育を受ける権利を享受することを妨げている、これらの差別の是正に向けて、より一層取り組みを強化していく必要がある。

具体的には、引き続き国や地方自治体に対し、外国人学校やその幼児教育・保育施設への平等な制度の適用や財政的支援を求めるとともに、在日韓国・朝鮮人に対する歴史的な偏見や差別の歴史について、学習会開催などを通じた啓発活動にも取り組む。

第4 司法の分野における差別解消の取り組みについて

1 外国籍の調停委員等の就任拒否の問題

司法の分野においても、国が外国にルーツを持つ人々に対する差別を合理的理由なく継続している現状が未だ存在する。

すなわち、最高裁判所は、調停委員、司法委員及び参与員の採用に当たり、規則上は国籍要件がなく、その他の要件をすべて満たしているにもかかわらず、外国籍者の就任を一律に拒否している。

家事事件手続法にも民事調停委員及び家事調停委員規則にも、調停委員の資格要件や欠格事由として日本国籍の有無に関する規定はなく、法令上、調停委員に関する国籍要件は存しない。

そのため、「弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者」（民事調停委員及び家事調停委員規則1条）であれば、国籍にかかわらず、調停委員に任命することは可能である。実際に、過去には、大阪弁護士会所属の外国籍弁護士が民事調停委員に採用された例がある。

ところが、最高裁判所は、2003年（平成15年）の兵庫県弁護士会の韓国籍会員についての調停委員の任命拒否以降、全国の弁護士会が、外国籍弁護士を推薦しても、候補者として扱わない運用を継続している。

これに対して、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は、2009年（平成21年）以降、多くの決議・会長声明・意見を発表し、当会においても、2010年（平成22年）3月、「国籍を調停委員・司法委員の選任要件としないことを求める声明」を発表しているが、最高裁判所は、日本弁護士連合会からの2004年（平成16年）、2008年（平成20年）の照会に対し、「公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員」に該当することを理由に、前記運用を一向に改めていない。

しかしながら、そもそも調停とは、紛争の当事者間において、条理にかなない実情に即した適正妥当な合意の成立を目指すという紛争の自主的解決を図る制度である。調停委員は其中で、当事者と一緒に紛争の実情に即した解決策を考えるために、当事者の言い分や気持ちを十分に聴取する等して合意の形成を目指すことをその職務とするものである。また、調停は当事者が合意して初めて成立するもので、調停委員が強制的な権限を持つものではない。このような制度趣旨・運用に照らすと、調停委員は「公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員」には該当せず、最高裁判所の解釈は妥当性を欠いている。

したがって、最高裁判所の対応は、法令に根拠のない基準を新たに創設するものであるだけでなく、調停委員の具体的な職務、職責を勘案することなく、日本国籍の有無で異なる取り扱いをするものであり、国籍を理由とする不合理な差別として、憲法14条に違反する。

国際的にみても、国連人種差別撤廃委員会は、総括所見において、2010年（平成22年）3月と2014年（平成26年）8月の2度にわたり、人種差別撤廃条約第5条との関係で、資質があるにもかかわらず、外国籍者が、調停委員として調停手続に参加できないという事実で懸念を表明し、能力を有する日本国籍でない者が家庭裁判所における調停委員として行動することを認めるよう、締約国である日本の立場を見直すことを勧告している。

2 多民族、多文化共生の観点からも差別解消が急務であること

また、前述のとおり、既に日本は、外国にルーツを持つ人々が多く暮らす社会となっているのであって、調停の場に、他国の文化と日本の文化の相違等を理解している外国籍者が調停委員や

司法委員として参画することは、外国籍当事者の実情に即した紛争解決という観点において、むしろ調停制度を充実させるものである。

家事調停においては、例えば国際結婚カップルの離婚調停のような場面で、外国籍の調停委員が関与することにより、外国籍配偶者の不安や孤立感を緩和し、調停手続をより円滑に進める効果が期待される。

2025年（令和7年）2月7日開催の2024年度（令和6年度）福岡法曹協議会での協議結果によると、福岡家庭裁判所においても、外国籍当事者の家事調停事件の新受件数は、2021年（令和3年）が74件、2022年（令和4年）が88件、2023年（令和5年）が108件と年々増加しており、多民族、多文化共生の観点からも差別解消が急務である。

3 当会における取組み強化の必要性

この問題について、当会では、前述の2010年（平成22年）3月の会長声明以降、2021年（令和3年）11月27日に近畿弁護士会連合会の外国籍の調停委員採用を求めるプロジェクトチームの韓雅之弁護士（大阪弁護士会）を講師に招いて、人権擁護委員会内で学習会を開催するなどの取り組みは行ってきた。もっとも、裁判所から当会に対して調停委員の推薦依頼がなかったこともあり、これまで必ずしも、具体的な取り組みを展開できていたとはいえない。

しかし、我々が属する司法の分野におけるこの差別を改めさせない限り、多民族・多文化が共生する社会の実現はあり得ない。当会としても、この差別を解消するべく、今後さらに積極的な取り組みを行う必要がある。

具体的には、最高裁判所に対し、改めて外国籍者の調停委員等への就任拒否を是正するよう求めるとともに、福岡県内の裁判所からもその要望が最高裁判所に届けられるよう、各種裁判所との協議会等において、この問題を積極的に提起していく覚悟である。

第5 結語

以上のとおり、人口減少が進む日本、そして、福岡県においては、外国にルーツを持つ人々は年々増加しているにもかかわらず、これらの人々に対するヘイトスピーチは未だ横行しており、教育分野や我々司法の分野においても差別が繰り返され、一向に是正されていない状況があるのであって、外国にルーツを持つ人々への人権保障を強化し、全ての人々が共生できる、活力のある日本の地域社会を創造するため、今こそ、具体的な行動が求められているといえる。

よって、当会は、宣言の趣旨記載のとおり、外国にルーツを持つ人々に対する人権保障をより一層強化し、多民族・多文化が共生する社会の確立に向けて、全力を挙げて取り組む所存である。

刑事法廷内の入退廷時に被疑者・被告人に対して手錠・腰縄を使用しないことを求める決議

(2025年5月28日発表)

【決議の趣旨】

当会は、裁判官、裁判所及び国に対し、刑事公判廷の入退廷時における被告人等の基本的人権を保障するため、以下の措置を早急に講じることを求める。

- 1 裁判官は、被告人等の基本的人権を尊重し、刑事法廷内における入退廷時の被告人等に対して、漫然と一律に手錠・腰縄を使用することを今すぐによめ、刑事訴訟法287条1項但書が規定する事由があり、必要やむを得ない場合以外は、手錠・腰縄を使用しないこと。

- 2 国は、刑事訴訟法287条1項本文が規定する刑事法廷内における身体不拘束原則を入退廷時の被告人等に対しても確実に保障するため、同法に287条の2を新たに設けて、入退廷時の被告人等に対しても、身体不拘束原則が及ぶことを明記すること。
- 3 国及び裁判所は、被告人等の入退廷時に手錠・腰縄を使用しないための施設整備（例えば、手錠・腰縄の着脱が可能な待機室あるいはスペース等の設置）を講ずること。

2025（令和7）年5月28日
福岡県弁護士会

【決議の理由】

第1 刑事法廷内における手錠・腰縄使用の現状

1 現状

現在、勾留された被疑者・被告人（以下「被告人等」という。）は、審理中は手錠・腰縄を外された状態であるが、手錠・腰縄をされたままの状態でも刑事法廷内に入廷させられ、審理終了後は手錠・腰縄をされたままの状態での退廷を余儀なくされている。つまり、被告人等は審理前後の時間帯は、手錠・腰縄をされたままの状態でも刑事法廷内にいなければならない、その姿を裁判当事者や傍聴人など周囲に晒されることになる。

裁判員裁判の場合、2009（平成21）年法務省通知で、少なくとも裁判員は、被告人の手錠・腰縄姿を目にしないための配慮がなされているが、傍聴人や検察官などからは手錠・腰縄姿が見られることについては何らの配慮もなされておらず、手錠・腰縄をされた状態で入退廷することは通常裁判と同様である。

2 日本の刑事司法の根本的問題

被告人等に対する手錠・腰縄使用は身体拘束の一つであり、身体拘束は公権力による人身の自由に対する究極の侵害であるにもかかわらず、日本の刑事司法では、身体拘束が極めて安易に許容され、過剰かつ長期の身体拘束が実務上常態化しており、被告人等の人身の自由に対する過剰な人権侵害状況が、刑事法廷内の入退廷時にも表れている。

安易な身体拘束、身体拘束の長期化及び「人質司法」の抜本的解決は、刑事法廷内の入退廷時の手錠・腰縄問題解決のためにも極めて重要な課題である（当会2024（令和6）年5月24日付け「刑事身体拘束手続に関する裁判所の運用改善を求める決議」参照）。

第2 当会の活動

このような状況を踏まえて、当会では、2020（令和2）年10月、手錠・腰縄問題に関する学習会を開催した後、2021（令和3）年8月、手錠・腰縄問題PTを立ち上げ、刑事法廷内の入廷時に手錠・腰縄を使用しないように求める活動を始めた。

2021（令和3）年11月に行われた法曹三者による「第一審強化方策福岡地方協議会刑事部会」では、当会提案で手錠・腰縄問題を議題に挙げたが、裁判所からは個別事案において法廷警察権を行使する裁判長（裁判官）が判断する事項であるなど、形式的な回答しかなかった。

また、当PTは当会会員（刑事弁護人）から裁判所への手錠・腰縄不使用申入れを行うように呼び掛けており、2021（令和3）年10月から2025（令和7）年3月までの3年6か月間に当会会員から裁判所に申し入れた件数は合計62件であったが、そのうち、刑事法廷外で手錠・腰縄を外

した事案はなく、僅か4件（約6.5%）で被告人の入廷後に傍聴人を入れる「時間差方式」による配慮が行われたのみであった。

第3 憲法・国際人権法等違反

1 憲法・自由権規約違反

(1) 個人の尊厳及び人格権侵害

まず、被告人等は、個人として尊重され（憲法13条）、品位を傷つける取扱いを受けず（自由権規約7条、拷問等禁止条約16条1項）、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われなければならないが（自由権規約10条1項）、手錠・腰縄のまま入退廷させることは、被告人等の自尊心を傷つけ、屈辱感、羞恥心、無力感等を与え、肉体的にも精神的にも服従を強いることとなり、個人の尊厳を侵害し、品位を傷つける取扱いである。

(2) 無罪推定の権利侵害

被告人等は、有罪判決を受けるまで無罪として取り扱われる無罪推定の権利が保障され（憲法31条、自由権規約10条2項(a)、同14条2項）、自由権規約委員会の一般的意見32（自由権規約14条の解釈指針）は、「被告人は通常、審理の間に手錠をされたり檻に入れられたり、それ以外にも、危険な犯罪者であることを示唆するかたちで出廷させられたりしてはならない。」と指摘しているが、手錠・腰縄のまま入退廷させることは、被告人等を罪人であるかのように取り扱っているような外観を生じさせるため、無罪推定の権利を侵害する。

(3) 防御権等侵害

被告人等は、刑事裁判の一方当事者として防御権が保障され、検察官と対等な立場で裁判に臨む権利を有しており（憲法31条以下）、全ての者は裁判所の前で平等であるが（自由権規約14条1項）、手錠・腰縄のまま入退廷させることは、訴訟活動を萎縮させ、防御権を充分に行行使し得なくなるおそれがあり、対等当事者としての地位が脅かされるため、被告人等の防御権、対等当事者として裁判に臨む権利を侵害する。

2 国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）違反

国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）48条1項は、「より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ」、「必要かつ合理的に利用可能な最も侵襲性の低い形態」の拘束具のみが、「必要な時間のみ用いられ、かつ、…危険がもはや存在しなくなった後にはできる限り速やかに取り外され」なければならないとの条件の下、使用が認められるが、日本の刑事法廷内における手錠・腰縄使用は、同規則の厳格な拘束具の使用基準に違反している。

3 海外の事例

(1) 大韓民国（韓国）

韓国では、刑事法廷横に待機室が設置され、待機室で手錠を着脱することになっているため、被告人は手錠・腰縄をしない状態で公判廷に入退廷することができ、公判廷での身体不拘束原則が徹底されている。

2024（令和6）年、日本弁護士連合会が大韓弁護士協会に待機室の設置状況について照会したところ、大韓弁護士協会を通じて「法院行政処」（日本の最高裁事務総局に相当）から、ほとんどの刑事法廷には被告人待機室が設置されており、待機室が設置されていない法廷は、刑事本案事件以外の令状実質審査、即決審判などを担当する法廷又は外部見学などの体験法廷等に使用されているとの回答がなされている。

(2) 欧州連合（EU）

EUでは、無罪推定を受ける権利等に関する指令（2016年）において、「法廷または公衆の面前において、身体拘束具を使用することによって、被疑者・被告人が有罪であるものとして露見されないようにするために適当な措置をとる」こと（5条1項）、「手錠、ガラスの覆い、檻および足枷などのような身体拘束具によって、法廷または公共の場において、被疑者・被告人が有罪であるとの印象を与えることを慎むべきである」（前文20項）と明記している（北村泰三「被告人を入退廷時に手錠・腰縄で拘束する措置は人権侵害か？」世界人権問題研究センター「研究紀要」23号（2018年）32頁）。

(3) 米国

米国連邦最高裁判決（2005年5月23日）は、有罪・無罪の評決（guilt phase）後の量刑審理（penalty phase）に被告人が出廷する際、足鎖・手錠・胴鎖で拘束されていた事案（デック対ミズーリ事件）について、「法廷の公的尊厳（courtroom's formal dignity）とは、被告人を尊重して扱うこと（respectful treatment of defendants）を含むものであり」、「法廷における拘束具の使用は、裁判官が支持する司法手続の厳守性と慎みを損なうものである」と言及し（北村・前掲11～12頁）、個別の事案毎に逃亡のおそれや法廷内の安全確保等の事情を考慮せずに、被告人に人から見えるような拘束具を付けたまま出廷させることは、合衆国連邦憲法修正第5条及び修正第14条等（法の適正手続）に違反していると判示している（北村・前掲9頁）。

(4) 英国

英国では、一般的に被告人は法廷に入廷する際も手錠などの拘束具は外されており、逃亡または暴力を振るうおそれのある場合に限って手錠で拘束されることも認められるが、手錠を使用する合理的な根拠を証明する責任は、訴追側にあるとされている（北村・前掲7頁）。

(5) 小括

このように上記諸外国などでは刑事法廷内で被告人等に手錠・腰縄が使用がされないか、少なくとも一定の制限があるのに対して、日本では漫然と一律に手錠・腰縄を使用している実態であり、国際的な観点から見ても、被告人等に対する人権保障が大きく立ち後れている。

第4 法令・通知

1 刑事訴訟法

刑事訴訟法287条1項は「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。」という身体不拘束原則を規定しているが、裁判実務上、「公判廷」とは「審理の開始から終了まで」と限定解釈されているため、漫然と一律に入退廷時に手錠・腰縄が使用されている（昭和32年5月7日法務省矯正局長通達でも、裁判実務に沿って、手錠は開廷時に解錠し、閉廷時に施錠することが定められている。）。

2 平成5年法務省矯正局長通知

(1) 平成5年法務省矯正局長通知の内容・経緯

他方、平成5年7月19日付け法務省矯正局長通知「刑事法廷における捕縄及び手錠の使用について」（以下「平成5年通知」という。）では、最高裁判所事務総局刑事局と法務省矯正局長が協議した結果として、今後、特に戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められる場合には、被告人を傍聴人より先に入廷させ、被告人を傍聴人より後に退廷させて、傍聴人のいない所で解錠・施錠することを原則とし、これによることが

できない特段の事情がある場合には、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口の所で解錠し又は施錠させるという方法その他適切な方法を執ることとされた。

しかし、平成5年通知別添記載の最高裁判所と法務省との協議経過によれば当初、最高裁事務総局刑事局は、法務省矯正局に対し、「傍聴人を退廷させずに戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための一つの方策として、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口の所で解錠し、又は施錠させるという運用を一般化すること」を打診していたのである。

このように、入退廷時に手錠・腰縄を使用するという従来の運用を廃止し、法廷外で手錠・腰縄を解錠・施錠することを一般化するという運用に変更しようとした最高裁判所事務総局刑事局の当初の考え方こそ、被告人等の個人の尊厳・人格権、無罪推定の権利、防御権等を保障する憲法・国際人権法に適うものであり、高く評価される。

(2) 平成5年通知の意義と限界

平成5年通知は、開廷時の解錠・閉廷時の施錠の原則を維持しつつも、入退廷時に手錠・腰縄を使用している現状に一定の例外を設けたことには大きな意義がある。

しかし、原則として入退廷時の手錠・腰縄状態が前提とされており、「特に戒具を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情」という判断基準も不明確であり、実際、平成5年通知によって法廷出入口の外で手錠・腰縄が外された事例はほぼ皆無であるから、同通知はほとんど全く機能していない。

そこで、最高裁判所事務総局刑事局が、当初、法廷外で手錠の解錠・施錠を行うよう打診していたという歴史的経緯を再認識した上で、「公判廷」（刑事訴訟法287条1項）を物理的な法廷の場と解釈して、入退廷時にも身柄不拘束原則を適用するという運用にしなければならない。

第5 手錠・腰縄国賠訴訟判決

入退廷時の手錠・腰縄使用の違憲性を訴える国賠訴訟が複数提起されてきたが（大阪地裁、京都地裁・大阪高裁、広島地裁・広島高裁・最高裁）、いずれも国賠法上の違法は認められず、全ての原告が敗訴している。

しかし、その中でも、2019（平成31）年5月27日大阪地裁判決（判例タイムズ1486号230頁）は、入退廷時の手錠・腰縄使用に関する人権侵害性及び運用改善に言及している。

すなわち、「現在の社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された被告人の姿は、罪人、有罪であるとの印象を与えるおそれがないとはいえない」「手錠等を施されること自体、通常人の感覚として極めて不名誉なものと感じることは、十分に理解される」「手錠等についての社会一般の受け取り方を基準とした場合、手錠等を施された姿を公衆の前にさらされた者は、自尊心を著しく傷つけられ、耐え難い屈辱感と精神的苦痛を受けることになることも想像に難くない」「確定判決を経ている被告人は無罪の推定を受ける地位にあること」などに鑑み、「個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言し、個人の容貌等に関する人格的利益を保障している憲法13条の趣旨に照らし、身体拘束を受けている被告人は」「手錠等を施された姿をみだりに公衆にさらされないとの正当な利益ないし期待を有しており、かかる利益ないし期待についても人格的利益として法的な保護に値するものと解することが相当である。」と判示した。

そのうえで、運用の在り方について、「公判期日が開かれる法廷への入退廷に際して、手錠等を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにするための具体的な方法について検討すると、現在の我が国の裁判所における法廷施設の状況を前提とするならば、①法廷の被告人出入

口の扉のすぐ外で手錠等の着脱を行うこととし、手錠等を施さない状態で被告人を入退廷させる方法、②法廷内において被告人出入口の扉付近に衝立等による遮へい措置を行い、その中で手錠等の着脱を行う方法、③法廷内で手錠等を解いた後に傍聴人を入廷させ、傍聴人を退廷させた後に手錠等を施す方法が考えられる。」と判示した。

このように大阪地裁判決は、一律に手錠・腰縄を使用する現状の運用を改善する上で、重要な意義を有している。

第6 適切な法廷警察権の行使

前述したように、入退廷時の手錠・腰縄使用は被告人等の基本的人権を侵害するから、入退廷時の被告人等にも刑事訴訟法287条1項（身体不拘束原則）の保障が及ぶと考えるべきである。

そもそも、刑事裁判に臨むために被告人等は裁判所に出頭し、公判で訴訟活動をする予定である以上、一般的に暴行や逃亡のおそれが高いとは言えないから、漫然と一律に手錠・腰縄を使用する必要性はない。

もし暴行・逃亡の緊急事態が生じた場合は、刑事施設職員（刑務官）のみならず、裁判所が配置する看守者（同287条2項）によっても対処可能であるし裁判長が法廷警察権を行使して在廷命令その他相当な処分（身体拘束を含む）により対処可能である（同288条2項）。

この点、例外的に身体拘束が許容される「暴力を振り又は逃亡を企てた場合」（同287条1項但書）とは、現実に暴行行為に及びまたは逃亡行為を実行に着手した時点と解釈されるべきであり、かつ、身体拘束の比例原則やマンデラ・ルール（48条1項）に鑑みると、必要やむを得ない場合以外は、手錠・腰縄を使用しないようにしなければならない。

裁判官は憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負っている以上、被告人等の基本的人権を尊重するため、適切に法廷警察権を行使して、原則として入退廷時の手錠・腰縄を使用することを止めるべきである。

第7 立法・制度整備の必要性

そもそも、刑事被収容者処遇法成立時（2006（平成18）年6月）の附帯決議では「拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に配慮しつつ、…捕縄・手錠を使用しないことについて検討すること」（参議院附帯決議第十一項）が明記されていた。

被告人等に対して手錠・腰縄を使用しないよう弁護人が申入れをしても、ほとんどの裁判官は何らの措置もしない状況であるため、裁判官による被告人等の人権保障を基本に据えた適切な法廷警察権の行使は期待できない状況である。

裁判官が、広範な裁量権を理由に被告人等の入退廷時に手錠・腰縄を使用する運用を続け、被告人等に対する人権侵害をなくすことに全く努力も配慮もしない以上、かかる人権侵害状況を抜本的に解決するためには、立法でもって新たに明文を設けなければならない。

具体的には、現在の刑事訴訟法287条1項と同様、入退廷時における身体不拘束原則を明記した規定として、「被告人の入退廷時においても前条の例による。」（287条の2）を新設すべきである。

また、被告人等の入退廷時に手錠・腰縄を使用しないための施設整備として、例えば、手錠・腰縄の着脱が可能な待機室やスペース等の設置がなされるべきである。

他方で、入退廷時の被告人等に手錠・腰縄を使用しない場合、暴行・逃亡の懸念が指摘されるところであるが、暴行・逃亡防止については物的・人的整備を講じることで対処が可能であるか

ら、暴行・逃亡の懸念を理由に入退廷時の被告人等に手錠・腰縄を使用する運用を続けることは、到底許されない。

第8 結語

刑事法廷内における入退廷時の被告人等に対する手錠・腰縄の使用は、法曹三者が日常的に目にしながらも、その人権侵害性を見過ごしてきたと言わざるを得ず、手錠・腰縄問題は早急に改善されなければならない。

よって、刑事公判廷の入退廷時における被告人等の基本的人権を保障するため、決議の趣旨で述べたとおり、裁判官に対しては、原則として入退廷時に手錠・腰縄の使用をやめること、国に対しては、入退廷時にも身体不拘束原則が及ぶことを明記した規定を刑事訴訟法改正により追加すること、国及び裁判所に対しては、入退廷時の被告人等に手錠・腰縄を使用しないための施設整備を求める。

また、当会は、本決議をもって、早急に手錠・腰縄問題を解決するべく、手錠・腰縄使用の人権侵害性を広く知らしめるとともに、裁判所への申入活動の活性化など様々な取り組みを積極的に推進していき、被告人等の基本的人権の擁護に努めることをここに決意する次第である。

最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の解消を求める会長声明

(2025年6月4日発表)

福岡県においては、2024年10月、福岡県最低賃金を前年比51円増額の1時間992円とする改定が行われた。しかし、時給992円は、正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の1か月の所定内労働時間である148.7時間（「毎月勤労統計調査 令和6年分結果確報」）で計算すると月額14万7510円程度と、未だいわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっている。

一方で原材料価格の高騰や円安状況の継続など様々な社会情勢の影響により、コメ価格の高騰をはじめ食料品・日用品や光熱費など生活関連品の価格が昨年を引き続き上昇傾向にある。厚生労働省の「毎月勤労統計調査令和6年分結果確報」によると、現金給与総額（事業所規模5人以上）での実質賃金指数は前年比0.3%減となり、3年連続での前年比マイナスとなった。このように、物価上昇に労働者の賃金上昇が追いついておらず、名目賃金から物価変動の影響を除いた実質賃金の上昇率はほぼゼロの状態が続いている状況を踏まえると、労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇を実現する必要がある、そのためには最低賃金額を大幅に引き上げて賃金全体の底上げを図ることが不可欠である。

また、最低賃金額を大幅に引き上げると同時に、最低賃金法第9条以下の地域別最低賃金制度を抜本的に見直し、地域間格差の解消に向けて全国一律最低賃金制度の導入についても検討されるべきである。

中央最低賃金審議会は、2023年度（令和5年度）、地域別のランク制度を4段階から3段階に改定し地域間格差の是正を図ったが、2024年度（令和6年度）の最低賃金は、最も高い東京都で時給1163円であるのに対し、福岡県では時給992円、最も低い秋田県では時給951円であり、地域間における時給格差（最大212円）は今もなお大きい。一方で、地域別の労働者の生計費は、都市部と地方の間でほとんど差がないという調査結果もある。そのため、地方の最低賃金額を大幅に引き上げることは喫緊の

課題である。

地域の最低賃金の高低と人口の増減には相関関係があるとされており、最低賃金の地域間格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因の一つともなっている。全国一律最低賃金制度を導入し、地域間格差を解消させることは、地域経済にとってもプラスの影響をもたらさうものである。

一方で、昨今の人手不足、経営者の高齢化、働き方改革関連法への対応など、現在、中小企業を取り巻く環境は大きな変革期にあり、厳しい状態にあることは否定できない。そのため、日本の経済を支えている中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう、国（及び地方自治体）において、十分な支援策を講じることも必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減、賃上げを実施したすべての中小企業が対象となる利用しやすい助成金制度の創設、人件費及び原材料費等の価格上昇を取引価格に適切に反映させることを可能にするような公正取引規制の徹底などの支援策が考えられる。

政府は2024年11月22日の閣議決定で「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としている。2029年中に現在全国加重平均1055円の最低賃金を1500円に引き上げるためには、本年を含め毎年89円の引上げが必要であり、この目標達成のためにも、充実した中小企業支援策が直ちに検討されなければならない。

当会は、引き続き、本年度、中央最低賃金審議会が、厚生労働大臣に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金の引上げを答申すべきこと、また、福岡地方最低賃金審議会が、福岡労働局長に対し福岡県最低賃金の大幅な引上げを答申すべきことを強く求めるとともに、国に対し、中小企業への十分な支援策を求める。

死刑執行に抗議する会長声明

(2025年6月27日発表)

本日、国内において1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。前回の死刑執行は、令和4年7月26日であり、2年11か月が経過しての執行となった。国際社会から死刑廃止の要請もあり日本でも死刑が執行されない状態が続くと思われたが、突然の執行であった。

たしかに、突然に不条理な犯罪の被害に遭い、大切な人を奪われた状況において、被害者の遺族が厳罰を望むことはごく自然な心情である。しかも、日本においては、犯罪被害者及び被害者遺族に対する精神的・経済的・社会的支援がまだまだ不十分であり、十分な支援を行うことは社会全体の責務である。

しかし、そもそも、死刑は、生命を剥奪するという重大かつ深刻な人権侵害行為であること、誤判・えん罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなど様々な問題を内包している。

人権意識の国際的高まりとともに、世界で死刑を廃止または停止する国はこの数十年の間に飛躍的に増加し、2024年の統計では、法律上及び事実上の死刑廃止国は145か国（死刑存置国は54か国）となっている。経済協力開発機構（OECD）加盟38か国のうち、死刑制度を存置しているのは3か国（韓国、米国、日本）のみであり、韓国では1997年以降、死刑が執行されておらず、米国では50州中23州で死刑が廃止、2021年7月には、連邦レベルでも死刑執行が停止されている。OECD加盟国のう

ち、日本のみが国家として死刑を執行している。

このような世界の情勢もあり、日弁連が中心となり「日本の死刑制度について考える懇話会」が設置され、複数の国会議員や学識経験者、警察・検察出身者、弁護士、経済界、労働界、被害者団体、報道関係者、宗教家及び文化人など各層の有識者によって議論があり、同会は、2024年11月13日、報告書を公表し、「現行の日本の死刑制度とその現在の運用の在り方は、放置することの許されない数多くの問題を伴っており、現状のまま存続させてはならない」という基本的な認識を示した。

当会においても、2025年1月29日に、死刑制度の廃止に向けて、本報告書の提言に沿って、早急に、国会及び内閣の下に死刑制度に関する根本的な検討を任務とする公的な会議体を設置すること、その結論が明らかにされるまでは死刑の執行を停止することを強く求める会長声明を発しており、これまでも1996年以降、死刑執行に対し、都度これに抗議する会長声明を発出してきたほか、2020年9月18日に「死刑制度の廃止を求める決議」を採択し、2021年8月25日には「米国における連邦レベルでの死刑の執行停止を受け、日本における死刑制度の廃止に向けて、死刑執行の停止を求める会長声明」を発出してきた。

そこで、当会は、国に対し、今回の死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、日本が、基本的人権の尊重、特に生命権の不可侵性の価値観を共有できる社会を目指そうとしている国際社会と協調し、国連加盟国の責務を果たせるよう、あらためて死刑制度の廃止に向けて死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

地方消費者行政の維持・強化を求める会長声明

(2025年6月27日発表)

- 1 令和6年版消費者白書によると、2023（令和5）年の消費生活相談件数は約90.9万件であり、前年の約87.6万件から約3.3万件、前々年の約85.9万件から約5万件増加している。また、被害額としても、2023（令和5）年の消費者被害額（既支払額（信用供与を含む。））は、過去最高の約8.8兆円であると報告されている。

福岡県消費生活センターの統計によると、福岡県内における消費生活相談件数は、2019（令和元）年以降、約5万件を維持しており、直近5年間において減少傾向はない。そのうち、相談の傾向としては、SNSに関連する相談が2019（令和元）年の約3倍となっていること、高齢者からの相談が全体の7割以上を占める点検商法の相談が2022（令和4）年の2倍以上となっていることなど、従前の商法に加えて、若年者や高齢者を被害者とする消費者被害の増加やインターネットを利用した悪質な手口が広く波及していることがうかがわれる。そのため、地域住民の安全を守るためには、このような被害実態をいち早く把握し、専門的知見をもって対応できる身近な消費生活相談員という窓口の体制確保をはじめとする地方消費者行政の継続、強化が重要となる。

福岡県の2023（令和5）年における住民10万人当たりの消費生活相談員数は、2.3人であり、全国平均（2.7人）を下回っている一方、2023（令和5）年における相談員一人当たりの相談対応件数は、411.2件と全国平均（300.3件）を大きく上回っており、消費生活相談員の負担は大きい。

- 2 このような状況の下、国は、地方公共団体の消費者行政、特に消費生活センター等で行われている消費生活相談の充実強化に向けて、現行の地方消費者行政強化交付金（以下「強化交付金」という。）等の財政支援策を継続してきたが、強化交付金には地方公共団体ごとに交付金の活用期限が定められており、活用期限を迎えると強化交付金は終了となる。

この強化交付金を消費者生活相談員の人件費としている地方公共団体のうち、既に2024（令和6）年で約100の自治体が活用期限を迎えており、令和7年度末にはさらに約220の自治体が活用期限を迎えることになる。

福岡県においても、2025（令和7）年度末に38の自治体、2027（令和9）年度末に7の自治体が活用期限を迎えることになる。

今後、財源不足により相談窓口が縮小せざるを得なくなった場合、消費生活相談員の負担はさらに顕著なものとなる。

- 3 強化交付金の活用期限は、地方公共団体の消費者行政予算の自主財源比率を増加させるための呼び水として設けられたものであるが、地方公共団体の消費者行政予算は自主財源だけでまかなえる状況にはない。

そのため、国が活用期限を迎えた強化交付金の終了という事態への速やかな対応を行わない場合、地方公共団体において消費生活相談員の任用継続、維持をすることが困難になるという問題にとどまらず、地方消費者行政全体の衰退につながるおそれがある。

したがって、地方公共団体が、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善をするなどして、地方消費者行政を安定して推進するためには、強化交付金の活用期限の延長、あるいは、強化交付金に代わる恒久的な財源を確保することが必要である。

- 4 また、現在、国が進めるデジタル技術を活用した電話と対面相談によらない消費生活相談体制のデジタル化（以下「DX化」という。）について、国の責任において予算措置を講じない場合、全部又は一部の地方公共団体において、DX化の費用を負担せざるを得なくなるため、地方消費者行政に悪影響が生じるおそれは否定できない。

一般社団法人全国消費者連絡会の2023年度「都道府県の消費者行政調査報告書」においては、「相談業務デジタル化するとすると、多くの費用負担が見込まれる。それにより小規模自治体の相談窓口が縮小する恐れがある」などという地方公共団体からの不安の声が、現実のものとして指摘されている。

特に、地方の消費生活相談業務に必要不可欠な「全国消費生活情報ネットワークシステム」（以下「PIO-NET」という。）刷新における地方公共団体の費用負担の問題は顕著である。PIO-NETに登録される情報は、相談現場における助言・あっせんのための情報としての役割以外に、法執行の端緒や立法政策の根拠となるという重要な意義を有するため、地方公共団体における入力事務に支障がでないように、国がその費用の全額を負担すべきである。

- 5 以上のとおり、消費者被害を防止・救済し、地域住民の生活の安定を担保するため、当会は、国に対し、
 - (1) 地方公共団体が、地方消費者行政を安定して推進するための恒久的な財源の確保のための措置を講ずること（少なくとも、強化交付金の交付期限を延長するなど、消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に必要な予算措置を講ずること）
 - (2) 国が進める消費生活相談業務のDX化に関連し、地方公共団体が、地方の消費生活相談業務に必要な「全国消費生活情報ネットワークシステム」（PIO-NET）の刷新・運用及び消費生活相談業務のデジタル化の構築・運営を行うための費用の全額を、国が負担する措置を講ずべきことを強く求める次第である。

生活扶助基準引下げを違法とした最高裁判所判決を高く評価し、直ちに判決を踏まえた是正措置を実施するとともに生活保護基準を適正に見直すよう求める会長声明

(2025年7月16日発表)

2025年(令和7年)6月27日、最高裁判所は、大阪府内、愛知県内の生活保護利用者らが、2013年8月から3回に分けて行われた生活扶助基準引下げ(以下「本件引下げ」という。)に係る保護費減額処分の取消等を求めた訴訟の上告審において、厚生労働大臣による本引下げの違法性を認め、保護費の減額処分を取り消す判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。

本判決は、本件引下げの主な理由とされた「ゆがみ調整」(指数の適正化)及び「デフレ調整」(物価変動率=下落率の反映)のうち、「デフレ調整」について次のように指摘し、生活保護法3条、8条2項に違反して違法と判断した。

すなわち、本判決は、まず、厚生労働大臣の裁量判断の適否の審理においては、本件引下げに至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきであるという判断枠組を示し、その上で、「デフレ調整」に関し、生活保護法8条2項が最低限度の消費水準を保障するものであること、他方で、物価変動が直ちに同程度の消費水準の変動をもたらすものとはいえないことを指摘し、本件引下げにおいて国が物価変動率のみを直接の資料として基準生活費の改定率を定めたことについては、十分な説明もなされておらず、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められないことから、厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったとした。

全国29の地方裁判所に提起されていた本件と同種の訴訟では、最高裁判決前までの時点で、20地裁、7高裁において生活保護利用者側勝訴の判決が出されていた。本判決は、憲法25条が定める生存権保障の分野において、法の支配、法による正義を実現するという司法の役割が果たされたものとして高く評価することができる。

本件引下げが実施された2013年8月当時、生活保護利用者は215万人を超えていたが、本判決によって補償措置を図られるべき対象はそのすべてに及ぶ。生活保護利用者に対する補償措置は、国及び各地方自治体の喫緊の責務である。

また、当会は、これまでも繰り返し、生活保護基準の見直しを求める会長声明(直近では2025年2月19日付)を发出してきたが、本判決を受けて国が生活保護基準を見直すべきことは明確になったといえる。その見直しにあたっては、判断過程の適正の確保を求める本判決の趣旨を踏まえ、生活保護法3条及び8条2項の趣旨を十分に反映しつつ、生活保護利用者の実態を考慮できる適切な検討方法がとられなければならないといえよう。

よって、当会は、国及び各自治体に対し、本判決を重く受け止め、直ちに、訴訟の全面解決を図り、かつ、本件引下げによって減額された保護費の差額を支給するなど必要な補償措置の実施を求めるとともに、国の責任として判断過程の適正を確保しながら速やかに生活保護基準を適正な内容に見直すよう強く求める。

**骨太の方針2025を踏まえ、いわゆる谷間世代の経済的負担や不公平感を軽減するための
基金制度の創設を求める会長声明**

(2025年8月6日発表)

2025年(令和7年)6月、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いわゆる骨太の方針2025)

において「法曹人材の確保等の人的・物的基盤の整備を進める」「国際法務人材の育成」との記載及びその注記で「法教育の推進、公益的活動を担う若手・中堅法曹の活動領域の拡大に向けた必要な支援の検討を含む」ことが明記された。

これは、2017年（平成29年）4月、裁判所法の改正によって、同年11月1日以降に採用された司法修習生（第71期以降）に対しては基本給付金などの修習給付金が支給されることとなった一方、2011年（平成23年）11月から2017年（平成29年）10月までの間に採用された司法修習生（新65期～70期、いわゆる「谷間世代」）には新たな給付金制度の遡及適用がなかったために生じた、谷間世代が無給での修習により重い経済的負担を負ったままに取り残されるという不公平な問題の解決策として、日本弁護士連合会（日弁連）、当会ほか全国の弁護士会、各弁護士会連合会、そして新たな給付金制度の実現に向けて活発に活動してきたビギナーズネットを挙げて取り組んできた谷間世代に対する修習給付金と同額の一律給付による解決、また、実質的に谷間世代への一律給付と異ならないような基金制度の創設を目指してきたことが反映された結果である。これまで谷間世代問題の解決に向けて寄せられた国会議員の応援メッセージは2025年（令和7年）5月23日時点で391通に達している。

日弁連が目指す基金構想は、一律給付に実質的に代わりうる措置として、国からの交付金により日弁連又は日弁連が協力して設立する財団法人等に基金を設置し、その基金からの給付金をもって谷間世代の様々な活動、研修、技能向上などを、5年間の時限で集中的に支援することによって谷間世代問題の解決を図らんとするものである。

近年、大規模自然災害や多くの社会問題が発生し、またわが国を支える中小企業も創業、事業承継、国際取引等の重要な局面に置かれている等々の状況の中で、弁護士に対するニーズはさらに高まりを見せており、この状況下で国民のための司法を維持強化するためには、全法曹の約4分の1に相当する約1万1000人を占め、今や司法の中核を担っている谷間世代の法曹が、かかるニーズに応じて諸課題により積極的に取り組むことができるようにすることが不可欠である。

すなわち、かかる基金制度によって、谷間世代が、高齢者・障がい者支援、子ども対策・支援、災害支援、消費者問題等々の幅広い公益的活動や、行政機関や公私の教育機関の第三者委員会等の業務、中小企業のスタートアップ、事業承継、国際業務の支援、弁護士業務に資する日弁連等が企画する研修、資格取得や語学の講座受講等々に取り組むことを給付により支援して、谷間世代の多くが抱えている経済的負担や不公平感を軽減することにより谷間世代がさらに広く深くこれら諸課題等に積極的に取り組むことができることとなるのであり、これによって実現される国民の権利利益の保護、救済は決して小さくない。

本来、法曹は三権の一翼である司法を担う重要な人的基盤であり、公費により養成されなければならない。一時的に公費による養成が途絶えた状態は修復されるべきであり、世代を問わず全ての法曹が公費により養成され、その公的役割を自覚し、十分に力を発揮することは、この国の司法制度を利用しもしくは司法の影響を受ける全ての人の利益となるのである。

当会は、日弁連、全国の弁護士会、各弁護士会連合会とも力をあわせ、引き続き、谷間世代問題の解決に向けて一層の尽力を重ねる決意であるが、政府、国会、最高裁判所など関係機関におかれては、骨太の方針2025及び日弁連が提唱する基金制度の理念に即して、その早期実現に向けて必要な措置を講じて頂くよう強く求める。

今秋の臨時国会での再審法改正の実現を求める会長声明

(2025年8月6日発表)

いわゆる福井女子中学生殺害事件において、2025年（令和7年）7月18日、名古屋高裁金沢支部は、検察官の控訴を棄却する判決を言い渡し、1990年（平成2年）の一審無罪判決を支持した。2025年（令和7年）8月1日、名古屋高検が上訴権を放棄したことで、一審無罪判決が確定した。当会はいわゆる袴田事件の再審無罪判決に際して発した会長声明において、逮捕から無罪判決までに58年もの年月を要したことを指摘したが、本件についても逮捕から今般の控訴棄却判決の言い渡しまでに38年もの年月が費やされている。人生の多くを自己のえん罪を晴らすための闘いに費やさざるを得なかったその余りの残酷さは、袴田事件と同様、筆舌に尽くしがたいものがあるといわざるを得ない。

このように、えん罪被害者の救済が遅れる理由が現行の再審法の不備にあることは衆目の一致するところである。2025年（令和7年）6月18日、野党により衆議院に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下、「本法案」という。）が提出され、その後、衆議院法務委員会に付託されて、閉会中審査となっている。本法案は、「再審制度によって冤（えん）罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする」という観点から、①再審請求審における検察官保管証拠等の開示命令、②再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審等における裁判官の除斥及び忌避、④再審請求審における手続規定を定めることを内容とするものである。これは、当会が2023年（令和5年）9月の総会決議及びこれに続く累次の会長声明で繰り返し求めてきた再審法改正の内容と軌を一にするものであって、高く評価できる。

一方で、再審法改正に関しては、2025年（令和7年）4月21日以降、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下、「法制審部会」という。）において審議が行われており、本法案の定める4項目も審議対象となっている。

しかし、上記4項目の改正に関して、まず、検察官と密接な関係を有する法務省が事務局を務める法制審議会が主導的な役割を担うことについて、えん罪被害者の適正かつ迅速な救済を目指すという観点において強い懸念を表明せざるを得ない。

つぎに、再審法改正は、何よりもえん罪被害者の速やかな救済に資するものでなければならない。そして、上記4項目は、数多くある論点の中でも、えん罪被害者の速やかな救済を実現する上で根幹をなすものであるから、これらの点については、早急に法改正がなされるべきである。それにもかかわらず、法制審部会では、再審手続における証拠開示の範囲を新証拠及びそれに基づく主張に関連する限度にとどめようとする意見や、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することに消極的な意見が見受けられた。これらを受けて、事務局を務める法務省が原案をとりまとめる形で、上記4項目の改正に関する是非を含む全14項目にも及ぶ論点が提示された。法制審部会での早期のとりまとめを目指すとしても、その法案化までにはなおも相当な期間を要することは明らかで、再審法改正が速やかに進む目処は立っていないと言わざるを得ない。

このような状況に照らせば、えん罪被害者の早期救済のためには「国の唯一の立法機関」である国会こそ、速やかにあるべき再審法改正の方向性を示すことが重要である。多くの地方議会や首長、民間団体などからも広く支持が表明されていることは、その証左である。

よって、当会は、国会に対し、速やかに本法案の審議を進め、今秋に予定されている臨時国会において本法案を可決・成立させることを求めるものである。

佐賀県警察科学捜査研究所技術職員によるDNA型鑑定での不正行為を強く非難するとともに 第三者機関による検証等を求める会長声明

(2025年10月1日発表)

佐賀県警察は、本年（2025年）9月8日の記者会見において、佐賀県警察本部科学捜査研究所の技術職員が7年余りにわたり、実際には実施していないDNA型鑑定を行ったように装う等、虚偽内容の書類を作成するなどの不正行為（以下、「本件不正行為」という。）を繰り返していたことを公表した。

各種報道によると、今回、確認されたものだけでも、虚偽の鑑定書類作成を含めて130件に上り、そのうち、実際は鑑定していないのに鑑定したことを装った証拠捏造というべきものが9件、鑑定試料の余りを鑑定後に紛失して別の物を鑑定試料と偽って警察署に返すなどしたものが4件、上記130件のうち再鑑定を行った124件の中で当初の鑑定と異なる結果になったものが8件、鑑定結果が証拠として検察庁に送付されたものが16件あるとのことであった。

DNA型鑑定等の科学鑑定は、近時の刑事司法において、捜査や公判の帰趨を決する大きな影響力を持つ科学的証拠である。科学鑑定が正確に実施されることは、無辜の者を誤って処罰することがないようにするだけでなく、真犯人の発見や事件の早期解決、真相究明にとっても重要である上、国民の刑事司法に対する信頼を担保するものである。それにもかかわらず、7年余りもの間、刑事司法に対する重大な背信行為が繰り返し行われ、かつ、見過ごされてきたことは、極めて遺憾であり、強い非難に値する。虚偽証拠による裁判は、刑事訴訟法435条1号によりそれ自体が再審事由となる上、本件不正行為のようにDNA型に関する虚偽の報告書を作成することは、虚偽公文書作成罪（刑法156条）、証拠偽造罪（刑法104条）などの犯罪に該当するものであり、極めて重大な事態である。

捜査段階で作られた証拠は、被疑者、被告人の防御権や弁護人の弁護活動に関わるものであることはいうまでもなく、結果、被疑者、被告人の人生そのものに重大な影響を及ぼすものである。

本件不正行為が二度と起こらないようにするためには、原因究明は必須である。ところが、各種報道によると、佐賀県警察は、佐賀地方検察庁、佐賀地方裁判所の協力を得て調査を行った結果、全ての不正行為について捜査や公判への影響はなかったとして第三者による調査機関の設置は必要ないとしている。

しかし、佐賀県警察が行ったとする調査は、あくまで捜査機関が自ら実施したものに過ぎず、その調査過程や発覚の端緒は何ら明らかになっていない。しかも、問題発覚から約1年もの間、公表されなかった点も看過できない。

本件不正行為が繰り返し行われた原因の究明、捜査や公判への影響がないという説明の真偽、他の類似事案の有無、本件不正行為が7年余りも見過ごされた原因、チェック体制の適否、組織的な関与の有無、再鑑定の実施方法や鑑定資料の適否の検証など、数多くの課題が残ったままであり、到底十分ではない。

防御権や弁護活動に影響がなかったかどうかという点は、当然、捜査の対象となった被疑者、被告人、弁護活動を行った弁護人に情報を提供して調査を行わなければ、明らかにならない。しかし、現在まで、各事件の被疑者、被告人及び弁護人に対する調査は一切行われていない。

佐賀県警察の対応は、本件不正行為の重大性を見誤っていると指摘せざるを得ない。また、佐賀地方検察庁が、警察の捜査を指導監督する立場にあるにもかかわらず、本件不正行為を見抜くことができなかったことも看過できない。

本件不正行為が、7年余りもの間繰り返し行われ、かつ、見過ごされてきたことからすると、警察内部の監察及び検察官による指揮並びに公安委員会による監督では、鑑定に際しての証拠の偽造を防止す

ることはできないという構造的欠陥が明らかになった。真相究明のためには、捜査機関から独立した機関による調査が必要不可欠である。また、本件不正行為は佐賀県警察のみの問題ではない。全国の都道府県警察においても、本件不正行為と同様な問題が起きていないか可及的速やかに確認を行う必要がある。

よって、当会は、法務省、最高検察庁、警察庁及び国家公安委員会に対し、中立的な第三者機関を設置した上で、本件不正行為が捜査及び公判に与えた影響を検証し、再審請求を行うなどの適切な措置を講じるとともに、本件不正行為を防止することができなかつた構造的原因を究明し、再発防止策を策定することを求める。また、佐賀地方検察庁は、当時の弁護人に情報を提供して調査をおこない、鑑定結果が判決に影響を及ぼした可能性が否定できない事案については再審請求の機会を得られるよう配慮すべきである。

最高裁判決を待つことなく、直ちに、すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明

(2026年1月7日発表)

1 同性間の婚姻ができない現在の婚姻に関する民法及び戸籍法の諸規定（以下「本件諸規定」という。）の違憲性を問う一連の訴訟の中の東京二次訴訟控訴審において、2025年（令和7年）11月28日、東京高等裁判所は、本件諸規定は、憲法24条1項、2項及び14条1項のいずれにも違反しないとの合憲判断を下した（以下「東京二次高裁判決」という。）。

2 一連の訴訟においては、最初の判決である札幌地裁で違憲判断が示された（2021年（令和3年）3月17日）後、大阪地裁が合憲判断を下した（2022年（令和4年）6月20日）。しかしその後は、東京地裁（一次・二次）・福岡地裁が違憲状態の判断、名古屋地裁及び高裁段階では札幌・東京（一次）・名古屋・大阪・福岡高裁がいずれも違憲の判断を下していた。

当会は、2019年（令和元年）5月29日の「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議」において、憲法13条、14条、24条や国際人権自由権規約により、同性カップルには婚姻の自由が保障され、また性的少数者であることを理由に差別されないこととされているのだから、国は公権力やその他の権力から性的少数者が社会的存在として排除を受けるおそれなく、人生において重要な婚姻制度を利用できる社会を作る義務があること、しかし現状は同性間における婚姻は制度として認められておらず、平等原則に抵触する不合理な差別が継続していることを明らかにした。その後も、一連の訴訟の判決が出される度に会長声明を発し、政府・国会に対し、同性間の婚姻制度を早急に整備することを改めて求めてきた。

また、日本弁護士連合会は、2019年（令和元年）7月18日の「同性の当事者による婚姻に関する意見書」において、同性婚が認められないことは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害である旨を述べていたところ、さらに、去る2025年（令和7年）12月12日、長崎市で開催された人権擁護大会において、「当事者の性別にかかわらず婚姻を可能とする民法等の改正を求める決議」を採択し、改めて、本件諸規定の取扱いが平等原則に違反し、個人の尊厳を損なうものであることを指摘して、速やかに本件諸規定を改正することを求めている。

東京二次高裁判決は、本件諸規定について、「一の夫婦とその間の子」の結合体を、社会の基礎的な構成単位となる基本的な家族の姿として想定し、夫婦が夫婦としてどうあるべきかという観点の

みならず、その間に生まれてくる子の父母としてどうあるべきかという観点から、婚姻の具体的な要件及び効果を定めている、とし、その合理性を重視する一方、現実には、同性のカップルが存在し、異性カップルの夫婦と同様の社会的実態を持って生活している点や、子の養育をしている点、それにもかかわらずこれらを保護する法的効果を得ることができない点、家族としての公的承認を受けることができない点等の不合理に光を当てることなく判断をしている。このような判断は、上記の、これまでの違憲判決の積み重ねや、当会・日本弁護士連合会の見解等からして、到底受け入れられるものではない。

- 3 もっとも、東京二次高裁判決は、政府・国会において、同性間の婚姻制度を整備する必要がないと免責を与えるものではない点に留意しなければならない。

すなわち、東京二次高裁判決も、国会の立法裁量を重視し、現時点において、本件諸規定が違憲とは言えないと判断したのみであり、同性カップルに法的保護は必要ない、国会において何ら立法を行わなくても良い、などと述べたものでは、全くない。それどころか、東京二次高裁判決においても、「我が国における立法の検討状況をみると、法律婚制度については、社会状況の変化を踏まえた改正が随時行われる一方で、同性の者同士に係る家族に関する法制度については、少なくとも約10年前から、政府において、国会等で慎重な検討を要すると政府が答弁等をしながらか、その慎重な検討を開始したことをうかがわせる証拠がなく、国会においては、法律案が提出されても、審議が開始されないという状況にある。このことから、かえってその慎重な検討は開始されていないこともうかがわれるのであって、その検討状況は、客観的にみて、控訴人らが性自認等に従った法制度上の取扱いを受けるという人格的存在と結びついた重要な法的利益が十分に尊重されているとは評し難い状況にある。」と指摘され、遅々として進まないどころか、一向に実質的検討すら行おうとしない政府や、審議にすら入れない国会の対応が批判されており、さらに、「人が性自認等に従った法令上の取扱いを受けることは、人の人格的生存と結びついた重要な法的利益であるから、このままの状況が続けば、憲法13条、14条1項との関係で憲法違反の問題を生じることが避けられない」とも明言されている。

同性のカップルの権利・利益が尊重されていない現状を指摘する東京二次高裁判決の趣旨に照らせば、むしろ、政府・国会において、速やかに同性間の婚姻制度を整備しなければならないはずである。

- 4 しかるに、本判決を受け、木原稔官房長官は、「国の主張が認められた」と評価したと報道されている。これまで政府は、複数の違憲判決に対し、同性婚の制定は「極めて慎重な検討を要する」とか、同種訴訟や上級審の判断を「注視したい」などと消極的なコメントを発してきていたが、合憲判決に対しては評価のコメントを出すというのは、上記で指摘した、政府が今なすべき役割について、全く無理解であると言わざるを得ない。

一連の訴訟は、いずれも最高裁に上告中であり、このまま推移すれば、遠からぬ将来、最高裁の判決が出される。当会は、その判決は、東京二次高裁判決を除き、5つの高裁が一致して違憲と判断した重みを踏まえ、個人の尊厳を何より重視した、明確な違憲判断となることを強く期待している。

しかし、政府・国会においては、その最高裁判決をただ待つのみという態度は、到底許されるものではない。東京二次高裁判決を評価するといえるのであれば、同判決が指摘する「性自認等に従っ

た法制度上の取扱いを受けるという人格的存在と結びついた重要な法的利益が十分に尊重されているとは評し難い状況」を速やかに改善し、同性婚の法整備を行わなければならない。

- 5 当会は、改めて、同性間の婚姻ができない本件諸規定は憲法13条、14条、24条に違反するものであることを指摘し、政府・国会に対し、最高裁判決を待つことなく、直ちに、同性間の婚姻制度を整備することを求める。

当会は今後も、性的少数者を含めたすべての人にとって平等な婚姻制度の実現に向け、努力していく所存である。

法制審議会刑事法（再審関係）部会の審議状況に抗議し、議員立法による再審法改正の実現を求める 会長声明

（2026年1月14日発表）

再審法改正については、2025年（令和7年）3月、法務大臣が法制審議会に対して「刑事再審手続の在り方に関する諮問第129号」により再審法改正について諮問したことから、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以下「再審部会」という。）が設けられ、審議が進んでいる状況にある。

ところで、2025年（令和7年）12月16日に開催された再審部会第13回会議において、部会の委員・幹事（以下「委員等」という。）に対して、「今後の議論のための検討資料」（以下「検討資料」という。）が配布された。これは、法務省事務当局が作成した資料であるが、再審部会12回会議までの審議状況を忠実に整理・反映したものではなかった。しかも、かかる検討資料は、再審部会の委員等への事前の提示や意見聴取を経ることもなく、「意見の集約に向けたたたき台（案）」との標題で先に報道機関に配布され、記者に対する説明も行われていたものである。議事運営を補佐すべき立場に過ぎないはずの法務省事務当局が、その意のままに意見集約の方向性を示唆する内容で論点の抽出・整理を行い、その内容を再審部会の委員・幹事に先んじて報道機関に公表することによって、これを既成事実とし、それに沿った方向に再審部会の審議を誘導することを企図したものとみざるを得ない。検討資料の内容も、裁判所が再審請求書やその添付資料等を調査し、再審の請求が理由のないものであると認めるときは、証拠開示や事実の取調べをすることなく、直ちに再審請求を棄却することを義務づける案を明記するなど、えん罪被害者の速やかな救済を指向するものとは言い難い。

再審部会を含め、法制審議会の刑事法関連部会の事務局は、法務省刑事局が務めているが、その要職は検察官が占めている。そのため、再審部会については、かねてよりその公正性、中立性に疑問が多く呈されており、再審法改正を再審部会の審議に委ねていたのでは、その内容が骨抜きにされるとの指摘もなされていたが、今回の出来事は、まさにそのおそれが現実化したものといえる。

当会は、法務省事務当局に強く抗議すると共に、再審部会に対し、えん罪被害者の速やかな救済の実現という再審法改正の原点に立ち返り、再審制度に関する専門的知見や再審事件の実情を踏まえた公正中立な審議を行うよう求め、国会に対しては、速やかに議員立法案を審議、可決するよう求める。

旧姓の通称使用のみの法制化に反対し、改めて選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を強く求める 会長声明

(2026年2月24日発表)

2025年12月3日の報道で、政府は次の国会に、旧姓の通称使用を法制化するための関連法案を提出する方向で検討に入ったことが明らかとなった。さらに、同月5日、男女共同参画会議において来年度からの第6次男女共同参画基本計画の策定に向けて、「婚姻後の旧姓の通称使用について法的効力を与える制度の創設の検討」を掲げて答申をまとめた。

しかし、こうした旧姓の通称使用のみの法制化は、夫婦同姓制度の維持を前提とするものであり、正式な名称である「戸籍姓」が別に存在することには変わりはない。旧姓はあくまでも「通称」の位置付けにとどまり、根本的な問題は解消されないばかりか、国内的にも国際的にもさらなる混乱を生じさせる恐れがあるため、旧姓の通称使用のみの法制化には反対である。

そもそも、氏名は個人の識別機能を有するだけでなく、個人の人格の象徴であり、氏名の変更を強制されない自由も憲法13条の人格権として保障される。

しかし、民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定め、婚姻後の夫婦同氏を義務付けている（夫婦同姓制度）。

そして、同制度の下で、現実には法律婚をする夫婦の約94%において、女性が姓を変えている。すなわち、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うという点で、婚姻に際して一方当事者に姓の変更を強制する民法750条は、憲法13条、憲法14条、憲法24条にも反するものである。

国連の女性差別撤廃委員会からも繰り返し別姓を選択できるよう勧告がなされ、日本は夫婦同姓を強制する唯一の国となっている。

当会はこれまで、民法750条が憲法に違反することを繰り返し指摘して、選択的夫婦別姓制度への改正を求めてきた（2010年4月22日会長声明、2015年5月27日総会決議、2015年12月17日会長声明、2021年7月7日会長声明、2024年12月5日会長声明）。

婚姻後も同姓か別姓のいずれかを選択できるようにする制度（選択的夫婦別姓制度）は、互いに旧姓を保持することを希望する者同士が法律上婚姻することを可能とし、かつ、双方が戸籍姓のみで社会生活を送ることができるのであり、これこそ人格の利益及び両性の本質的平等を維持することにつながる。同姓を希望する者は従前通りに選択できるのであり、これらの者の人権侵害や不利益は問題とならないことは当然である。

2025年の通常国会では、28年ぶりに選択的夫婦別姓制度の導入に向けた法案が衆議院法務委員会で審議入りし、法案は継続審議となり、一歩前進かと思われた。しかし、2026年1月23日に招集された通常国会で衆議院が解散されて廃案となった。

旧姓の通称使用の法制化は、一見すると、旧姓を法的に使用できる機会が増え、現行制度下での不便が解消されるようにも思われる。

しかし、婚姻に際して夫婦の一方が改姓を強いられるという人格権侵害や両性の本質的平等違反は残り、憲法に違反する人権侵害の解消にはならない。加えて、「戸籍姓」と「通称姓」との法的なダブルネームという社会全体のシステムを変更する新たな制度が誕生することになり、社会生活に混乱を

来たす恐れがある。例えば、金融機関におけるマネーロンダリング対策のための審査に耐えられない恐れがある。また、パスポートの表面上に旧姓のみが記載されても、国際規格上ICチップには戸籍姓のみが記録されることになっており、ビザや航空券は旧姓では取得できず、海外渡航や海外生活においてパスポート上の旧姓と戸籍上の姓が異なることのリスク等がある。

このダブルネームの危険性については、従前より指摘されているところである。例えば、法務省パンフレット「選択的夫婦別氏制度について」(1996年)では「社会からみてその人が誰かということが分からなくなり、混乱を招くおそれがあります」と記載され、2015年12月16日最高裁大法廷判決の木内裁判官による「通称を法制化するとすれば、全く新たな性格の氏を誕生させることとなる」との意見、2021年6月23日最高裁大法廷決定の宮崎裁判官・宇賀裁判官による「ダブルネームである限り人格的利益の喪失がなかったことになるわけではない」との反対意見などがある。日本経済団体連合会(経団連)も、2024年、「通称姓の使用はビジネス上のリスクとなり得る」として、選択的夫婦別姓の早期実現を提言している。

当会は、夫婦同姓制度を維持したままで旧姓の通称使用のみの法制化を進めることには反対であり、国に対し、憲法に違反する人権侵害を解消し両性の本質的平等を追求するべく速やかに選択的夫婦別姓制度の導入を実現するよう、改めて強く求める。

**法制審議会が法務大臣に対して答申した刑事再審手続に関する法整備の案
(諮問第129号に対する答申)に強く反対すると共に、かつて超党派議連が提出した
改正案の法制化を実現することを求める会長声明**

(2026年3月17日発表)

1 法制審議会は、2026年(令和8年)2月12日、刑事再審手続に関する法整備の案(諮問第129号に対する答申案)を審議し、全会一致の慣例にもかかわらず多数決をもって原案どおり採択し、法務大臣へ答申した(以下「本答申」という)。採択は反対が4、棄権が1と異例な結果であった。

本答申は、えん罪被害者の救済を本来的目的とする刑事再審制度につき、再審請求手続の全面的見直しを図るものと称して法務省の事務当局により取りまとめられたものであるが、その内容には、えん罪被害者の救済という再審制度の趣旨・目的に反し、再審請求人に過度の負担と不利益を課し、かえって再審開始を困難にする重大な問題点が含まれており、断じて容認できない。

2 まず、本答申は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止していない。いわゆる袴田事件など累次の再審事件において、検察官の度重なる抗告・特別抗告により、再審開始・再審無罪の言渡しまでに著しく長期に及んでいることが指摘されているが、検察官の不服申立てを無制限に認めている。本答申は附帯事項として、「検察官において、もとより結論ありきではなく、慎重かつ十分な検討を確実に行った上で適切な対応がなされることが望まれる」旨記載してはいるものの、実際の事件においてそのような適切な対応がなされるかはいわば担当検察官を中心とした検察庁の裁量に委ねられており、不服申立ての歯止めとはなっていない。絵に描いた餅である。

そもそも、検察官は、再審請求手続の当事者ではなく、公益の代表者として裁判所が行う審理に協力すべき立場に過ぎず、再審開始を認める決定に対して当然に不服申立てを行うべき立場にはない。しかも、いわゆる「福井事件」の第1次再審請求において、検察官が、自らの主張と矛盾する重要な証拠を隠したまま、再審開始決定に対する不服申立てを行った結果、再審開始決定が誤って

取り消されるという事態も生じている。今後、このような事態が生じるのを防ぐためにも、検察官に「公益の代表者」として不服申立てを行う資格を認めるべきではない。そして、再審開始決定は、再審を開始する旨決定するだけであり、有罪・無罪の実体判断は再審公判において改めて行われることが予定されている。検察官は、再審公判において確定判決に誤りがないことを主張することが可能であり、再審開始決定に対する不服申立てを認めなくても何ら不都合は生じない。

再審は、既に有罪判決が確定した者について、後に無実を明らかにし得る新証拠が提出された場合等に、当該判決の誤りを是正するための例外的救済手続であるところ、開始決定に対する検察官の不服申立てを広く許容することは、えん罪被害者の救済をいたずらに遅延させ、重大な人権侵害を継続させる結果を招くこととなる。本答申は、その点において、えん罪被害者の早期救済の必要性という立法事実は何ら向き合っていないとの非難を免れない。

- 3 また、本答申は、検察官の保管する裁判所不提出記録につき、再審請求審及びその準備段階における閲覧・謄写の制度化を図る一方で、その運用に関し、裁判所が「必要と認める」場合に限り閲覧・謄写を認めるとするなど、検察官の裁量と裁判所の判断に広範な余地を残し、弁護人の活動を過度に制約するおそれを残したものと見える。証拠開示についても、裁判所に対して一定の要件の下で証拠開示命令を発する余地を認めているが、関連性、必要性、相当性を弁護人が具体的に主張、疎明しなければならず、そうした疎明は必ずしも容易ではないことからして、証拠開示が認められない結果となるのである。

えん罪事件においては、従前、検察官が保管する未提出証拠の開示が再審開始及び無罪判決の決定的契機となってきたところであり、真に必要とされるのは、検察官手持ち証拠の包括的な開示義務の明確化と、その履行を実効的に担保する制度であって、検察官や裁判所の裁量の余地を残すべきものではない。

本答申は、証拠開示の範囲及び方法について検察官・裁判所の統制権限を温存しており、えん罪救済の観点から不十分な内容にとどまっている。

- 4 さらに、本答申は、再審請求審における裁判官の除斥・忌避、再審開始事由の在り方等、多岐にわたる重要論点について、えん罪救済の実効性確保という観点から極めて不十分な内容にとどまっている。

本答申は、「再審の請求についての調査手続」を新たに設け、「審判開始決定」がなされない限り、事実の取調べや証拠の提出命令を行うことができず、直ちに再審請求が棄却されることになる上、再審の請求を受けた裁判所に対して、速やかに調査手続を行い、審判を開始するか否かを決定することを義務づけたのである。この規定により、再審請求人が無罪につながる証拠の開示を受けられないまま、書面審査のみで再審請求が門前払いされる余地を残している点で、不十分というほかはない。

加えて、本答申は、確定審において刑の言渡し・刑の免除・無罪の言渡しに関する判決、控訴棄却の判決に関与した裁判官の除斥規定を設け、上告棄却の決定に関与した裁判官の除斥規定を設けなかった一方で、再審開始決定に関与した裁判官の除斥規定を設けている。再審請求審と再審公判は一連の手続であり、同一の裁判官が担当することは当然のことである。このような規定は、検察官に対して、再審開始が確定した事案について、再審公判において一から有罪立証を行うことを可能とするものであり、いたずらに審理を長期化させる結果につながる点で、不十分というほかはない。

- 5 一方で、国会においては、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（超党

派議連)が中心となり、えん罪被害者の迅速な救済を目的とする再審法改正案(刑事訴訟法の一部を改正する法律案)が議員立法として提出され、審議が継続されていたが、先般の衆議院解散によって廃案となった。

同改正案は、本答申と比して、再審請求手続における証拠開示の制度を大きく拡充し、再審開始決定に対する検察官による不服申立てを明文で禁止するなどの内容を含むものであり、えん罪被害者の早期救済の必要性という立法事実と真に向き合った内容である。まさに、えん罪被害者の人権救済に資する方向性を明確に示したのものとして当会は高く評価する。

他方、本答申は、超党派議連による再審法改正案が示してきたえん罪救済の方向性を十分に踏まえることなく、検察官の不服申立てを維持し、証拠開示についても限定的な枠組みにとどめるなど、超党派議連の案に比して、明らかに「後退的」内容となっている。

- 6 当会は、えん罪の防止とその救済が刑事司法に対する国民の信頼の基盤となるべき課題であるとの観点から、本答申に対し、強く反対する。そして、検察官の不服申立てを禁止し、証拠開示についても大きく拡充した内容の超党派議連の再審法改正案が一刻も早く再度国会に提出され、その法制化を実現することを求める。

国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

(2026年3月17日発表)

当会は、日本で初めて待機制の当番弁護士制度を導入し、いつでも、誰でも、弁護人にアクセスできる社会を目指し、被疑者・被告人の権利を守るため、刑事弁護の最前線を切り拓いてきた。その精神は、今日に至るまで当会の根幹を成し、全国でも高い国選弁護登録率として結実している。

しかし今、国選弁護制度はその持続可能性が揺らぐ重大な局面に直面している。

国選弁護制度は、被疑者・被告人の権利擁護のために必要不可欠な憲法上の制度である。現在、刑事事件の約9割は国選弁護人が担っており、日本の刑事弁護は国選弁護制度により支えられているといっても過言ではない。それにもかかわらず、国選弁護人の活動を支えるべき報酬体系は、その重要な責務と実態を反映しているとは到底いえない。

このような状況を踏まえ、日本弁護士連合会では、当番弁護士制度のほか、取調べ立会いの援助制度、障害者等に対する刑事弁護費用援助制度などを独自予算で創設し、さらに当会でも独自に、身体拘束解放後の被疑者弁護援助制度を創設するなど、被疑者・被告人が費用負担の心配なく高度化する刑事弁護活動を享受できる体制の拡充に注力してきた。しかしながら、無罪推定の原則が憲法上保障される日本において、これらの諸制度は、本来、国費で賄われるべきものである。

現在の国選弁護報酬は、昨今の急激な物価高、社会全体における賃上げの要請等を反映していないだけでなく、スマートフォンの普及等に伴うデジタル証拠の激増により、メッセージアプリを用いた事件関係者間の膨大なやり取りの精査が必要になるなど、弁護活動に必要な労力が飛躍的に増大しているにもかかわらず、その実態が基礎報酬に全く反映されていない。

国選弁護にかかる各種弁護費用に関しても、謄写費用、交通費などの実費が一部しか支給されず、弁護活動に要した費用が全額補償される仕組みになっていない。

また、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるDNA鑑定、神奈川県警による証拠の捏造等、捜査機関による不正行為は未だになくなっておらず、捜査機関側の作成した証拠の信用性を争うべき事案は少なくない。過去の多くの冤罪事件においても、弁護側が提出した科学的鑑定等が無罪主張の柱と

なってきた。しかしながら、日本弁護士連合会及び当会において、私的鑑定等の費用援助制度を設け、弁護活動に一定の援助費用が支払われているとはいえ、現行の国選弁護制度では、鑑定費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動に対する費用が賄われず、適切な弁護活動を行う上で重大な支障を来している。冤罪防止の観点からも、国選弁護制度における費用の整備は喫緊の課題である。

国選弁護業務のための予算は160億円前後と極めて僅少であり、100兆円規模の国家予算に占める割合は年々低下している。人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れていると言わざるを得ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の権利擁護と公正な刑事司法制度の実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を強く求めるものである。

「日野町事件」第2次再審請求事件についての特別抗告棄却決定を高く評価すると共に、 速やかな再審公判の審理を求める会長声明

(2026年3月17日発表)

1 最高裁判所第二小法廷（岡村和美裁判長）は、2026年（令和8年）2月24日付けで、いわゆる「日野町事件」第2次再審請求事件について、検察官の特別抗告を棄却する旨決定した（以下「本決定」という）。これにより、大津地方裁判所が2018年（平成30年）7月にした再審開始決定が確定することとなる。

「日野町事件」の概要は、当会が2023年（令和5年）2月27日付けで会長声明を発しているとおりであり、無期懲役の有罪判決が確定した元受刑者である故阪原弘氏（以下「阪原氏」という。）について、阪原氏の死後に再審開始が認められたものである。無期懲役以上の刑が確定した事件について、元被告人の死後に再審開始が決定されたのは戦後初である。

本決定は、えん罪救済と刑事司法への信頼回復の観点から、極めて重要な意義を有するものであり、再審制度を通じて誤判を是正するという司法の責務を改めて確認したものである。当会は、本決定を高く評価すると共に、速やかな再審公判の審理を求めるものである。

2 「日野町事件」については、阪原氏が生前にした第1次再審請求が棄却され、その即時抗告の審理中に阪原氏が亡くなってしまっており、阪原氏が生前に無罪判決を受けることができなかったことが悔やまれてならない。第2次再審請求については、2018年（平成30年）7月に再審開始の決定があったが、その後検察官が不服申立てを繰り返したことにより、再審開始が確定するまでに7年半の歳月を要している。大阪高等裁判所が2023年（令和5年）2月に検察官の即時抗告を棄却しており、検察官が特別抗告を申し立てることがなければ、既に阪原氏の無罪が確定していた可能性があったといえる。本決定は、これまでの多くの再審事件についての最高裁決定と異なり、特別抗告の理由に具体的に踏み込むことなく、再審請求を認容すべきものとした大津地方裁判所の決定が結論において正当であるとした大阪高等裁判所の判断に誤りがあるとは認められない旨説示したものである。検察官の特別抗告の理由が、大阪高等裁判所の抗告審としての判断をいささかも動揺させるものでなかったことを物語っており、特別抗告の申立て自体に無理があったといえる。

このように、えん罪被害者の名誉回復が検察官の不服申立てによりいたずらに長期にわたって遅延することは、重大な人権侵害であって誠に遺憾である。

3 また、上記の大津地方裁判所による再審開始決定の大きな根拠となった新証拠は、第2次再審請求において証拠開示が行われた「警察が検察官に送致していなかった引当捜査の状況を撮影した写真のネガ」であった。確定判決が最も重視した間接事実は、引当捜査の際に阪原氏が金庫発見場所

や死体発見場所を案内することができたという事実であったが、ネガが証拠開示されたことによって、その捜査報告書の写真の順番が入れ替えられていたことが判明したのである。

このような事実は、捜査機関が裁判所に提出することなく保管している証拠を再審請求後早期の段階で全面的に開示させることが、えん罪被害者を救済するために必要不可欠であることの立法事実を示している。

- 4 ところで、法制審議会は、法務大臣に対して、いわゆる再審法改正についての諮問に対する答申をしたが、その内容は検察官による不服申立てを禁止していない。証拠開示の点についても、再審請求の審判を開始するか否かの調査を先行しなければならない制度設計であり、職権による証拠開示を認めず、開示の範囲も限定的であるなど大きな問題を積み残した内容のものである。今回、「日野町事件」について検察官がしたように、再審開始決定に対して検察官が不服申立てをすることができる制度を変えない限り、えん罪被害者の名誉回復が遅延する事案が今後も起こり得る。

当会においても、2026年（令和8年）1月14日付けで会長声明を発しているが、えん罪被害者の速やかな救済の実現という再審法改正の原点に立ち返る必要のあることはいうまでもない。えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟（超党派議連）が、先般行われた衆議院議員総選挙後初の会合を開催した旨報じられており、改めて超党派議連の再審法改正案を議員立法によって法制化するという再審法改正の実現のため、全力を尽くす決意である。

相談窓口・問合先のご案内

法律相談センター（多重債務・労働・交通事故・DV問題は無料）

● 福岡地区	天神法律相談センター	六本松法律相談センター	二日市法律相談センター
	いとしま法律相談センター	古賀法律相談センター	
● 北九州地区	北九州法律相談センター	折尾法律相談センター	行橋法律相談センター
	豊前法律相談センター		
● 筑後地区	久留米法律相談センター	八女法律相談センター	
	柳川法律相談センター	大牟田法律相談センター	
● 筑豊地区	飯塚法律相談センター	田川法律相談センター	

ナビダイヤル（0570）783-552

子どもの人権110番（子どもの人権に関する無料の電話相談：いじめ、体罰その他）

● 毎週土曜日	午後0時30分～午後3時30分	(092) 752-1331
---------	-----------------	----------------

高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

○ 無料電話相談	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時【受付時間】（福岡）(092) 724-7709	
	毎週木曜日 午後1時～午後4時	（筑後）(0942) 46-2667
● 福岡	電話（092）724-7709、FAX（092）752-1301	
● 筑後（久留米法律相談センター内）		(0942) 30-0144

精神保健当番弁護士

● 福岡・筑豊地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(092) 791-2258
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 32-2638

犯罪被害者支援センター（犯罪被害に関する無料の電話相談）

毎週月～金曜日	午後4時～午後7時	(092) 738-8363
---------	-----------	----------------

生活保護支援システム（生活保護当番弁護士）

● 福岡地区	平日 午前9時～午後7時 土・日・祝 午前9時～午後1時	(092) 741-3208
● 北九州地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(093) 561-0360
● 筑後地区	平日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）	(0942) 30-0144
● 筑豊地区	平日 午前9時～午後5時（午前11時50分～午後0時50分を除く）	(0948) 28-7555

外国人法律相談センター

※ 弁護士が通訳とともに相談に応じます。 第2木曜日は中国語、韓国語、ベトナム語、第4木曜日は英語と中国語の通訳が待機します。 毎月第2・第4木曜日 午後1時～午後4時	(092) 737-7555
--	----------------

自死遺族法律相談

● 福岡地区	毎月第1水曜日13時～16時	(092) 738-0073
--------	----------------	----------------

行政ホットライン

○ 無料電話相談（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 724-2644
○ 無料面談相談受付（不定期。詳しくはホームページを）	(092) 741-6416

中小企業法律支援センター（ひまわりほっとダイヤル）

※ 相談者の地域に応じて福岡・北九州・筑後・筑豊の各地区の弁護士が対応します。 土日祝を除く 午前10時～午後4時（正午から午後1時を除く）	(0570) 001-240
---	----------------

当番弁護士・当番付添人

※ 弁護士会の業務時間外は留守番電話となり、後ほど、接見要請の措置をとります。	
● 福岡地区（福岡地方裁判所本庁管轄区域内）	(092) 733-0333
● 北九州地区（同小倉・行橋支部管轄区域内）	(093) 583-3800
● 筑後地区（同久留米・柳川・八女・大牟田支部管轄区域内）	(0942) 32-2719
● 筑豊地区（同飯塚・直方・田川支部管轄区域内）	(0948) 28-7555

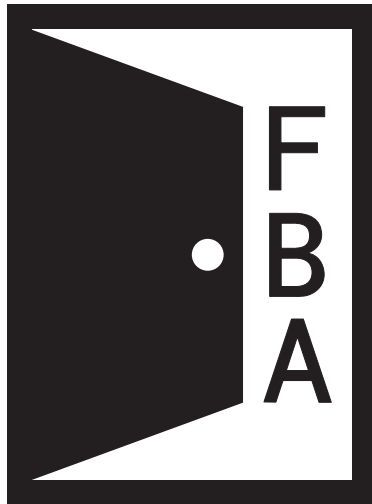
法教育センター

※ 弁護士をゲストティーチャーとして派遣します。詳しくはホームページを。	(092) 741-6416
--------------------------------------	----------------



福岡県弁護士会
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号
電話 (092) 741-6416 FAX (092) 715-3207
URL <https://www.fben.jp>



**FUKUOKA BAR
ASSOCIATION**

福岡県弁護士会の人権擁護活動2025

2026年3月31日発行

編集・発行 福岡県弁護士会

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号

TEL 092-741-6416

<https://www.fben.jp/>